

# 人口問題研究

Journal of Population Problems

第59巻第1号 2003年

特集：先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究 その1



国立社会保障・人口問題研究所

# 人口問題研究

## 第59巻第1号(2003年3月)

### 特集：先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究 その1

特集にあたって	阿藤 誠	1～6
子育て支援政策の国際比較：日本とヨーロッパ	福田亘孝	7～26
日本の少子化と家族政策：国際比較の視点から		
	阿藤誠・赤地麻由子	27～48
北欧諸国の出生率変化と家族政策	津谷典子	49～80
ドイツ・オランダ語圏諸国の低出生率と家族政策	原 俊彦	81～98

### 書評・紹介

芦田みどり編『ジェンダー医学〈高齢化＝女性化〉時代に向けて』(小松隆一)	99
--------------------------------------	----

### 研究活動報告

国際ミニワークショップ「アジアにおける少子化の動向—韓国・台湾・香港の事例—」－平成14年度厚生労働科学研究・政策科学推進研究事業発表会「少子化を巡る諸問題について」－日本人口学会2002年度第1回東日本地域部会－日本地理学会2003年度春季学術大会－高齢死亡および結婚研究報告に関するドイツ、米国への出張報告－「ジェンダーと世代に関する国際共同研究」についての国際共同会議－HIV感染者数推定及び将来推計方法論に関するワークショット－韓国における出生力低下と政策的対応に関する資料収集	100～104
---	---------

**Journal of Population Problems  
(JINKŌ MONDAI KENKYŪ)  
Vol.59 No.1  
2003**

**Special Issue: International Comparisons of Low Fertility  
and Family Policies (PART I)**

- Introduction ..... Makoto ATOH • 1-6  
Governmental Support for Families with Children:  
Japan and Europe ..... Nobutaka FUKUDA • 7-26  
Below-Replacement Fertility and Family Policy in Japan  
in an International Comparative Perspective  
..... Makoto ATOH & Mayuko AKACHI • 27-48  
Fertility and Family Policies in Nordic Countries, 1960-2000  
..... Noriko O. TSUYA • 49-80  
Fertility Trend and Family Policies: In Germany, Austria,  
Switzerland and the Netherlands ..... Toshihiko HARA • 81-98

**Book Reviews**

- Midori Ashida (ed.) "Jenda Igaku 〈Kōrei-ka = Josei-ka〉  
*Jidai ni Mukete*" (R.KOMATSU) ..... 99

**Miscellaneous News**

---

*National Institute of Population  
and Social Security Research*  
Hibiya Kokusai Building 6F  
2-2-3 Uchisaiwai-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, 100-0011

---

## 特 集

---

### 先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究 その1

### 特集にあたって

阿 藤 誠

本特集を構成する8本の論文は、平成11～13年度の厚生科学研究「先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究」プロジェクトの成果に基づくものである（小島 2002）<sup>1)</sup>。本稿では、本研究プロジェクト全体の研究目的、研究組織、主要な研究成果、研究結果のもつ政策的インプレッションについて概説する。

#### I. 研究目的

日本の出生率は1970年代半ば以降、人口置換水準を下回って大きく低下し、2001年には合計特殊出生率で1.33を記録するに至った。すでに四半世紀以上続いた出生率の低下（少子化）は、本研究所による最新の将来人口推計（2002年1月推計）の結果が示しているように、21世紀の日本を、従来の予想をはるかに上回る超高齢・人口減少社会に転換していく可能性を大きくしている（国立社会保障・人口問題研究所、2002）。日本では「1.57ショック」以後、少子化の背景の分析が各方面で進められてきたが、政府、自治体などではこのような少子化傾向に（少なくとも間接的にはあれ）歯止めをかけ、逆転する方策－いわゆる「少子化対策」－が模索されつつある<sup>2)</sup>（阿藤 2002）。

日本の少子化は1980年代半ば以降に特に急激に進行し、今後、労働力の供給制約が大幅に強まり、従属人口指数の急上昇にともない現役世代の高齢者扶養負担が高まり、経済成長の鈍化に加え、社会保障制度の危機が到来するなど、21世紀第1四半期に確実に訪れる、少子・高齢化のマイナス面の影響が大きくクローズアップされている。しかし、さらに大きな危機は、現在の少子化傾向の継続を前提とした21世紀半ばの「超高齢・人口急減社会」の訪れであり、それを緩和するためには、今後、人権に配慮した有効な少子化対策がとら

1) 本プロジェクトは、平成11～13年度の3年間のプロジェクトであるが、平成11～12年度については筆者が主任研究者、平成13年度については本研究所小島宏国際関係部長が主任研究者となって実施した。

2) 日本の「少子化対策」は一見、出生促進を目的とする出生政策（出生促進政策）と思われがちだが、實際には、日本政府は1990年から今日に至るまで、望ましい出生率の水準を掲げたりしたことではなく、政府による出生促進の意図を否定している。国連人口部による各国政府の人口政策に関するアンケート調査においても、日本政府は、低出生率の現状には懸念を表明しているものの、出生率の引上げ意図は否定している（阿藤 2002, United Nations 2002）

れる必要があろう。

本プロジェクト研究は、すでに四半世紀にわたって進行している少子化傾向に対して、それを緩和しうる社会政策の可能性を探ることを目的とした。この目的のためには、ひとつは、日本国内の出生動向、経済社会の動向、社会政策の動きとそれらの相互関係を実証的に分析する方法が考えられるが、これについては、すでに多くの研究が蓄積されつつある（阿藤 1999）。もうひとつは、日本と同様の少子化傾向に直面する先進諸国を個別にあるいは全般的にとりあげ、それらの時系列的あるいは横断的な比較分析から日本の少子化対策のヒントをえる方法が考えられる。本研究の直接的目標は、このような先進諸国の出生動向、経済社会動向、社会政策の動きとその相互関係を、(1)先進諸国を地域的・文化的に共通するグループ毎に分け、そのなかで個別的かつ時系列的に比較分析し、さらに、(2)先進諸国全体について横断的に比較分析することにより、出生率に大きな影響を及ぼす経済社会特性、ならびに社会施策を特定し、少子化に対する有効な政策提言をひき出すことにあった。

## II. 研究組織と研究方法

本研究プロジェクトでは研究目的に沿って、研究組織を総括班と5つの地域担当班に分けた。

総括班は先進諸国全体を対象に、共通フレームに従って、出生率とその近接要因、それと関連する社会経済変数、家族政策の具体的施策内容についての時系列データを収集し、その動向を分析するとともに、最近時の各国別データを用いてクロス・ナショナルな分析を行った。

総括班では、特に、家族政策の一部としての「子育てに対する経済的支援」を家計ベースで総括的に比較するために、ブラッドショウ等によるモデル家族の考え方を採用し、各国間の比較分析を試みた（Bradshaw et al. 1980および1993）。

地域担当班は、主として言語圏と政策の類似性に従って分けられた5つの地域別先進国グループの各々についての分析を担当した。5つのグループは、(1)北欧諸国（スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、デンマーク）、(2)ドイツ語圏諸国（ドイツ、オーストリア、イス）とオランダ、(3)フランス語圏諸国（フランス、カナダ（ケベック）、ベルギー、ルクセンブルグ）、(4)南欧諸国（イタリア、スペイン、ポルトガル、ギリシャ）、(5)英語圏諸国（米国、イギリス、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド）である。各地域担当班は各グループに所属する国々の出生率とその近接要因、それと関連する社会経済変数、家族政策について時系列的に詳細な分析を行い、グループ内の諸国の共通性と異質性を見出すことを目的とした<sup>3)</sup>。

3) 先進国中、アイスランドとアイルランドは分担研究担当者の過重負担を避けるために研究対象国から除外した。また経済体制移行国のロシア・東ヨーロッパ諸国は、今日、先進諸国とはみなされていないこと、日本とは異質の経済体制を長くとってきたこと、全般的にデータの入手が難しいことなどの理由から除外した。日本については、地域担当班の研究対象には含めず、総括班の比較分析のなかでのみ取り扱うこととした。

### III. 研究結果の要旨<sup>4)</sup>

(1) 先進諸国が多くでは1970年代に少子化が始まったが、今日、北欧、フランス語圏、英語圏ではやや持ち直しているのに対し、ドイツ語圏、南欧、日本では低下・低迷している。

(2) 少子化の人口学的要因は晩婚化・晩産化であるが、高出生率グループでは、同棲・婚外子の割合が大きく30歳代のキャッチアップ現象がみられるのに対し、低出生率グループでは、キャッチアップが弱く、同棲・婚外子が拡がっていないことが、両者を分けている。

(3) 先進諸国では、少子化と同時に女性の社会進出（高学歴化、雇用労働市場への進出）が進み、「仕事と家庭の両立の難しさ」という問題が、重大な社会問題として登場した<sup>5)</sup>。今日の高出生率グループと低出生率グループを分ける重要な要因は、この「仕事と家庭の両立の難しさ」に社会全体でどのように対応したかの違いでもある。

(4) 北欧諸国は、「両立問題」を所得補償の手厚い1年強の育児休業制と公的保育サービスの整備を通じて、さらに育児休業におけるパパ・クオーター制などにより父親の家事・育児参加を促進することによりある程度解決し、女性の高い労働力率と高い出生率の両立を実現している。

(5) フランス語圏諸国は伝統的に「子育ての経済的支援」に力を入れ、これを出生促進の有力な手段としてきたが、同時に保育サービスの普及水準は高い。また最近になって、育児休業制度を北欧型の方向に強化したことなどもあり、北欧諸国同様、女性の高労働力率と高出生率の両立を実現している。

(6) 英語圏諸国は、「両立問題」解決のための家族政策をほとんど行っていないうえ、子育ての経済的支援も弱い。しかるに、女性の高労働力率と高出生率の両立を実現している理由のひとつは、パート労働の普及、再雇用の容易さなどによる労働市場の柔軟性（この点はオランダにも共通している）であり、その他に職場の融通性などが考えられる。また、国民の多くが“子育てコストが低く、暮らしやすい社会”と感じていることも出生率に有利に働いていると考えられる。

(7) ドイツ語圏諸国は、子どもが小さいうちは母親が面倒を見るべきだという結婚・子育て規範が強く、そのことが女性の社会進出の時代に出生率に不利に働いている。このような結婚・子育て規範の強さは家族政策にも反映され、子育ての経済的支援は手厚いものの、育児休業は母親の取得が前提で、0～3歳児の保育サービスはきわめて乏しい。この

4) 以下、地域グループ別の要旨は、平均的な特徴を述べたものであり、グループ内の国別の差についてはふれていらない。これについては各論文を参照のこと。

5) 先進諸国における少子化の背景としては、他に①近代的避妊法の普及と中絶の合法化による望まない妊娠・出産の減少、②個人の自己実現を至上の価値とし、それを体現するライフスタイルを選択する方向への価値観変動、③パラサイト・シングルの増大などが指摘されているが、これらはいずれも政策選択と結びつけにくい要因と言える（阿藤 2002）

のような規範の強さは同棲・婚外子の少なさにもあらわれており、これも出生率には不利に働いている。

(8) 南欧諸国の場合も伝統的な家族觀（男女役割分業型）が根強く、女性の社会進出のトレンドと相容れないため、それが出生率に不利に働いている。また「仕事と家庭の両立問題」に対して家族政策による対応が遅れており、子育ての経済的支援も弱いことの他に、若者の失業・賃貸住宅の不足による若者の自立困難も出生率に不利に働いている。

#### IV. 研究結果の政策的インプリケーション

先進諸国の比較分析から引き出される、日本の少子化に対する有効な政策提言は以下のように要約できよう。

(1) 先進諸国の少子化の中心的要因は、女性の社会進出とともに「仕事と家庭の両立の困難さ」の増大である。この問題を克服する方策のひとつは、北欧諸国が率先して進めてきた、男女共同参画を目指す家族政策、すなわち両立支援策である。その有力な手段は、出産・育児休業と休業中の所得補償、それに保育サービスの充実である。

育児休業期間は長いほど効果的ということはない。それは、長すぎると（例えば3年間）、①男女の賃金格差が大きいのでほとんど女性しか取らなくなってしまい、結果として女性の仕事キャリアの蓄積が困難になる、あるいは②企業にとって女性を雇用することが不利になるため、女性の雇用を手控えるなど、男女共同参画の政策方針に反することになり、育児休業制度が実効性のないものになってしまうためである。

またドイツ語圏のように育児休業制度の長さが保育サービスの不足と政策的に関連づけられ、前者は3年間と長い替わりに、3歳未満児の保育サービスが不十分となっているケースがある。この政策は、女性に子育てか仕事の継続かの二者択一を迫ることになり、結果的に少子化対策としては失敗している。したがって、育児休業制度の期間・所得補償の手厚さと公的保育サービスの普及とは、女性のキャリア継続を保証しうる適度な組合せを求めていく必要がある。

(2) 「仕事と家庭の両立」は女性だけの問題ではない。少子化がそれほど進んでいない先進国グループと進んでいるグループの違いは、前者の方が男性の家事・育児参加が進んでいることである。男性の家事・育児参加が少ない先進国グループには伝統的家族觀（性別役割分業觀）の根強さという文化的背景があり、容易に変更が困難とも言える。

しかしながら、男女平等が人類の普遍的価値とされ、男女の差別撤廃が国際社会で強力に推進され、国内法にも反映される時代であり、少なくとも先進国の間では家族のあり方を文化の問題だからという理由で政策課題として放置することはできなくなりつつある。現に日本でも、国連の決議、条約批准を承けて男女共同参画が國の方針となり、各方面の見直しが進められている。この潮流に乗って性別役割分業觀を変える努力を政策レベルで推進していくことが、少子化の克服につながることが期待される。

北欧諸国、フランスなどは一步進めて、育児への男性の参加を促進するために、出産直

後の男性の出産休暇（父親休暇）、ならびに育児休業の一定期間を男性のみに限定する制度を導入している。日本のように性別役割分業意識の強い社会で、このような制度が受け入れられるか否かは議論の余地があるが、逆にこのような制度をテコにして日本の男女共同参画意識を醸成し、少子化を克服していく政策努力が求められているとも言える。

(3) 「子育ての経済的支援」が少子化の克服にとってどれほど効果的か、については議論が尽きない。特にドイツ語圏の家族政策は児童手当が手厚いのにその出生率は低迷したままであるため、子育て経済支援の少子化克服効果は薄いとみられがちである。それでもヨーロッパ諸国中の高出生率グループのうちフランス語圏諸国は出生促進目的のため、伝統的に、家族手当や税制を通じて子育ての経済的支援に力を入れてきた。また両立支援策が最も手厚い北欧諸国も、所得制限のない児童手当制度をもつ（南欧諸国の児童手当は所得制限がある）。このような点から考えると、「仕事と子育ての両立支援」と「子育ての経済的支援」をある程度両立させている国の出生率が高いとみることもできる。日本の場合も、両立支援策の強化と並んで、先進国中最も手薄な子育て経済支援策にもっと力を入れるべきではないかと思われる。

若者の経済状態を決める要因としては、安定した職業の有無（それとは反対のフリーターの増大、失業率の上昇など）に加えて、住宅コスト、子どもの教育コストなどがあり、これらの改善も間接的に少子化の克服に役立つものと考えられる。

(4) 英語圏の諸国では、「仕事と子育ての両立支援」と「子育ての経済的支援」を二本の柱とする家族政策がわずかしか推進されていない。それにもかかわらず高出生率と女性の高労働率が維持されているひとつの大きな理由は、雇用労働市場の柔軟性である。出産・育児で退職しても再雇用のチャンスが大きい、人生のライフステージと意欲・能力に応じてパートタイムやフルタイムの職業を選択しやすいなどの雇用状況は、北欧型の同時並行的両立パターンとは違ってライフステージに応じた継時的な両立パターンとみることができる。日本の場合、終身雇用と年功序列・年功賃金制の影響が強く、それだけフルタイム雇用は柔軟性に欠け、しかもフルタイムとパートタイムの雇用条件格差が大きい。このような状況を政策的に変えていくことが出来れば、子育てによる退職の機会費用を小さくし、仕事と家庭の両立がより容易になり、少子化状況の改善に役立つものと考えられる。

(5) 先進国の中では同棲と婚外子の割合が高い国ほど出生率が高い傾向が顕著である。同棲・婚外子の少ない国は、結婚や出産に関する旧来の社会規範が強いことが、その拡がりを抑えている。逆にそれが多い国は、旧来の社会規範・家族観が変化し、個人の自己実現を中心とする価値観が若者の間で支配的となり、それが試験婚的かつ対等なパートナー関係としての同棲関係を選ばせており、そのなかでの出産が婚外子となってあらわれているとみることができる。同棲・婚外子を政策的に促進することは考えられないが、婚外子差別の撤廃などは、若干その促進効果をもつかもしれない。しかしながら、根本的には、男女のパートナー関係は成人の男女自身が決めるもので、親が決めるものではないという価値観が社会に浸透することがなければ、日本で同棲・婚外子が大きく増加することは考えにくい。

## 文献

- 阿藤 誠（主任研究者）(1999)『家族政策および労働政策が出生率および人口に及ぼす影響に関する研究』(厚生科学研究費（課題番号H10-政策-032）総合報告書（平成8年度～平成10年度）).
- 阿藤 誠（2000）『現代人口学』日本評論社.
- 阿藤 誠（2002）「日本の家族政策」、日本人口学会編『人口大事典』培風館。pp.924-928.
- Bradshaw J. et al. (1980) Child Support in the European Community. (Occasional Papers on Social Administration No.66) London: Bedford Square Press.
- Bradshaw J. et al. (1993). Child Support for Children: A Comparison of Arrangements in Fifteen Countries London: HMSO.
- 小島 宏（主任研究者）(2002)『先進諸国における少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』(厚生科学研究費（課題番号H11-政策-008）総合報告書（平成11年度～平成13年度）)
- 国立社会保障・人口問題研究所（2002）『日本の将来推計人口（平成14年1月推計）』
- United Nations (2002) National Population Policies 2001 (ST/ESA/SER. A/211) New York

## 特集：先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究 その1

# 日本の少子化と家族政策：国際比較の視点から

阿藤 誠・赤地麻由子

本稿は出生率と家族政策に関する国際比較データに基づいて、日本の少子化と家族政策の特徴を明らかにし、有効な少子化対策のための示唆をひき出すことを目的とする。日本では70年代以来出生率の低下が続いているが、その中心的要因のひとつは、女性の社会進出による職業労働と子育ての両立困難の増大であり、伝統的な男女の役割観が持続していることが両立困難を増幅している。このような少子化状況は、80年代半ば以降出生率の反騰がみられた北欧諸国、フランス語圏諸国、英語圏諸国とは異なり、南欧諸国やドイツ語圏諸国と共通する。家族政策の点では、北欧諸国とフランスなどは「仕事と子育ての両立支援」と「子育ての経済支援」の両面で手厚いのに対し、ドイツ語圏諸国は「子育ての両立支援」が弱く、南欧諸国は両方とも弱い。英語圏諸国は家族政策の点では南欧諸国と同様であるが、民間保育の発達や男女の役割観の変化により、実質的に両立が容易な社会となっている。日本は北欧諸国型を目指しつつも両立支援はなお不十分であり、経済支援は特に弱いゆえ、家族政策の一段の強化が望まれる。

## I. はじめに

日本の出生率は70年代半ばに人口置換水準（replacement level）を割り込んで以来、すでに30年間低下・低迷を続けている。とりわけ90年代に入って大きく低下し、2000年代に入り世界最低の南欧諸国に近づいている。このような低出生率現象（以下、少子化現象と呼ぶ）<sup>1)</sup>に対しては、80年代終わり頃までは人口学者、一部の年金学者・年金担当行政官が関心をもつてとどまり、これが行政課題、政治課題になることはなかった。しかるに1990年6月、厚生省統計情報部が89年の合計特殊出生率（TFR）が人口動態統計史上最低の1.57を記録したと発表したと同時に、低出生率への国民的関心が一挙に盛り上がり、「1.57ショック」がその年の国民的流行語にもなった。日本政府はこれを契機に低出生率への懸念を強め、政策的対応をとり始めた。その最初のものが90年の内閣内政審議室における「健やかに子どもを産み育てるための環境づくりに関する関係省庁連絡会議」の設置である。以来12年間日本政府は（今日）「少子化対策」<sup>2)</sup>と呼ばれる低出生率関連施策を開拓してきたが、出生率はそれ以後も低下を続けてきた。

1) 「少子化」という言葉は、日本政府が低出生率問題に取組むために作り出した行政用語であり、『平成4年版国民生活白書』にはじめて登場した（経済企画庁 1993）。そこでは「出生率の低下による子ども数の減少」と定義されているが、本稿では、戦後（1950年代）の出生率低下（歴史的には出生力転換の最終段階）と区別する意味で「人口置換水準以下への出生率低下による子ども数の減少」の意味で用いる。

2) 「少子化対策」は1999年に「少子化状況に対する政策的対応」の意味で行政用語として使われ始めた。

2002年1月、国立社会保障・人口問題研究所はミレニアム・センサス（2000年国勢調査）に基づく将来推計人口の改訂を行った（国立社会保障・人口問題研究所 2002a）。その推計では、今後50年間、TFRは現状（1.33）からほとんど回復しないと仮定（2050年で1.39）、平均寿命は大幅に伸びると仮定（男子で約3年伸びて81年に、女子で約5年伸びて89年になると仮定）したことにより、21世紀の日本社会が「超高齢・人口減少社会」（2050年に65歳以上人口割合は現在の18%から36%に上昇、50年間で総人口は20%減少）になることがあります確実になった。極端な少子化（lowest-low fertility）（Kohler et al. 2002）がもたらす超高齢・人口減少社会到来の見通しは社会保障制度、とりわけ年金制度の持続可能性についての懸念を強めており、それと呼応する形で「少子化対策」強化の声が強まっている。厚労省が2002年9月に発表した「少子化対策プラスワン」（厚生労働省 2002）は、従来の少子化対策を超えた新たなメニュー（プラスワン）を探ったものであるが、有効な少子化対策を求める政策努力は今後とも続けられるものと思われる。

本稿は厚生科学研究『先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』（1999～2001年）プロジェクトの一部として実施された先進諸国全体の比較研究に基づくもので（小島 2002），日本の出生率、その近接要因、社会経済変化、家族政策（日本の少子化対策はそのひとつ）の特徴を先進諸国間の比較から探し出し、有効な少子化対策のための政策的示唆を引き出すことを目的にした。

本プロジェクトは、1960年代以降の先進諸国の出生率の動向と背景、家族政策の効果について国際比較することを目指した。その際に、それらの動向の類似性、歴史的・文化的共通性などから、先進諸国を5つの地域・言語圏、すなわち、(1)北欧諸国、(2)ドイツ語圏諸国とオランダ、(3)フランス語圏諸国、(4)南欧諸国、(5)英語圏諸国に分けて研究班を構成した<sup>3)</sup>。本稿でもこの分類を踏襲し、日本をこれら5つの地域・言語圏グループと比較することとする。

## II. 出生率と近接要因の変化、その社会経済的背景

### 1. 出生率の動向

西欧諸国のはくは、1930年代から40年代に出生力転換、すなわち伝統的高出生率体制から近代的低出生率体制への転換を終えた。第2次大戦後に予想外に長期のベビーブームが続いた後、1960年代の半ば頃から西欧諸国の出生率は再び低下を始め、70年代にはおおむね人口置換水準以下に低下した。その後再び人口置換水準を回復した国はほとんどないが、今日の時点で先進諸国間の出生率の格差はかなり大きい。日本の場合は、1950年代末までに、西欧諸国をはるかに上回るスピードで出生力転換を達成した後、1970年代半ば頃まで

3) 地域・言語圏グループの分類にあたっては、家族政策の国際比較分析に関する先行研究なども参考にした（Gauthier 1996; Esping-Anderson 1990）。なお、このプロジェクトでは東欧圏諸国は除外した。東欧圏諸国はソ連邦崩壊以後西欧諸国と同様の少子化傾向が続いているが、体制崩壊以前と以後の断絶が大きいと、人口データ以外のデータ、特に家族政策に関するデータの入手は難しく比較が困難であるためである。東欧圏諸国を含めた少子化動向の比較分析については（Lesthaeghe 2000）を参照のこと。

はほぼ人口置換水準に近い出生率が続いた。70年代半ばに再び出生率の低下が始まったものの、80年代半ばまでは1.7～1.8程度のTFRを維持し、先進国の中では比較的高水準を保っていた。しかるに、84年を境にして出生率は一段と低下を始め、2001年にはTFRが1.33を記録するに至った。

1960年～2000年の先進諸国の出生率の趨勢を地域グループ別にみると、北欧諸国、フランス語圏諸国、英語圏諸国の出生率（TFR）は1980年代半ば以降に反騰し、今日では比較的高水準（2000年で1.6～2.1）を維持している（図1）。他方、ドイツ語圏のTFRは70年代に大幅に置換水準を下回った後、長期にわたって1.3～1.5の水準にとどまっている（オランダのTFRは例外的に1.7（2000年）まで上昇した）。また南欧諸国のTFRは他の地域グループよりもやや遅い1980年代に置換水準以下に落ち込んだが、その後低下を続け、2000年には1.2～1.5と地域グループ別にみると最低となった。

人口学者の間では周知のことであるが、合計特殊出生率（TFR）の変化は「クオンタム」要素（コーホート完結出生力水準の変化による効果部分）と「テンポ」要素（出産タイミングの変化による効果部分）の両者を含むゆえ、必ずしも長期的な出生率水準を表すわけではない（Bongaarts et al. 1998）。しかしながらヨーロッパ協議会（Council of Europe）のデータによれば、ドイツ語圏諸国や南欧諸国では1960年代の出生コーホートの完結出生力の推定値は明瞭に2.0を下回り始めている（Council of Europe 2001）。同様に、日本でも35歳時のコーホート累積出生率は若い世代になるほど低下を続けており<sup>4)</sup>、1960年前後の出生コーホート以降は完結出生力が2.0を下回って低下を続けるものと予想されている（国立社会保障・人口問題研究所 2002b）。

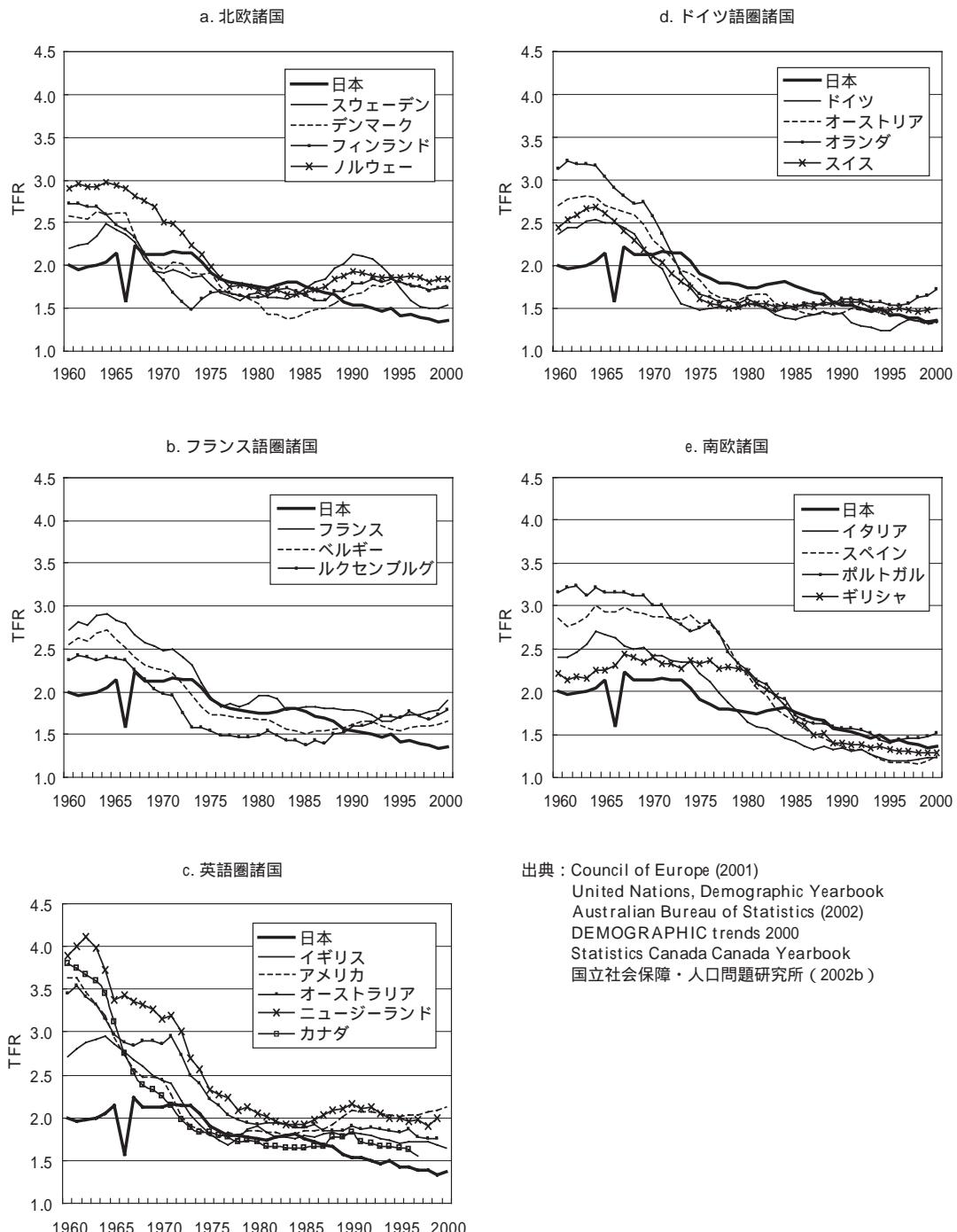
先進諸国の国際比較の視点からみると、1980年代の初頭以来の日本のTFRの趨勢はドイツ語圏諸国と南欧諸国にきわめて類似している。それゆえ、日本とこれらの諸国に共通する社会経済的、文化的、政策的条件を明らかにし、他方で、日本と北欧諸国、フランス語圏諸国、英語圏諸国との間で異なる条件をはっきりさせることができれば、日本における「少子化対策」のヒントをえることが可能になろう。

## 2. 出生率の近接要因

日本を含む先進諸国における1970年頃からの出生率低下に共通する人口学的要因は高年齢への出産の先送り（postponement）である（Lesthaeghe et al. 2000）。1975～2000年の間に先進諸国の第1子平均出生年齢は2～4歳伸びた（図2）。日本の伸びは2.3歳と先進国中最も伸びにとどまった。これは、ひとつには日本の第1子平均出生年齢は1960年代にすでに世界でも有数の高さであったこと、またひとつには日本では80年代、90年代に20歳代での出生率の低下を補う30歳代の女性での出生率の上昇（いわゆるキャッチ・アッ

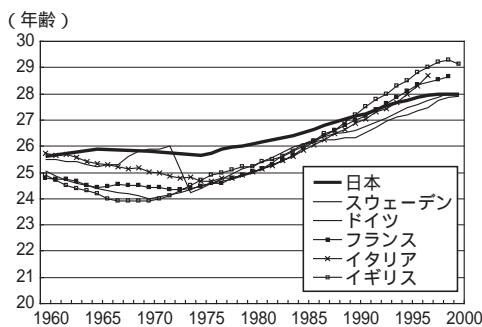
4) 45歳におけるコーホート累積出生率（ほぼ完結出生力と同じ）は、1932年～55年出生コーホートでは、1.96～2.10で大きな変化がみられなかった。しかるに、35歳時のコーホート累積出生率は、1957年出生コーホートの1.88から60年出生コーホートの1.73を経て、65年出生コーホートの1.46まで一貫して、しかも大幅に低下を続けている（国立社会保障・人口問題研究所 2002b）。

図1 先進国の地域ブロック別合計特殊出生率：1960－2000年



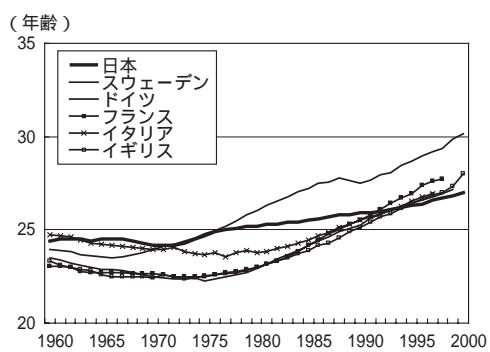
出典 : Council of Europe (2001)  
 United Nations, Demographic Yearbook  
 Australian Bureau of Statistics (2002)  
 DEMOGRAPHIC trends 2000  
 Statistics Canada Canada Yearbook  
 国立社会保障・人口問題研究所 (2002b)

図2 主要国の第1子平均出生年齢  
：1960－2000年



出典：Council of Europe (2001)  
国立社会保障・人口問題研究所（2002b）

図3 主要国の平均初婚年齢  
：1960－2000年



出典：Council of Europe (2001)  
Office for National Statistics (2002)  
国立社会保障・人口問題研究所（2002b）

現象) がきわめて限られたものであったことによる。それに対して、北欧諸国、フランス語圏諸国、英語圏諸国のように1980年代の中頃以降に出生率が増加した国々ではキャッチ・アップ現象が起こり、そのことが第1子平均出生年齢の大幅上昇につながったものと考えられる。

先進諸国ほとんどに共通する出産の先送りは、同時期における結婚の先送り現象と関連している。先進諸国の平均初婚年齢は1975～2000年に2～5歳上昇した(図3)。しかしながら、晩婚化と晩産化が進行したのと同じ時期に、北欧諸国、フランス語圏諸国、英語圏諸国では同棲と婚外子の割合も著しく上昇した(図4)。特に北欧諸国では、一年間の出生数に占める婚外子の割合が、1960年～2000年に4～11%から39～55%へと上昇した。これらの国では、若者はまず同棲関係に入り、そこで最初の子どもをもち、かかる後に婚姻関係に入るという傾向が強まった。そのため、同棲が拡がった国では初婚年齢と第1子出生年齢の関係が弱まり、前者が後者を上回る場合が珍しくなくなった<sup>5)</sup>。

ドイツ語圏諸国、南欧諸国、日本でも、同棲や婚外子の割合は増加傾向にあるが、ドイツ語圏諸国と南欧諸国の婚外子割合は他地域に比べて低く、2000年時点で前者は10～31%，

5) 平均初婚年齢が第1子平均出生年齢を上回る国は2000年現在先進国中7ヶ国を数える(Council of Europe 2001)。

後者は4～22%である。日本の場合はドイツ語圏諸国や南欧諸国よりもさらにずっと低く、2000年でも2%以下にとどまる<sup>6)</sup>。

2000年の時点でみると、先進国の中では婚外子割合と出生率が強い順相関の関係にある（図5）。このことは、同棲、婚外子カップルのような多様な家族形態を許容する社会ほど出生率が高くなることを示唆している。日本や南欧諸国における同棲や婚外子割合の低さは、主として、婚前同棲は望ましくない、婚姻カップルだけが子どもをもつべきであるという伝統的な家族規範が強固であることによるものと考えられる。しかしながら少なくとも日本における同棲の少なさには専業主婦型家族のもつジェンダー役割規範も一部関係していると思われる。そもそも同棲が北欧諸国、フランス語圏諸国、英語圏諸国で拡がったのは、若者が対等なパートナー関係を求めたからであるが、日本の場合には同棲関係にあっても家事の大部分を女性が担うことになりかねない。つまり同棲関係が婚姻関係に変わる新しいパートナー関係のモデルにならないことも同棲が拡がらないひとつの理由ではないかと考えられる<sup>7)</sup>（Atoh 2001）。したがって、婚外子はもちろん同棲が、近い将来、伝統的家族規範・伝統的ジェンダー規範が強固な日本で大幅に増加することは考えにくい。

### 3. 出生力変動の社会経済的背景

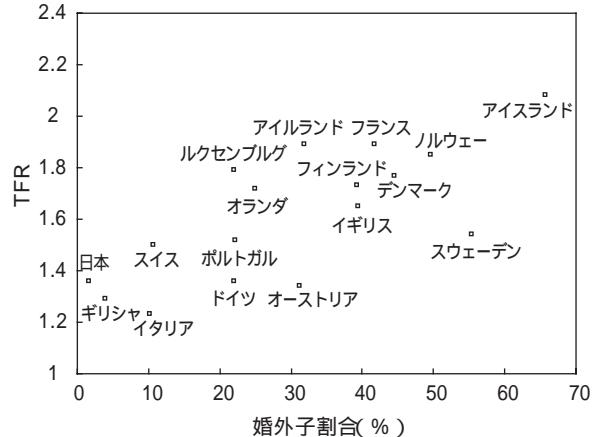
出生力の経済理論によれば、出生力の低下は、(1)子どもの効用・価値の減退、(2)出産・子育ての直接的費用の上昇、(3)出産・子育ての間接費用（機会費用）の上昇、(4)所得水準の低下によって説明される（Leibenstein 1957; Becker 1960）。

(1) 子子どもの効用・価値の減退とは、親にとって子どもがもつ労働力価値・生活保障価値の減退を意味する。これは、すべての先進国が経験してきた長期の社会経済システムの転換、すなわち自営業（家族経営）が多く福祉政策が未発達な農業・農村中心社会ならびに初期産業社会から雇用者の比率が増し福祉政策が発達した産業・都市社会への転換と結びついている。

6) なお、最新の出生動向基本調査（1997年）によれば、20～29歳の未婚女性のうち調査時点で同棲中の者の割合は1.8%にとどまる（国立社会保障・人口問題研究所 1999）。

7) 同棲が広がらないもうひとつの理由としては、日本や南欧諸国では男性の避妊法が中心であり、同棲関係の女性が「望まない妊娠」のリスクにさらされやすいことが、同棲をためらわせているとも考えられる。また南欧諸国では、低成本の住居（例えば賃貸住宅）が少ないことも、同棲が乏しい理由として考えられる（西岡 2002）。

図5 婚外子割合と出生率の関係：2000年



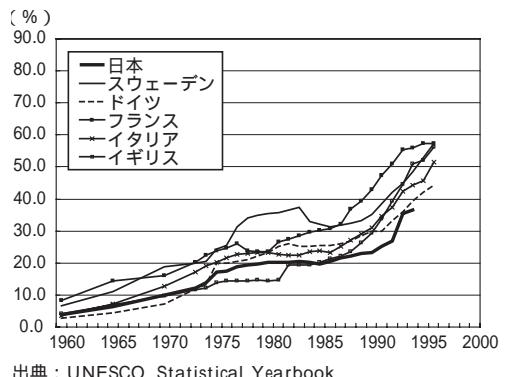
出典：Council of Europe (2001)

この議論は、日本を含む先進諸国において、人々が4人以上の子どもをもつ大家族を望まず、現実に1カップル平均2人程度しか子どもをもたない傾向が強まっていることを示す調査結果と符号する（国立社会保障・人口問題研究所 1998、阿藤 1996）。しかしながら同じ調査が、一方で、大部分の人々が2人または3人の子どもを理想ないし希望の子ども数と答える傾向を確認している。後者の調査結果は、少なくとも、先進諸国においては親にとって子どもがもつ効用は失なわれたという考えとは一致しない。ただし、少なくとも日本についての調査結果からみる限り、今日では子どもの労働力価値・生活保障価値は大幅に弱まり、子どもの“消費財効用”が中心的位置を占めるようになっていることは明らかである<sup>8)</sup>。

(2) 先進国の中では、子育ての直接的費用は（絶対的には勿論だが所得水準との関係で相対的にも）増大してきたのであろうか。もちろん長期的には産業化、都市化、教育水準の向上は子育て費用を含む一般的な生活費を上昇させたと考えられる。しかしながらヨーロッパ諸国では国立大学を含む公教育の費用の大部分を国・自治体が負担しているため、出生率低下を経験した1970年代以降に子育ての直接的費用が絶対的にも相対的にも大幅に上昇したとは考えにくい。

一方、日本の場合には、70年代以降（短大を含む）大学進学率が男女ともに上昇を続け、2000年では同一コードの49.4%（男子）と48.7%（女子）に達する（国立社会保障・人口問題研究所 2002b）。いくつかの調査によれば、子どもの教育費は日本の親が子ども数を制限する最大の理由となっている（厚生省人口問題研究所 1993、阿藤 1996）。経済企画庁の推計によれば、1人の子どもの教育費は、小学校から大学まで公立で、しかもすべて親元から通学した場合でも、1998年で934万円、雇用者の平均年収の2.2倍となる（経済企画庁 1993）。かりに、大学だけは私立で、しかも親とは別世帯に住む場合には、1900万円、雇用者の平均年収の4.4倍に達する。しかも日本の大学進学は私学の比率が高く、しかも国立大学でも欧米に比べて自己負担の割合が大きい。したがって、日本については、大学進学率の上昇とともに子育ての直

図6 主要国における女性の高等教育在学率  
：1960–1996年



出典：UNESCO, Statistical Yearbook

8) 例えば毎日新聞社が戦後継続的に行ってきた調査によれば、「子どもが老父母の面倒をみることを、どう思いますか」という質問に対して、「よい習慣だと思う」と答える割合は一貫して減少を続けてきたが、1980年代に入ってからは「子どもとして当たり前の義務だと思う」も大きく減り、替わって「老人のための施設や制度が不備だからやむを得ない」と答える割合が増えている（毎日新聞人口問題調査会 2000）。同じ毎日新聞社の調査によると、「子どもをもつことのよさは何だと思いますか」という質問に対しては「子どもがいると家庭が明るくなる」、「子どもを育てることは楽しい」、「子どもを育てることによって自分も成長できる」と答える割合が圧倒的である（阿藤 1996）。これら2つの調査結果は、親にとっての子どもの生活保障効用の低下と消費財効用の優位を示している。

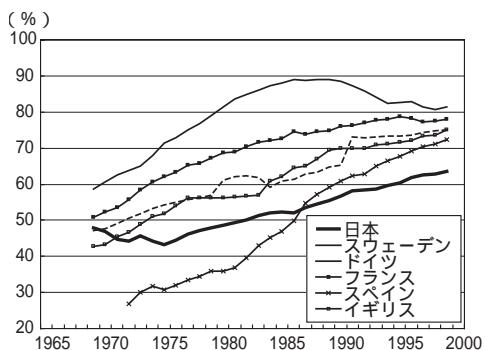
接的費用が上昇してきたとみることができるうえ、少なくとも先進国間の比較の視点からみる限り、日本と他の先進国との子育ての直接的費用、とりわけ子どもの教育費の違いを考慮する必要がある<sup>9)</sup>。

(3) 子育ての間接費用または機会費用の上昇は女性の高学歴化と雇用労働市場への進出と結びついている。1960年～90年代半ばに、ほとんどの先進諸国では、(20～24歳の)女性の大学在学率が10%以下から40%以上へと上昇した(図6)。とくに80年代の上昇が目ざましかった。また1970年～2000年において、再生産年齢の女性の労働力率もすべての先進国において上昇した(図7)。地域グループ別に比較すると、北欧諸国、フランス語圏諸国、英語圏諸国はドイツ語圏諸国、南欧諸国に比べて大学進学率も労働力率も高い傾向がある。2つの指標でみて日本は先進国中最底である。

労働経済学の理論によれば、高学歴は高い賃金ポテンシャルにつながり、雇用機会の拡大と高所得をもたらす。したがって日本を含む先進諸国においては、女性の高学歴化と雇用拡大は女性の時間コストの上昇、すなわち子育ての機会費用の増大につながり、それが出生率の低下に大きく寄与したと解釈されてきた(八代 1998)。

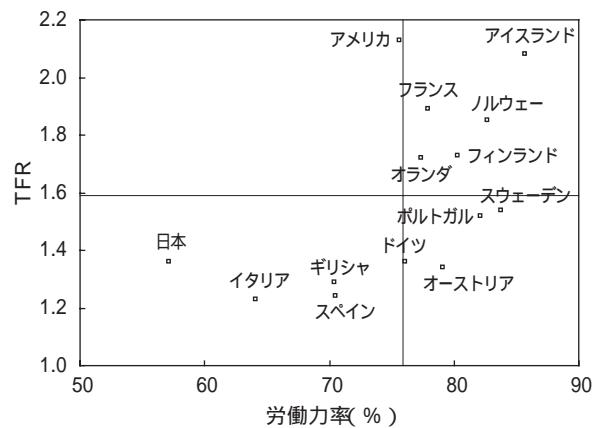
しかし、2000年の時点で女性の労働力率と出生率の関係を国別の相関でみると、北欧諸国、フランス語圏諸国、英語圏諸国はともに高く、ドイツ語圏諸国は労働力率のみ高く、南欧諸国と日本は両方とも低い(図8)。このような経済学的に一見矛盾するような国別の相関関係は、前者の三つの地域グ

図7 主要国の女性(25～34歳)の労働力率  
：1969～1999年



出典：OECD, Labour Force Statistics

図8 女性(30～34歳)の労働力率と出生率の関係



出典：Council of Europe (2001)  
U.S.DHHS (2002)  
ILO (2001)

9) 日本では少子化の背景として教育費と並んで住居費の高さが指摘されることが多い。確かに、居住のスペースと子どもの数の間には高い相関があるものの、マクロデータでみる限り日本の住宅事情は年々改善されてきており、住居費の上昇と少子化の進行を単純に結びつけるのは難しい(浅見・他 1997)。ただし、これも先進諸国間の比較の視点からは十分に考慮に値する要因であろう。南ヨーロッパ諸国(特にイタリア、スペイン)については、賃貸住宅の少なさが若者の実家からの独立を困難にさせ、それが少子化の一因となっている点が指摘されている(西岡 2002; Kohler et al 2002)。

ループでは女性の学歴と労働力率は確かに上昇したけれども、子育ての機会費用の上昇は“他の条件”の変化によって相殺され、結果的に「仕事と家庭（育児）の両立の難しさ」が減っていることを示唆する。それとは対照的に、後者の二つのグループと日本では、「他の条件」がむしろ子育ての機会費用の上昇に貢献し、それによって「仕事と家庭の両立」が困難になっているとみることができる。

それにしても、日本ではいかにして（相対的にみて）女性の低い労働力率と低い出生率が共存しているのであろうか。日本における出生率低下の主要な人口学的要因は再生産年齢の女性における未婚率の上昇であり、しかも高学歴女性ほど未婚率が高い（Atoh 1992）（対照的に、妻の学歴と子どもの数の間には弱い関係しかない（国立社会保障・人口問題研究所 1999））。就業女性のうち未婚の割合はきわめて高く、2000年で、25～29歳で78%，30～34歳で47%に達する。それは働く女性の約3人に2人は結婚時あるいは第1子出生時に仕事を止めてしまうからである（小川 1996）。結果的に労働市場に残る女性の平均子ども数は著しく少ないとなる。結婚または第1子出産で仕事を止めた女性は、今のところ、やがて平均で2人強の子どもをもつけれども、（未婚者を多く含む）就業継続者の平均子ども数があまりに低いために、全体の出生率が低くなるものと考えられる。

それでは「仕事と子育ての両立」を助けるか、逆に妨げる「他の条件」とは一体何であろうか。第1は企業・官庁の雇用のあり方（通勤時間、労働時間、勤務時間の柔軟性、子育て支援制度など）であろうが、比較可能なデータの入手は難しく、ここでは要因のひとつとして指摘するにとどめる。第2は両立を容易にするように企業の雇用条件を規制し、保育サービスの供給に影響を及ぼす政府の家族・労働政策であり、これについては次節で議論する。第3は伝統的なジェンダー役割関係である。夫による子育てを含む家事分担の度合と出生率の関係を国別にみると、夫の家事参加度合が高い国ほど出生率が高い傾向がみられる（阿藤 2000b）。今日、超低出生率の日本とイタリアは、夫の家事分担度合が飛び抜けて低い。日本における夫の家事分担度合は、少なくともこの20年間ほとんど変化しておらず、1996年においても平日で平均20分未満にとどまる（総務庁 1998）。もちろん、このような夫の家事分担度合の低さには、とりわけ大都市圏における勤務時間の長さも関係していると考えられるが、伝統的なジェンダー役割関係もそれを助長していると言える。

### III. 家族政策の動向

#### 1. 低出生率への懸念と家族政策

少なくとも1970年代半ば以降について、低出生率への懸念を示し、出生率引上げの意図を明確に表明した国はフランスとルクセンブルグに限られる（United Nations 2002）。日本政府の場合、1980年代の末までは低出生率への関心が低かったが、それは日本のTFRが80年代半ば頃までは先進国中最も高いもののひとつであったからである。

日本政府は、「1.57ショック」の年、1990年に低出生率への政策対応をとり始めた（阿

藤 2002). 「健やかに子どもを産み育てるための環境づくりに関する関係省庁連絡会議」の議論を経て、1992年から育児休業法が施行され、1歳未満の子どもをもつ常用雇用者は（本人または配偶者が）1年末満の育児休業の権利をもつこととなった。1994年には、いわゆる「エンゼル・プラン」が発表され、特に1995～99年の5ヶ年間について保育サービスを拡充することが目指された。内容的には認可保育所の増設、保育所サービスの拡充（乳児保育、延長保育、一時保育、地域保育支援）、学童保育の導入、幼稚園の預り保育、ファミリー・サポート・センターの設置などである（厚生省 1998）。

1995年には、エンゼル・プランの下で育児休業取得者は休業取得前賃金の25%が補償されるようになり、休業中の社会保険料の支払いが免除されるようになった。1999年には（新たな5ヶ年計画としての）「新エンゼル・プラン」が策定され、育児休業の所得補償が40%に引き上げられ、公務員については休業期間が3年間に延長され、さらに児童手当の適用年齢が3歳未満から6歳に引き上げられた。

日本政府は、少子化に関する政策のガイドラインを1991年に最初に発表して以来、それを出生促進政策としてではなく、子育て環境の改善を目指す福祉政策と位置づけてきた。このような政府の態度は、今日の「少子化対策」が戦前における軍事政権がとった（出生促進政策を含む）人口政策と同一視されることを強く懸念しているためと考えられる。日本政府は、国連人口部が1970年代半ば以来定期的に実施してきた人口政策に関するアンケート調査に対して、90年代に入ってからは出生率が「低過ぎる」と答えるようになったものの、「出生率を引き上げる政策はとっていない」と答えてきた。少子化に関する日本政府のこのような見解はドイツ、イタリアと共通するものである（United Nations 2002）。国民世論は少子化に対する政府のそのようなアプローチ支持しているように思われる。1990年代に実施された全国世論調査によれば、回答者の約3分の2は、「政府は子育て環境の改善に努力すべき」という考え方を支持している（阿藤 2000a）。

前述の通り、日本政府は1990年代に入って子育て環境の改善を目指す一連の施策を徐々に強化してきたが、出生率は低下を続け、今日世界の最低水準にまで近づいている。なぜ日本の出生率は、政府の子育て環境改善努力にもかかわらず低下を続けてきたのであろうか。この問い合わせなくとも部分的にでも答えるためには、日本政府がこれまで実施してきた子育て支援施策、すなわち一般的に家族政策と呼ばれるものを国際比較的に検討してみる必要がある。以下では、家族政策の主要な2つの要素、(1)仕事と家庭の両立を支援する施策と、(2)子育ての経済支援施策について順次検討してみよう。

## 2. 仕事と家庭の両立支援策

### (1) 出産・育児休暇

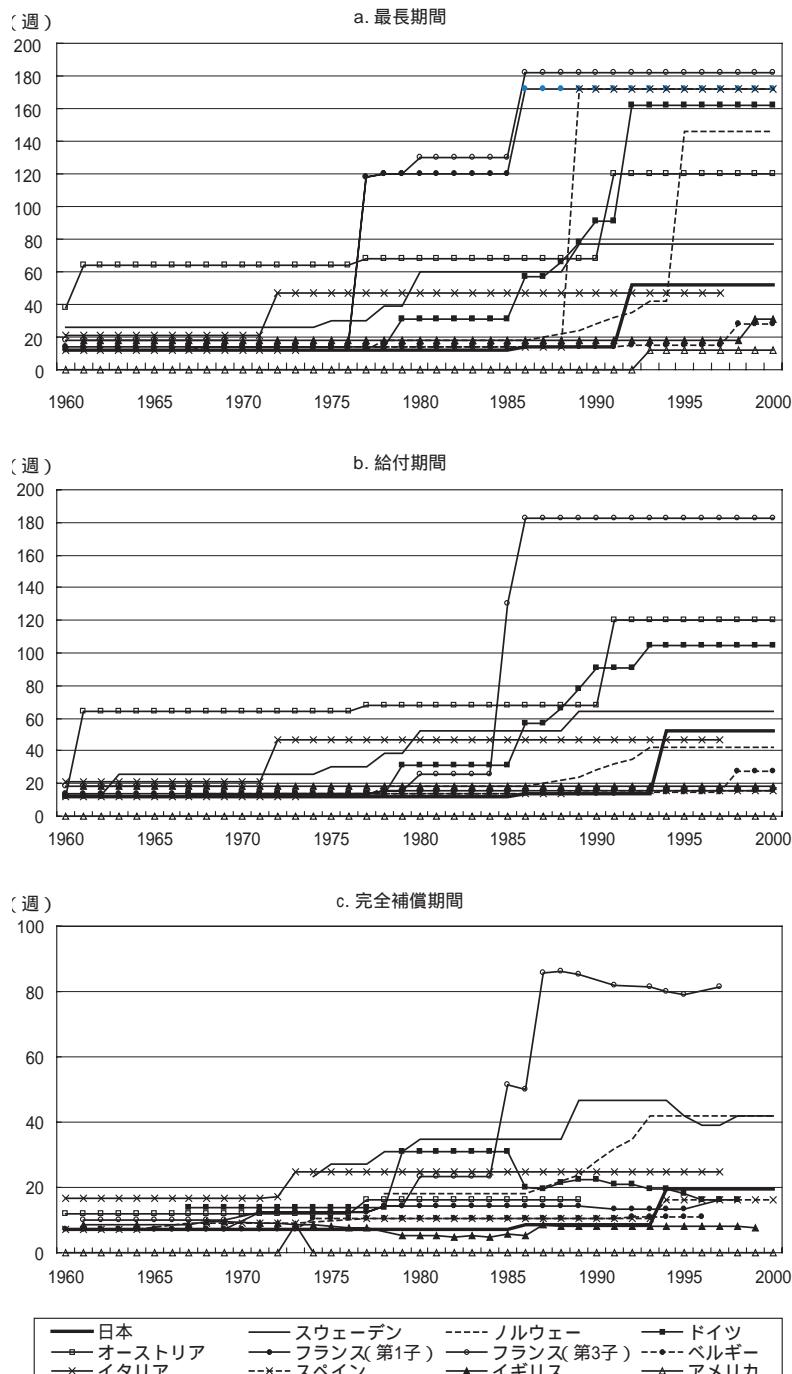
就労女性の出産時に一定期間の休暇の権利を認める出産休暇制度（maternity leave）は、米国とオーストラリアを除くすべての先進国において、少なくとも1960年までには施行されていた。今日、出産休暇の期間と金銭給付をみると先進国の中ではそれほど大きな違いはなく、約15週、出産時の賃金の約8割補償が一般的である（表1）。日本の出産休

表1 先進国の出産・育児休暇制度

	出産休暇 期間（手当）	父親休暇	育児休暇			家庭事情休暇 期間（手当）
			期間（手当）	パートタイム勤務	その他	
日本	14週（給60%）	×	1年（給40%）	時短orフレックス		2002年より事業主の努力義務
スウェーデン	12週（給80%）	2週（給80%）	18ヶ月（12ヶ月は給80%，その後3ヶ月は定額，3ヶ月は無給）	○	4週を男性に義務づけ（1995年～）	年120日（給80%）
デンマーク	18週（失給90%）	2週（失給90%）	10週（失給60%），その後父母各自に52週（失給60%）		52週のうち26週は事業主との合意が必要	0-2歳：26週／年 3-8歳：13週／年（給60%）
フィンランド	17.5週（給66%）	1週（給66%）	6ヶ月（20週は給66%，その後は定額）	○		年4日（無給）
ノルウェー	9週（給100%）	2週（無給）	3年（最初の1年は給100%，残りは無給で父母が1年ずつ取得可能）	○	4週を男性に義務づけ（1993年～）	年10日（給100%） 第2子以降は15日
ドイツ	14週（給100%）	×	3年（定額。最後の1年は無給。7ヶ月以降所得制限あり）	○		制度としてはなし 社会法典では年10日（給80%）
オーストリア	16週（給100%）	×	36ヶ月（定額）	○		年2週（給100%）
オランダ	16週（給100%）	2日（給100%）	6ヶ月（無給）	○		年10日+2日（緊急時）
スイス	16週	×		○		
フランス	16週（給100%）	3日（有給）	3年（第1子は無給、第2子以降定額）	○		年3日（無給）
ベルギー	15週（給75%） 但し1ヶ月は82%	3日（給100%）	3ヶ月（定額）	○	この他にキャリア休暇（85年～）の利用が可能	
ルクセンブルグ	16週（給100%）		6ヶ月（定額）	○		年2日
イタリア	5ヶ月（給80%）	×	10ヶ月（給30%）	○	授乳時間あり	年5日
スペイン	16週（給100%） 10週は父親に譲渡可能	2日（給100%）	3年（無給）	○		子どもの病気の初め2日は有給
ポルトガル	6週（給100%）	5日	6~24ヶ月（無給）	○		年30日（無給）
ギリシャ	17週（給50%）	1日（有給）	父母各自に3.5ヶ月（無給）			年6~10日（有給）+4日（学校参観）
イギリス	18週（6週は給90%，その後は定額）	×	13週（無給）			
アメリカ		×	12週（無給）			
オーストラリア			1年（無給）			
ニュージーランド	14週（無給）	2週（無給）	52週（無給）			
カナダ	17週（55%）		35週（55%）			

出典：阿藤誠（2000c, 2001）、松原亘子（1995）、山崎隆志（1992, 1999）。

図9 主要国の出産・育児休暇の期間と所得保障の推移



出典：U.S. DEPARTMENT OF HEALTH AND HUMAN SERVICES

④ OSDHEW( 省管 )  
Central Office of Information Britain ( 各年 ), 原 ( 2000, 2001 ), 神尾 ( 1992 ),  
健康保険組合連合会編 ( 各年 ), こども未来財団 ( 2000 ), 小島 ( 1996, 2000 ), 松原 ( 1995 ),  
仲村・一番ヶ瀬 ( 1999 ), 日本労働研究機構 ( 1996, 1998 ), 西岡 ( 2001 ), 労働省女性局 ( 各年 ),  
雪賀 ( 1992 ), 柴山 ( 1992, 1993 ), 谷津 ( 1996, 2000 ), 山崎 ( 1999 )

暇もまた1960年以前にスタートし、現在、14週間と先進諸国の平均に近いが、金銭給付は出産時の賃金の60%補償にとどまり、英語圏諸国を除くと先進国中最低に近い。

就労する父親または母親に育児のための休暇の権利を与える育児休業制度（parental leave）は、就労女性の増大に対応して1970年代の半ば頃から先進国の中に拡がってきた。出産休暇に比べると育児休業の期間ならびに所得保障には先進諸国間で大きな開きがみられ、休業期間については10週間～3年間にまたがり、所得保障については無給から100%保障まである。育児休業制度は所得保障のタイプによって、(a)所得補償型、(b)一律手当型、(c)無保障型の3つに分けられる（古橋 1993）。一般的に言って、北欧諸国は所得補償型、フランス語圏諸国とドイツ語圏諸国は一律手当型、英語圏諸国と南欧諸国は無保障型である。ただしイタリアは所得補償型であり、日本も同様である。ここで出産休暇と育児休業の両者を総合化した3つの指標によって、先進国間を比較してみよう。それは、(a)休暇の最長期間、(b)給付期間、(c)完全補償期間の3つである（Ruhm et al. 1997）。最長期間とは、法律で認められた出産・育児休暇の合計、給付期間は最長期間のうち何らかの給付が行われる期間、完全補償期間は休業期間を通して支給される給付額の合計が休業前賃金の何週分に相当するのかを計算したものであり、一律手当型の国については製造業の平均賃金（女性）をベースに計算されている。

図9によれば、出産・育児休業の最長期間、給付期間、完全補償期間のいずれも、各国で育児休業制度が導入された70年代以降に長期化する傾向にあり、それにともなって国によるばらつきも大きくなっていることが分かる。育児休業の3タイプ別にみると、一律手当型の国では2～3年間という長い期間の休業が認められているのに対して、所得補償型の国では給付期間1年間前後に集中する傾向がみられる。また完全補償期間についてみると、北欧諸国とフランス（第3子以上の場合のみ）は40週を超えており、他はいずれも20週前後に集中している（英語圏諸国はより低水準）。

日本についてみると、前述のとおり育児休業制度が施行されたのは1992年と遅く、近年、所得保障面で拡充の方向にあるものの完全補償期間は日本と同様の所得補償型の制度をもつ国の中では最低水準にある。また30人未満の企業については制度の適用が始まったのは1997年にすぎない。さらに問題なのは、厚生労働省の調査によれば実際の育児休業取得率は2002年度時点ですら64.0%にとどまるところで（厚生労働省 2003）、これには非協力的な職場の雰囲気、代替要員の確保の難しさ等が関係しているとされる。

いずれの国においても、女性が仕事と子育ての両立を容易に行えるようになるには、男性の子育て支援は欠かせない。しかるに育児休業制度を導入した先進国の中では、男性の育児休業取得率は低水準にとどまる。それでも北欧諸国では男性の取得率は徐々に増加しており、最近では30%程度であるが、日本では0.4%にすぎない（津谷 2002；厚生労働省 2003）。

多くのヨーロッパ諸国では、出産・育児休業とからめて子育てへの男性の関わりを高めるための方策が導入された（表1）。ひとつは妻の出産時に夫に与えられる父親休暇（paternal leave）であり、11ヶ国で施行されている。期間は1日から2週間にまたがる

が、北欧諸国が最も長い。もうひとつは北欧諸国（ノルウェーとスウェーデン）で始まった育児休業における“パパ・クオータ制”と呼ばれるもので、育児休業全期間のうち4週間は男性しか取得できないというものである。さらに13ヶ国においては病気の子どもにための看護休暇のような家庭事情休暇が設けられており、これについても北欧諸国が最も長い期間となる。所得保障の手厚い北欧諸国は、これらすべての制度をもつてのに対し、日本には今日までのところどれも存在しない。

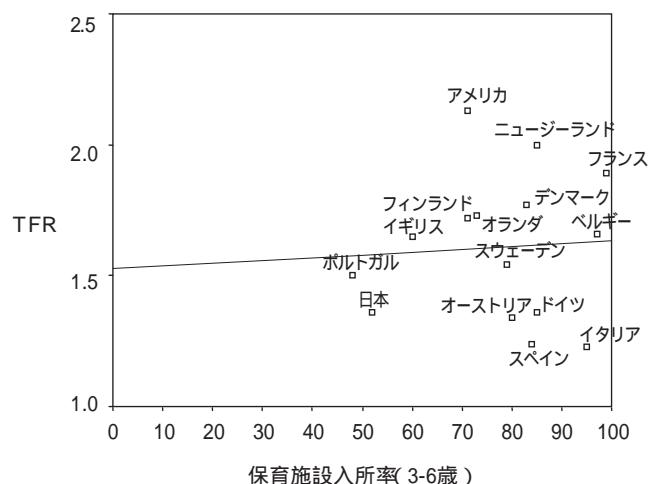
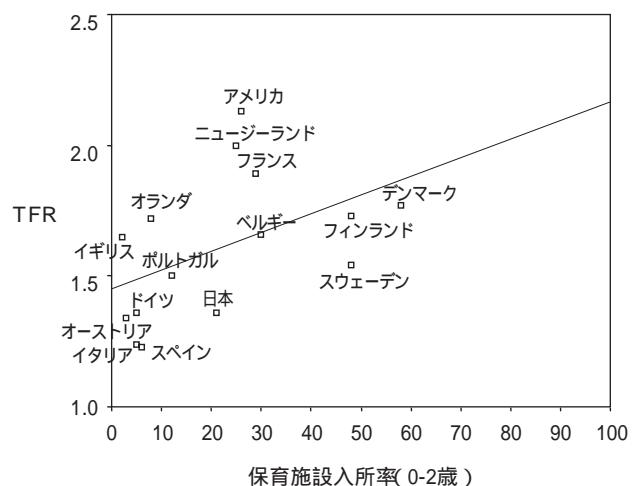
## (2) 保育サービス

共働きカップルが出産・育児休業の後、職場復帰しようとすれば、何らかの保育サービスを利用せざるを得ない。それは親族（とくに祖母）の手助け、保育所、幼稚園、家庭保育、ベビーシッターなどが考えられるが、ふつう保育の政策手段として最も重要なものは、（通常子どもを1日預かる）保育所と（通常子どもを半日しか預からない）幼稚園を含む保育施設である。

先進国の中で、政府・自治体がどの程度保育サービスの供給に関わっているかを比較するのは、データの制約があり容易ではない。ここでは、保育所か幼稚園か、公的か私的かを問わず、一般的に子ども人口の保育施設への入所率を比較する（Kammerman 2000）。

図10によれば、3～6歳の子どもについての入所率を比較すると、先進国間でそれほど大きな開きはなく、ほとんどが70%を超えている。しかしながら、0～2歳の子どもの入所率については0～58%と先進国間で大きな開きがある。地域別にみると、北欧諸国とフランス語圏諸国はドイツ語圏諸国と南欧諸国よりも高い（英語圏諸国は一貫せず）。日本は0～2歳の子どもの入所率については21%で中間的であるが、3～6歳の子どもの入所率については52%と最低水準である。

図10 保育施設入所率と出生率の関係：2000年



出典：Kammerman (2000)

同じ図で保育施設入所率と出生率（TFR）の関係をみると3～6歳児ではほとんど関係がないが0～2歳児では弱いながらも正の関係がみられる。入所率そのものは、専業主婦の割合が高いほど低くなるため、入所率が保育施設へのニーズの充足率を表しているとは必ずしも言えない。しかし、このデータはとくに0～2歳児のための保育施設の少なさが低出生率を促す可能性を示唆している。

仕事と家庭の両立施策全体を地域別に比較すると、北欧諸国は出産・育児休業と保育サービスの両面において最も手厚く、フランス語圏諸国がそれに続くが、ドイツ語圏諸国、南欧諸国、英語圏諸国、日本は2つの指標のどちらでみても弱いと言える。

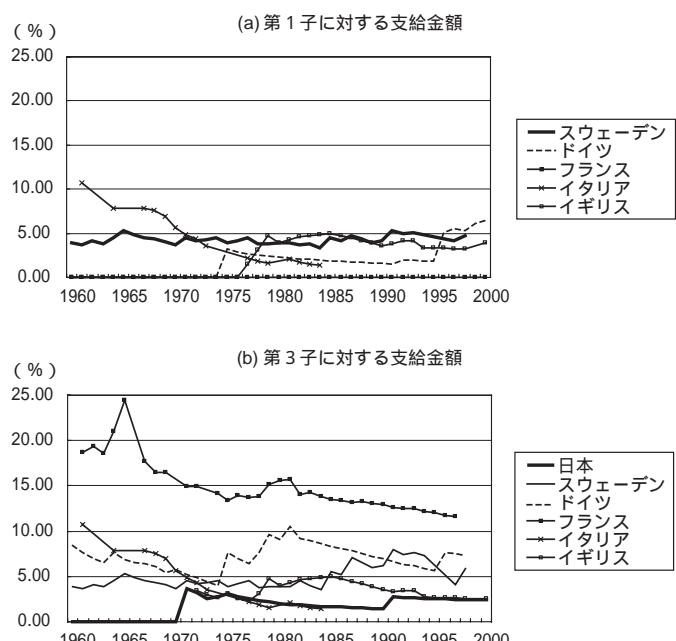
### 3. 子育ての経済支援

先進国の政府は子どものいる家族に対して何らかの金銭的支援を行っている。すべての政府は少なくとも初等・前期中等教育については財政的責任を負っている。病気の子どもの治療にかかる費用の多くは公的医療保険でカバーされる。また単親家庭（とくに母子家庭）については金銭的支援プログラムがあるのが普通である。ここでは多くの先進国に共通する2つの子育て経済支援手段、すなわち児童手当と税控除に限って比較する（表2）。

英語圏諸国を別とすれば、すべての先進諸国は児童手当制度をもつ。この制度は、収入調査に基づく所得制限のあるものとの間に分けられるが、前者は南欧諸国と日本、後者は他の地域で一般的である。ほとんどの国で児童手当は0～18歳の子どもに適用され、子どもが大学に進学する場合には延長される場合が少くない。図11は製造業の平均賃金に対する児童手当（第1子の場合と第3子の場合）の比率を示す。これによると、児童手当の水準は1975年以降ほとんどの国についてそれほど大きな変動はなく、第1子については平均賃金の5%以内、第3子については10%以内にとどまる。

ヨーロッパ諸国に比べると日本の児童手当の支給対象児童はきわめて限定的であり、1991～99年は3歳未満の児童までであ

図11 主要国の製造業平均賃金に対する児童手当の割合  
：1960～2000年



出典：USDHEW（各巻）  
原（2000）、健康保険組合連合会編（各年）、こども未来財団（1999）、  
近藤（1997）、厚生省児童家庭局（1992, 1994）、太田（1987）、  
津谷（1996）、田中（1999）、児童手当制度研究会（2000）

表2 先進国の児童手当制度

	実施年	支給対象児童 年齢制限	子供数	支給金額（月額）	所得制限
日本 (2001年)	1972	6歳未満	第1子～	第1子・第2子：5,000円 第3子以降：10,000円	あり
スウェーデン (2001年)	1947	16歳未満	第1子～	第1子・第2子：950クローナ 第3子：1,195クローナ 第4子：1,719クローナ 第5子以降：1,900クローナ	なし
デンマーク (1999年)	1952	18歳未満	第1子～	0-2歳：942クローネ 3-6歳：850クローネ 7-17歳：675クローネ	なし
フィンランド (1997年)	1948	18歳未満	第1子～	第1子：535マルク 第2子：656.7マルク 第3子：779.2マルク 第4子：900.8マルク 第5子以降：1023.3マルク	なし
ノルウェー (1999年)	1946	18歳未満	第1子～	第1子・第2子：950クローネ 第3子以降：1,091クローネ ※割増給付（3歳未満）：657クローネ	なし
ドイツ (2000年)	1954	18歳未満 (学生は27歳未満、失業者は21歳未満)	第1子～	第1子・第2子：270マルク 第3子：300マルク 第4子以降：350マルク	18歳未満：なし 18歳以上：子の年収により制限あり
オーストリア (2000年)	1948	20歳未満 (職業教育期間にある場合、最長26歳)	第1子～	年齢・子供数によって異なる 第1子・満10歳以下：1,450シリング 第3子・満19歳以上：2,350シリング	なし
オランダ (1995年)	1939	18歳未満	第1子～	0-6歳未満：316.82ギルダー／3ヶ月 6-12歳未満：384.71ギルダー／3ヶ月 12-18歳未満：452.60ギルダー／3ヶ月	なし
スイス		cantonによって異なる			
フランス (2000年)	1932	20歳未満 (学生は22歳まで)	第2子～	第2子：686.55フラン 第3子以降：880.58フランの加算 ※割増給付（11-16歳未満）：193.03フラン（16歳以降）：343.28フランの加算	なしその他、乳幼児手当、家族補足手当、養子手当等の諸手当あり
ベルギー (1992年)	1930	18歳未満 (学生は25歳まで)	第1子～	第1子：2,500フラン 第2子：4,626フラン 第3子：6,906フラン	なし
ルクセンブルグ	1947	19歳未満 (学生は27歳まで)	第1子～	第1子：5,371フラン 第2子：7,731フラン 第3子：11,357フラン 第4子以降：9,354フラン ※割増給付（6-11歳未満）：1,548フラン（12歳以降）：1,646フランの加算	なし
イタリア (1999年)	1937	18歳未満	第1子～	家族構成と所得によって異なる 両親+子供1人：0-253,000リラ 両親+子供2人：0-485,000リラ 両親+子供3人：0-695,000リラ	あり自営業には従来からの家族手当（約2万里ラ）が適用されている
スペイン (2000年)	1938	18歳未満	第1子～	第1子・第2子：4,000ペセタ 第3子以降：6,250ペセタ	第3子以降、所得制限あり
ポルトガル (2000年)	1942	16歳未満 (学生は24歳まで)	第1子～	年齢・子供数によって異なる 第1子・第2子：2,920-15,600エスクード 第3子以降：3,790-23,410エスクード	あり
ギリシャ (1997年)	1958	<公共部門> 18歳（学生は24歳） <民間部門> 18歳（学生は22歳）	第1子～	<公共部門> 第1子・第2子：6,000ドラクマ 第3子：16,000ドラクマ <民間部門> 収入、子供数によって異なる	なし
イギリス (2000年)	1945	16歳未満 (学生は19歳未満)	第1子～	第1子：15.00ポンド／週 第2子以降：10.00ポンド／週	なし
アメリカ					
オーストラリア	1941	16歳未満 (学生は19歳未満)	第1子～	第1子-第3子：23.70ドル／2週 第4子以降：31.50ドル／2週	あり
ニュージーランド	1926	1991年に制度廃止			
カナダ					

出典：阿藤（2000, 2001）、大塩（1999）、USDHEW（各巻）  
児童手当制度研究会監修（2000）

り、99年以後それがようやく6歳に引き上げられた。

1998年において、20歳未満の子ども人口のうち児童手当の対象人口の割合をみると、スウェーデンは81.4%、ドイツは78.2%、イギリスは80.2%であるのに対し、日本はわずかに8.8%にすぎない。また日本の児童手当の支給水準もこの制度をもつ先進国の中では最低の水準にあり、2000年時点での第1子と第3子についてそれぞれ製造業の平均賃金の1%と2%にすぎない。

一方、日本ならびに英語圏諸国の国々では、子育て経済支援は主として児童手当よりも税制において行われている。そこで子育て経済支援の全体像を見るためには手当と税制による控除を合わせて議論する必要がある。

表3は各国のモデルファミリーとして平均的な片働き世帯（子ども2人、収入は製造業の平均賃金程度）をとり上げ、これについて児童手当および税控除が所得に占める割合、ならびに両者の合計を示したものである。これをみると、多くの国で平均的な子育て家庭に対する経済的支援策として児童手当が支給されていることが分かる。それに対して、日本、ドイツ、スペイン、米国、カナダは税制控除が経済支援の中心になっているものの、その控除額は他の国々の児童手当の給付額ほど大きくはない。地域別にみると、子育て支援の総額は先進国間で平均賃金の0～19%に

表3 平均的片働き世帯（子ども2人）に対する経済的支援

	社会保障 児童手当	税制		総給付
		税額控除	扶養控除	
日本	0	-	2.28	2.28
スウェーデン	8.16	-	-	8.16
デンマーク	6.67	-	-	6.67
フィンランド	9.77	-	-	9.77
ノルウェー	8.36	1.37	-	9.73
ドイツ		9.86	-	9.86
オーストリア	12.92	4.34	-	17.26
オランダ	7.13	0	-	7.13
スイス	8.22	-	0.07	8.30
フランス	6.02	-	-	6.02
ベルギー	10.21	2.58	-	12.79
ルクセンブルグ	15.02	3.98	-	19.00
イタリア	9.44	1.73	-	11.17
スペイン		-	3.35	3.35
ポルトガル	5.05	2.71	-	7.76
ギリシャ		-	-	0
イギリス	7.02	0	-	7.02
アメリカ	-	3.34	2.75	6.09
オーストラリア	3.13	-	-	3.13
ニュージーランド	-	0	-	0
カナダ	-	6.32	-	6.32

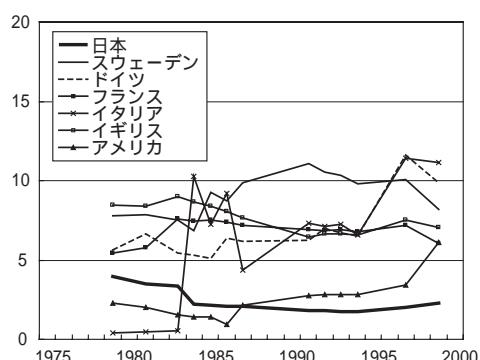
出典：OECD, Taxing Wage 1999-2000

注：-は制度自体が存在しない場合

0は所得制限により支給されない場合

空欄は不明

図12 平均的片働き世帯（子供2人）に対する子育て支援総額の平均賃金に対する割合：1979～1999年



出典：OECD, The Tax/Benefit Position of Production Workers  
OECD, Taxing Wage 1999-2000

またがり、フランス語圏諸国が最も高く、英語圏諸国、日本は最低で、他のドイツ語圏諸国、北欧諸国、南欧諸国は中間的である。

日本の子育て支援の総額は平均賃金の2.3%にとどまり、先進国中最低水準にある（日本より低いのはニュージーランドとギリシャのみである）。図12は1980年前後から今日までの子育て支援総額の平均賃金に対する比率の推移をみたものであるが、90年代に上昇傾向がみられる米国、ドイツ、イタリアとは対照的に、日本は少なくともこの20年大きな変化はなく、これらの先進国中最低水準にとどまってきたことが分かる。

#### IV. おわりに

本稿では、日本における出生率の動向、その人口学的、社会経済的背景、家族政策の動向を国際比較の視点から検討することを試みた。最後に、以上の検討結果をふまえて、日本の少子化問題に対してどのような政策提言が可能か考えてみたい。

(1) 日本における出生率低下の中心的人口学的理由は再生産年齢にある女性の未婚率の著しい上昇であり、その背後の社会経済的原因としては、女性の社会進出による職業労働と子育ての両立困難の増大が中心的原因として働いていると考えられる。仕事と子育ての両立の難しさは、伝統的な男女の役割観が持続し、男性による家事・育児への関わりがありにも少ない状況により悪化しているものと考えられる。このような日本の社会状況は、日本と同様の少子化状況にある南欧諸国ならびにドイツ語圏諸国とかなり共通性がみられる（西岡 2002；原 2002）。

(2) 女性の社会進出による仕事と子育ての両立困難に直面した先進諸国の多くは、両立を容易にするために（子育ての機会費用を低減させるために）出産・育児休業制度と保育サービスを含む家族政策を強化してきた。この面で相対的に強力な施策を実施してきた北欧諸国とフランス語圏諸国では、今日、相対的に女性の労働力率も出生率も高い傾向がある。

日本では育児休業制度が導入されたのは90年代に入ってからであり、その所得保障もようやく最近になって改善されてきたため、現時点で、その出生率への効果を評価するのは困難である。しかしながら各種の調査で育児休業取得の難しさが指摘され、育児休業の取得率が100%を大きく下回る現状では、政府が育児休業制度を実効性のあるものにする一段の努力が必要と考えられる。また90年代に入ってから日本政府は保育サービスの強化に努めてきたが、2002年時点でなお大都市における25,000人の待機児童の存在が指摘されており（厚生労働省 2002），大都市圏における保育サービスの充実は緊急の政策課題である。

(3) 仕事と家庭の両立を促進するためには、旧来の男女の役割観が変化し、男性がより一層家事・育児に関わるようになることが求められている。この点、北欧諸国では男性による育児への関与を増やすための制度、すなわち出産時の父親休暇や育児休業期間中のパパ・クォータ制を導入している。このような施策が日本でも導入され男女の役割観の変化に大きな影響を及ぼすとすれば、仕事と子育ての両立はより容易なものとなるであろう。

(4) 子育ての経済支援がどの程度出生率に影響を与えるものかははっきりしない。しかしながらフランス語圏諸国を含めて相対的に出生率の高い地域は子育ての両立支援と並んで子育ての経済支援にも力を入れている。この点、日本における子育ての経済支援の水準は先進国中最も低であり、しかも教育費もヨーロッパ諸国と比べて明らかに高い。したがって子育ての経済支援を強化すれば、子育ての直接費用を軽減することにつながり、ひいては出生率にプラスの影響を及ぼすことが期待される。

## 文献

- 浅見泰司・他 (1997) 「少子化現象と住居コスト」『人口問題研究』53-4, pp.15-31.
- Atoh, Makoto (1992) "The Recent Fertility Decline in Japan: Changes in Women's Roles and Status and Their Policy Implication," in Population Problems Research Council (PPRC). *The Population and Society in Postwar Japan*, PPRC-The Mainichi Shimbun pp.51-72.
- 阿藤 誠 (1996) 「親子関係からみた家族変容の行方－核家族化か個族化か」、毎日新聞人口問題調査会編『「平等・共生」の新世紀へ－第23回全国家族計画世論調査』, pp.45-63.
- 阿藤 誠 (2000a) 「少子化対策－何が求められているか」、毎日新聞人口問題調査会編『日本の人口－戦後50年の軌跡』, pp.153-178.
- 阿藤 誠 (2000b) 『現代人口学』日本評論社.
- 阿藤 誠 (主任研究者) (2000c) 『先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』(厚生科学研究所費 (課題番号H11-政策-008) 報告書 (平成11年度)).
- 阿藤 誠 (主任研究者) (2001) 『先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』(厚生科学研究所費 (課題番号H11-政策-008) 報告書 (平成12年度)).
- Atoh, Makoto (2001) *Why are Cohabitation and Extra-Marital Births So Few in Japan*, paper presented at the EURECO Conference on the Second Demographic Transition.
- 阿藤 誠 (2002) 「日本の家族政策」、日本人口学会編『人口大事典』培風館, pp.924-928.
- Australian Bureau of Statistics (2002) *Year Book Australia*
- Becker, G. (1960) "An Economic Analysis of Fertility," National Bureau of Economic Research *Demographic and Economic Change in Developed Countries: A Conference of the Universities-National Bureau Committee for Economic Research*, Princeton: Princeton University Press.
- Bongaarts, John et al. (1998) "On the Quantum and Tempo of Fertility" *Population and Development Review* 24-2, pp.271-292.
- Central Office of Information (Various Years) *Britan: An Official Handbook*, Stationery Office.
- Council of Europe (2001) *Recent Demographic Developments in Europe 2001*, Strasbourg France.
- Esping-Andersen, G. (1990) *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Cambridge Polity Press.
- 古橋エツ子 (1993) 「育児・介護に対する休業保障」、社会保障研究所編『女性と社会保障』東京大学出版会, pp. 113-133.
- Gauthier, A. H. (1996) *The State and the Family: A Comparative Analysis of Family Policies in Industrialized Countries*, Oxford: Clarendon Press.
- 原 俊彦 (2000) 「ドイツ語圏諸国」阿藤誠 (主任研究者) 『先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』(平成11年度報告書) pp.87-224.
- 原 俊彦 (2001) 「ドイツ語圏諸国」阿藤誠 (主任研究者) 『先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』(平成12年度報告書) pp.57-160.
- 原 俊彦 (2002) 「ドイツ語圏諸国」小島宏 (主任研究者) 『先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』(厚生科学研究所費 (課題番号H11-政策-008) 総合報告書 (平成11年度～平成13年度)), pp.201-252.
- ILO (2001) *Yearbook of Labour Statistics 2001*, Geneva, Switzerland.
- 児童手当制度研究会監修 (2000) 『改訂 児童手当法の解説』中央法規.

- 神尾真知子（1992）「フランスの育児親休暇法」『季刊労働法』163号, pp.68-79.
- Kammerman, S. B. (2000) "Early Childhood Education and Care: an Overview of Developments in the OECD countries" *International Journal of Educational Research*, 33, pp.7-29.
- 経済企画庁（1993）『平成4年版国民生活白書－少子社会の到来、その影響と対応』。
- 健康保険組合連合会編『社会保障年鑑』各年。
- こども未来財団（1999）『平成10年度 諸外国の児童育成環境対策に関する現状調査事業 海外調査報告』。
- こども未来財団（2000）『平成11年度 諸外国の児童育成環境対策に関する現状調査事業 海外調査報告』。
- Kohler, Hans-Peter et al. (2002) "The Emergence of low fertility in Europe during the 1990s" *Population and Development Review*, 28-4, pp.641-681.
- 小島 宏（1996）「フランスの出生・家族政策とその効果」阿藤誠編著『先進諸国的人口問題－少子化と家族政策』東大出版会 pp.157-194.
- 小島 宏（2000）「フランス語圏諸国」阿藤誠（主任研究者）『先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』（平成11年度報告書）pp.225-330.
- 小島 宏（主任研究者）（2002）『先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』（厚生科学研究所費（課題番号H11-政策-008）総合報告書（平成11年度～平成13年度））。
- 国立社会保障・人口問題研究所（1998）『第11回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）－第I報告書－日本人の結婚と出産』（調査研究報告資料第13号）。
- 国立社会保障・人口問題研究所（1999）『第11回出生動向基本調査（独身青年層の結婚観と子供観）』。
- 国立社会保障・人口問題研究所（2002a）『日本の将来推計人口－平成13（2001）年～62年（2050）年－附：参考推計平成63（2051）～112（2100）年平成14年1月推計』（研究資料第303号）。
- 国立社会保障・人口問題研究所（2002b）『人口統計資料集2001／2002』（研究資料第302号）。
- 近藤 功（1997）『社会保障五十年』講談社出版サービスセンター。
- 厚生労働省（2002）「少子化対策プラスワン－少子化対策の一層の充実に関する提案」（平成14年9月20日）。
- 厚生労働省（2003）『平成14年度女性雇用管理基本調査』結果概要。
- 厚生省（1998）『平成10年版厚生白書 少子社会を考える－子供を産み育てることに夢をもてる社会を』。
- 厚生省児童家庭局監修（1992）『児童手当法の解説』中央法規出版。
- 厚生省児童家庭局育成環境課監修（1994）『児童手当法改正の解説』厚生広報研究会。
- 厚生省人口問題研究所（1993）『第10回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）－第I報告書－日本人の結婚と出産』（調査研究報告資料第7号）。
- Leibenstein, Harvey (1957) *Economic Backwardness and Economic Growth: Studies in the Theory of Economic Development*, New York: John Wiley & Sons.
- Lesthaeghe, Ron et al. (2000) "Recent Trends in Fertility and Household Formation in the Industrialized World," 『人口問題研究』56-3, pp.1-23.
- 毎日新聞人口問題調査会編（2000）『日本の人口－戦後50年の軌跡』。
- 松原亘子（1995）『詳説 育児・介護休業法』労務行政研究所。
- 仲村優一・一番ヶ瀬康子（1999）『世界の社会福祉5 フランス・イタリア』旬報社。
- 日本労働研究機構編（1996）『育児休業制度等が雇用管理・就業行動に及ぼす影響に関する調査研究』（調査研究報告書No.83), pp.125-140.
- 日本労働研究機構編（1998.）『諸外国における男性の育児参加に関する調査研究』（資料シリーズNo.81), pp.87-161.
- 西岡八郎（2001）「南欧諸国」阿藤誠（主任研究者）『先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』（平成12年度報告書）pp.407-514.
- 西岡八郎（2002）「南欧諸国」小島宏（主任研究者）『先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』（厚生科学研究所費（課題番号H11-政策-008）総合報告書（平成11年度～平成13年度）), pp.293-428.
- Office for National Statistics (2002) *Population Trends*, No.107 Spring.
- 小川直宏（1996）「少子社会における未婚女性の結婚観とキャリア志向」、毎日新聞社人口問題調査会『「平等・共生」の新世紀へ－第23回全国家族計画世論調査』, pp.87-10.
- 大塩まゆみ（1999）「児童手当の国際比較」『海外社会保障研究』No.127, pp.38-48.
- 太田義武（1987）「社会手当」、社会保障研究所『スウェーデンの社会保障』東京大学出版会, pp.10-12.

- 労働省女性局（各年）『働く女性の実情』。
- Ruhm, C. J. et al. (1997) "Parental Leave Policies in Europe and North America" (NBER Working Paper No.w5065), Cambridge MA: National Bureau of Economic Research in Blau, F.D. and Ehrenberg, R.G. (ed.) *Gender and Family Issues in the Workplace*, New York: Russell Sage Fundation.
- 齋藤純子（1992）「オーストリア／育児休暇制度の実態と問題点」『日本労働研究雑誌』396号, pp.62-64.
- 柴山恵美子（1992）「ECとイタリアの制度－両親育児休暇と90年代の保育－」『季刊労働法』163号, pp.89-87.
- 柴山恵美子（1993）『少子化社会と男女平等－欧州5ヶ国にみる現状と課題』社会評論社.
- 総務庁統計局（1998）『社会生活基本調査報告 平成8年 第1巻全国生活時間編』。
- Statistic Canada (Various Years) *Canada Year Book*.
- 田中耕太郎（1999）「家族手当」古瀬徹・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障4 ドイツ』, 東京大学出版会, pp. 131-149.
- 津谷典子（1996）「スウェーデンにおける出生率変化と家族政策」, 阿藤誠編『先進諸国の人団問題』東京大学出版会, pp.49-82.
- 津谷典子（2000）「北欧諸国」阿藤誠（主任研究者）『先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』（平成11年度報告書）pp.331-402.
- 津谷典子（2002）「北欧諸国」, 小島宏（主任研究者）『先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』（厚生科学研修費（課題番号H11-政策-008）総合報告書（平成11年度～平成13年度）), pp.99-200.
- United Nations (2002) National Population Policies 2001 (ST/ESA/SER.A/211), New York.
- U.S. Department of Health Education and Welfare (USDHEW) (Various years) *Social Security Programs Throughout the World*, Washington DC: U.S. Government Printing Office.
- U.S. Department of Health and Human Services (DHHS) (2002) "Births: Final Data for 2000" *National Vital Statistics Report*, 50-5, pp.1-104.
- 山崎隆志（1992）「諸外国の親休暇（育児休暇）制度の概要」『季刊労働法』163号, pp.53-79.
- 山崎隆志（1999）「諸外国における親休暇（育児休暇）の現状－欧州諸国を中心に」『レファレンス』577号, pp. 53-79.
- 八代尚宏（1998）「少子化の経済的要因とその対応」『人口問題研究』54-1, pp.63-76.

# Below-Replacement Fertility and Family Policy in Japan in an International Comparative Perspective

Makoto ATOH & Mayuko AKACHI

The authors aimed at deriving suggestive measures to cope with low fertility, from the comparative analyses of fertility and family policies among developed countries. Fertility in Japan has declined far below replacement level since the middle of the 1970s and its major cause has been the increasing difficulties of balancing occupational work and childcare, due to women's emancipation, which have been aggravated by the persistent traditional gender role relationships. Such Japanese fertility situation is much more similar to that in Southern European countries and German-speaking countries than that in Northern European countries, French-speaking countries and English-speaking countries.

As for family policies for these country groups, Northern European countries and French-speaking countries are more or less common in having implemented relatively strong measures for balancing work and childcare as well as for supporting childcare economically, while Southern European countries are weak in both measures and German-speaking countries are weak in measures for balancing work and childcare. Although family policies in English-speaking countries are as weak as those in Southern European countries, they have come to be "family-friendly societies" through the development of childcare market and flexible job market and changing gender role relationships. Japanese Government has strengthened since 1990, the year of "1.57", measures for balancing work and childcare but their extent and levels are still insufficient if compared with Northern European countries and French-speaking countries and measures for supporting childcare financially are among the weakest in developed countries. Therefore strengthening family policies in these two aspects would be conducive to the rise in fertility in Japan.

## 特集：先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究 その 1

# 北欧諸国の出生率変化と家族政策

津 谷 典 子\*

本稿は、1960～2000年の北欧4カ国における出生率水準およびその要因の変遷との関係について分析することを目的とした。北欧4カ国の出生率は、1960年代後半～1980年代前半に急低下し、置換水準を割り込んだ。この低下は25歳未満の女性の晩産化によるところが大きく、この晩産化の近接要因は、女性の未婚化が進み、また避妊革命と人工妊娠中絶の完全合法化により家族形成時期のコントロールが可能になったことであった。また、この晩産化をもたらした社会経済的要因は、30歳未満の女性の急激な労働力化と高学歴化であった。一方、1970年代以前の北欧諸国における育児休業制度や保育サービスの発展は限られたものであり、その結果、出産ピーク年齢の女性の急激な労働力化と高学歴化は出産・育児をめぐる機会コストを押し上げ、それが置換水準以下への出生率低下をもたらしたと考えられる。

一方、1980年代半ば以降、北欧4カ国の出生率は置換水準に近い水準への回復をみた。この出生率反騰は、晩産化が継続するなかで30歳代の女性による出産のキャッチ・アップが行われたことが主な人口学的要因であった。この期間女性労働力率は増加を続けた一方、男性の家庭内役割分担は増加し、また有給出産・育児休業制度と保育サービスは急速に整備・拡充された。ここから、1980年代半ば以降の北欧の出生率回復は、出産・子育てをめぐる女性の機会コストの上昇を男性の家庭内労働参加の増加と子育てと仕事の両立を支援する包括的家族政策の整備・拡充によって軽減することに成功したことによると考えることができる。

## I. はじめに

本稿は、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランドの北欧4カ国における1960～2000年の出生率変化と家族政策の変遷について比較・分析することを目的とする。まず本稿では、年齢別出生率、出産開始年齢と平均出産年齢、およびコウホート完結出生率の変化から、出生率水準変化の下での出生力の人口学的構造変化を分析する。次に、出生率に直接影響を与える行動的要因である「近接要因」の中でも最も影響力の大きい結婚および同棲行動の変化、そして避妊と人工妊娠中絶の動向についてみる。結婚と同棲については、平均初婚年齢と初婚率の推移に加え、北欧で特に高い婚外出生割合についてもその推移を分析する。避妊と人工妊娠中絶については、その社会的および法的位置付けを概観し、避妊実行率と避妊方法および中絶率の変化を検討する。

次に本稿では、教育や就業などの出生力変化の社会経済的要因について、その男女差に

\* 慶應義塾大学経済学部

注目して分析する。ここでは、大学教育に代表される高学歴化および労働力率と平均賃金の男女差の変化をみる。また、社会経済的変化の下での家庭内役割の男女分担の変化についても検討を加える。特にここでは変化のトレンドに加え、先行研究によるミクロ・データの分析結果を基に家庭内役割分担の決定要因についても考察する。

さらに、北欧4カ国における家族政策（児童家庭政策）の変遷について、①出産・育児休業制度、②児童手当をはじめとする各種手当て、③保育サービスの3つの柱を中心に、「北欧福祉国家モデル」と呼ばれる北欧諸国の家族政策の特徴、およびその変遷について比較・分析する。最後に、本稿のまとめとして、出生率変化とその近接要因および社会経済的要因の変化と家族政策の変遷との関係について考察する。

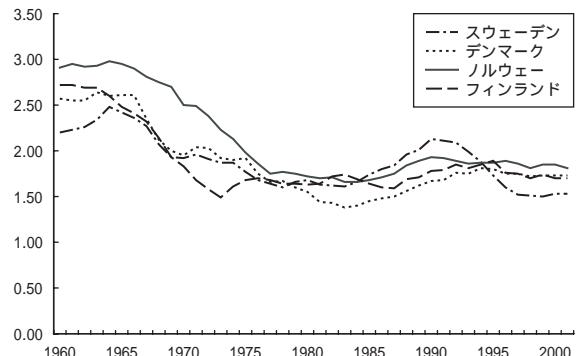
## II. 出生率の動向

### 1. 出生力水準の推移

図1には、北欧4カ国における合計特殊出生率（TFR）の1960～2001年の推移が示されている。1960年における女性一人あたりのTFRは、一番高いノルウェーで2.91、フィンランドで2.72、デンマークで2.57、そして一番低いスウェーデンでも2.20と、全て置換水準を大きく上回っていた。しかし1960年代半ばから1970年代初めにかけて北欧4カ国の出生率は急速に低下し、1970年代半ばには4国全てでTFRは2.0以下となり、置換水準を割り込んだ。その後も出生力水準の低迷は続き、1983年にはTFRはノルウェーで1.66、デンマークで1.38、フィンランドで1.74、そしてスウェーデンでは1.61となり、フィンランドを除く3カ国で戦後最低を記録した（フィンランドのTFRは1980年代前半に一時的に増加し、その後1987年に1.59で底を打った）。

しかし、1980年代半ば以降、北欧諸国の出生率は増加に転じ、1990年代半ばまでこの増加傾向は続いた。その結果、1995年のTFRはノルウェーで1.87、デンマークで1.80、フィンランドでは1.89という先進国としては高い水準を示した。その後1990年代後半出生率は漸減し、2001年のTFRはノルウェーで1.78、そしてデンマークとフィンランドは1.73となっている（Statistics Finland 2002, Statistics Norway 2002）。このような北欧諸国の出生率動向における例外はスウェーデンで、1980年代にTFRは急増し、1988年～1993年には2.0を上回り、特に1990年には2.14という高水準を記録した。しかしその後同国の出生率は急速な低下に転じ、1995年には1.50と過去最低を記録したが、その後回復の兆しを

図1 北欧4カ国における合計特殊出生率（TFR）の推移、1960～2001年



みせ、2000年のTFRは1.55となっている(Statistiska centralbyrån 2002)。

わが国や南欧諸国など多くの先進諸国で置換水準を大きく割り込む超低率への出生率低下が続く中で、この1980年代後半以降の北欧諸国における出生率反騰は大きな注目を集め、その社会経済的および家族政策的背景に国際的関心が集まつた(Chesnais 1996, Heckman and Walker 1990, J. Hoem 1990, Rønsen 2001, Walker 1995)。複数の研究者

表1 北欧4カ国における女性の年齢別出生率および合計特殊出生率(TFR)の推移、  
1960-1998/2000年

国名・年次	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	TFR
スウェーデン								
1960	38	129	137	84	40	12	1	2.20
1965	46	143	153	90	40	10	1	2.42
1970	33	119	128	69	28	6	0	1.92
1975	29	115	123	64	21	4	0	1.78
1980	16	96	124	71	25	4	0	1.68
1985	10	82	132	87	31	5	0	1.74
1990	14	97	156	111	42	7	0	2.13
1995	8	66	125	98	41	7	0	1.73
2000	5	42	101	101	49	10	1	1.55
デンマーク								
1960	46	172	157	88	39	11	1	2.57
1965	47	176	163	87	39	9	1	2.61
1970	32	130	131	66	25	5	0	1.95
1975	27	137	137	62	18	3	0	1.92
1980	17	102	118	55	16	2	0	1.55
1985	9	77	118	64	18	3	0	1.45
1990	9	71	135	87	27	4	0	1.67
1995	8	62	139	109	39	5	0	1.80
1998	8	54	128	108	41	6	0	1.72
ノルウェー								
1960	40	171	173	114	62	20	2	2.91
1965	40	182	177	112	58	18	1	2.95
1970	46	166	149	88	41	11	1	2.50
1975	40	135	129	64	24	5	0	1.98
1980	25	108	122	63	22	4	0	1.72
1985	18	94	126	71	23	4	0	1.68
1990	17	93	145	95	32	5	0	1.93
1995	13	78	134	103	40	6	0	1.87
1998	12	69	128	105	43	7	0	1.81
フィンランド								
1960	31	162	159	103	62	25	2	2.72
1965	34	150	146	93	52	20	2	2.48
1970	32	119	109	65	31	9	1	1.83
1975	27	106	114	60	25	6	0	1.68
1980	19	92	115	68	27	6	0	1.63
1985	12	97	143	79	30	7	0	1.64
1990	12	72	133	94	37	8	0	1.78
1995	10	66	130	105	42	8	0	1.81
1998	9	60	116	101	44	9	1	1.70

資料: Council of Europe (1999) *Recent Demographic Developments in Europe, 1999*; Statistiska centralbyrån (2002) *Statistisk Årsbok för Sverige 2002*.

が指摘するように (Knudsen 1999, Rostgaard 2002, Rønse 1998), 北欧諸国の家族政策は出生力を上げようとする (pronatal な) 意図をもって実施されたのではなく、労働市場と家庭における男女平等を実現し児童福祉を推進するという目標実現のため、子をもって働く男女の仕事と家庭の両立を支援するために行われた包括的政策努力の「副産物」であった。いずれにしても、北欧諸国において出生率回復と比較的高水準での安定が起こったことは事実であり、それにはどのような人口学的、社会経済的、そして家族政策的背景があったのかを以下で探ってゆきたい。

## 2. 年齢別出生率の変化

このような出生率水準の変化の下で、出生力の年齢パターンはどのように変化したのであろうか。表1には、1960年～1990年代後半の北欧4カ国における年齢別出生率の推移が示されている。出生力低下が始まった1960年代半ばには、スウェーデンをのぞき、出生力のピークは20～24歳にあり、20歳代を通して出生率は高く、また15～19歳の出生率もこの年齢階級としては高水準にあった。その後、1960年代後半～1980年代前半に20～24歳の出生率は急激に低下し、25～29歳の出生率もある程度の低下をみた。しかし、1980年代半ば以降25～29歳の出生率は回復傾向をみせ、30歳代（特に30～34歳）の出生率は顕著に増加したが、25歳未満の出生率は低下を続けた。さらに、1990年代半ば以降25～29歳の出生率は再び低下しているが、30歳代の出生率の増加傾向は続いている。

これらの結果から、1960年代後半～1980年代前半の北欧4カ国において出生率が置換水準を割り込んだ人口学的要因は、それまで最も高かった20歳代前半の女性の出生率が大きく落ち込んだことによることがわかる。一方、その後の出生率回復は、20歳代後半～30歳代の女性の出生率が増加したことが主な要因となっている。したがって、1960年代半ば～

表2 北欧4カ国における第1子出生時および全出生における女性の平均年齢の推移、1960～1998年

国名・年次	女性の平均年齢	
	第1子	全出生
スウェーデン		
1960	25.5 <sup>a</sup>	27.5
1965	25.2 <sup>a</sup>	27.2
1970	25.9 <sup>a</sup>	27.0
1975	24.4	26.7
1980	25.3	27.6
1985	26.1	28.4
1990	26.3	28.6
1995	27.2	29.2
1998	27.7	29.5
デンマーク		
1960	23.1	26.8
1965	22.7	26.8
1970	23.8	26.7
1975	23.9	26.4
1980	24.6	26.8
1985	25.7	27.7
1990	26.4	28.5
1995	27.4	29.2
1998	--	29.4
ノルウェー		
1960	--	27.9
1965	--	27.7
1970	23.6	27.0
1975	24.2	26.4
1980	25.2	26.9
1985	26.1	27.5
1990	25.5	28.1
1995	26.5	28.8
1998	27.2	29.3
フィンランド		
1960	24.7	28.3
1965	24.6	28.0
1970	24.4	27.1
1975	24.9	27.0
1980	25.6	27.7
1985	25.9	28.4
1990	26.5	28.9
1995	27.6	29.3
1998	27.8	29.5

注：a--現在の結婚における第1子出生時の平均年齢。

資料：Council of Europe (1999) *Recent Demographic Developments in Europe, 1999*; Statistiska centralbyrån (1998) *Befolkningsstatistik 1997*, Del. 4.

1980年代前半における出生力の落ち込みは、10代や20歳代の若い女性が出産開始を遅らせることによる「晩産化」の影響が大きく、1980年代半ば以降の出生力回復は、第一子の出産を遅らせながらも、その後20歳代後半や30歳代になってからその遅れを取り戻すペースで出産していることによることが推測される。特に30歳代女性の出生率の増加は、出産開始の遅れへの「キャッチ・アップ（追いつき）効果」を示している。この晩産化傾向は現在に至るまで続いているおり、北欧における家族形成のタイミングが大きく変化していることが示唆される。

### 3. 出産タイミングとコウホート完結出生率の推移

出産開始の遅れと、その後のキャッチ・アップの出生力水準への影響は、出生時における女性の平均年齢の変化をみるとことにより確認することができる。表2には、1970～1990年代後半の北欧4カ国における第1子出生時および全出生における女性の平均年齢の推移が示されている。ここから、4カ国全てで1970年代～1990年代を通して第1子出生時の女性の平均年齢は急激に上昇していることがわかる。一方、全出生における女性の平均年齢も、4カ国全てで1970年代半ばを境に漸減から増加に転じている。さらに、全出生と第1子出生時の平均年齢の差をみると、1980年代半ば以降の出生力反騰の下でも、この差は1990年以降縮小している。したがって、1970年代半ば以降4カ国全てで晩産化が急速に進行した一方、この出産開始の遅れを、その後出産のテンポを上げることで取り戻す傾向が1990年代に入り顕著になっていることが示唆される。

このような出産タイミングの変化は、完結出生率に影響を与えたのであろうか。表3には、北欧4カ国における女性の出生コウホート別完結出生率が示されている。ここから、期間TFRの大きな変化にもかかわらず、1960年代後半～1970年代前半に出産のピーク年齢をむかえた1945年出生コウホート以降、完結出生率は女性一人当たり1.9～2.1という置換水準をわずかに下回る水準でほぼ安定していることがわかる。したがって、北欧4カ国における出産開始の遅れは、完結出生率の置換水準以下への低下をもたらしておらず、キャッチ・アップが達成されていることが確認される。

表3 北欧4カ国における女性のコウホート完結出生率：1930年以降の出生コウホート

国名	女性の出生コウホート							
	1930	1935	1940	1945	1950	1955	1960	1965
スウェーデン	2.12	2.14	2.05	1.98	2.00	2.03	2.03	1.98 <sup>a</sup>
デンマーク	2.36	2.38	2.24	2.06	1.91	1.84	1.90	1.89
ノルウェー	2.48	2.57	2.45	2.21	2.09	2.04	2.07	
フィンランド	2.46	2.29	2.04	1.88	1.85	1.90	1.95	1.93 <sup>b</sup>

注：a--1963年出生コウホートの値。 b--1962年出生コウホートの値。

資料：Council of Europe (1999) *Recent Demographic Developments in Europe, 1999*; Central Statistical Office of Finland, unpublished data.

### III. 出生率の近接要因の変化

#### 1. 結婚行動の変化

表4には、北欧4カ国における女性の年齢別初婚率と合計初婚率、および平均初婚年齢

表4 北欧4カ国における女性の年齢別初婚率、合計初婚率、平均初婚年齢、  
および合計離婚率の推移、1960—1995／1998年

国名・年次	女性1000人当りの年齢別初婚率							合計 初婚率	平均初婚 年齢	合計離婚 率*
	<20	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49			
スウェーデン										
1960	32	102	37	11	5	2	1	0.95	23.9	--
1965	36	107	34	9	3	1	1	0.95	23.5	--
1970	17	72	26	6	2	1	1	0.62	23.9	0.23
1975	11	65	36	9	3	1	1	0.63	24.8	0.50
1980	6	43	38	12	3	1	1	0.53	26.0	0.42
1985	4	34	42	18	5	2	1	0.53	27.2	0.45
1990	4	34	45	19	6	2	1	0.55	27.5	0.43
1995	3	20	35	19	7	3	1	0.44	28.7	0.50
1997	3	16	34	19	8	3	1	0.42	29.2	0.48
デンマーク										
1960	49	113	28	7	3	1	1	1.01	22.8	0.19
1965	49	114	25	6	2	1	1	0.99	22.5	0.18
1970	34	99	21	5	2	1	1	0.82	22.8	0.25
1975	20	81	25	5	2	1	1	0.67	23.5	0.37
1980	9	57	30	7	2	1	1	0.53	24.6	0.40
1985	5	46	44	15	4	1	0	0.57	26.2	0.46
1990	3	35	50	21	7	2	1	0.60	27.6	0.44
1995	3	26	55	28	12	5	1	0.65	29.0	0.41
1997	3	23	54	29	12	5	2	0.64	29.4	0.40
ノルウェー										
1960	47	104	35	12	5	3	2	1.04	23.7	--
1965	39	95	27	7	3	2	1	0.87	23.2	--
1970	47	107	26	7	2	1	1	0.96	22.8	0.13
1975	38	88	24	6	2	1	1	0.80	22.9	0.21
1980	21	73	26	6	2	1	0	0.65	23.5	0.25
1985	10	57	33	9	2	1	1	0.57	24.9	0.33
1990	5	47	43	14	4	1	0	0.58	26.2	0.43
1995	4	33	46	18	6	2	1	0.54	27.4	0.46
フィンランド										
1960	40	96	34	11	5	3	2	0.96	23.8	--
1965	43	94	32	10	4	2	1	0.93	23.4	--
1970	44	98	31	9	4	2	1	0.94	23.3	0.17
1975	29	74	26	7	3	1	1	0.70	23.4	0.26
1980	18	68	34	8	3	1	1	0.67	24.3	0.28
1985	11	54	36	10	3	1	1	0.58	25.1	0.28
1990	8	46	43	13	4	1	1	0.58	26.0	0.42
1995	5	38	45	17	6	2	1	0.57	27.0	0.48
1998	5	34	45	19	7	3	1	0.57	27.6	0.48

注：a--合計離婚率はその年次における結婚持続期間別離婚率の合計である。

資料：Council of Europe (1999) *Recent Demographic Developments in Europe, 1999*.

と合計離婚率の推移が示されている。まず年齢別初婚率の推移から、4カ国全てで、25歳未満の初婚率が1960年代半ば以降目覚しく低下した一方、25~34歳の初婚率は1970年代半ば以降増加傾向にあるのがわかる。その結果、女性の平均初婚年齢は1970年代前半以降急速に上昇した。さらに、合計初婚率（TFMR）はスウェーデンとデンマークでは1960年代半ばまで、そしてノルウェーとフィンランドでは1970年代初頭まで0.9~1.0の高水準にあり、この時期北欧4カ国の女性はほぼ「皆婚」であったことがわかる<sup>1)</sup>。しかしその後の15~20年間でTFMRは急激に低下し、1985年には0.53~0.58となった。ここから、北欧4カ国において1970年以降1980年代半ばまで急速な未婚化が起こったことがわかる。1990年代に入り、スウェーデンを除き北欧諸国の未婚化傾向は底を打った観があるが、TFMRは低水準に留まっている。さらに、平均初婚年齢の推移から、1980年代半ばに北欧の未婚化傾向は一応の終息をみたが、その後も女性の晩婚化は続いていることがわかる。さらに、未婚化が進行した1970年代から1980年代半ばにかけて離婚も急増した。1970年の合計離婚率（TDR）はノルウェーでは0.13、残り3国では約0.2であったが、1985年には4カ国全てでおよそ0.5にまで上昇している<sup>2)</sup>。

したがって、1970年代以降、社会制度としての結婚からの乖離が北欧4カ国全てで急速に進んだことが示唆される。

**2. 同棲割合の変化**  
北欧諸国では婚姻からの乖離が進行したが、男女のカップル形成（union formation）自体が減少したわけではなく、1970年代以降同棲が急速に広まった。表5に示されているように、スカンディナビア3国において同居カップル中結婚していない者の割合は1975年

表5 北欧4カ国における女性の年齢からみた同居カップル中結婚していない者の割合（%）の推移

国名・年次	<20	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49
スウェーデン							
1975	88	57	23	10	6	4	4
1980	91	69	37	18	10	7	6
1985	93	78	48	28	17	12	9
1990	91	75	46	25	17	13	10
デンマーク							
1976-77	--	49	19	10	--	--	--
1980-81	--	64	32	13	--	--	--
1984-85	--	72	40	19	--	--	--
1986-88	--	77	44	21	--	--	--
1998	87	81	54	31	22	15	11
ノルウェー							
1977	--	21	6	2	2	1	--
1988	--	63	31	14	7	8	--
1994	--	78	50	27	15	14	11
1998	--	83	55	34	22	16	10
フィンランド							
1999	92	78	49	31	23	18	14

資料：Statistiska centralbyrån (1992) *Folk-och bostadstrakningen 1990*, Del. 2; Knudsen, Lisbeth B. (1993) *Fertility Trends in Denmark in the 1980s*; Danmarks Statistik (1999) *Befolkningsens bevægelser 1997*; Statistisk sentralbyrå (1999) *Statistical Yearbook of Norway 1999*; Tilastokeskus (2000) *Perheet 1999*.

1) このTFMRの値は、もある（架空の）女性集団が1960年の北欧女性の初婚年齢パターンで結婚したと仮定すると、9割からほぼ100%の女性が初婚を経験するということを意味する。

2) TDRは結婚持続年数別離婚率から推計される。例えば、1970年のスウェーデンにおけるTDRの0.23は、もある（架空の）結婚コウホートの女性が1970年における有配偶スウェーデン女性の結婚年数別離婚率のパターンで離婚するとしたら、最終的に23%の女性が離婚を経験するということを意味する。

以降急激に増加しており、特に20歳代の女性における同棲割合の増加は目覚しい。1980年代半ばには20～24歳の女性でおよそ7～8割、25～29歳の女性でも4～5割が結婚せずに同棲していた。この割合は1990年代に入ってからも増加傾向にあり、30歳代の女性の同棲割合も2～3割という高水準になっている。

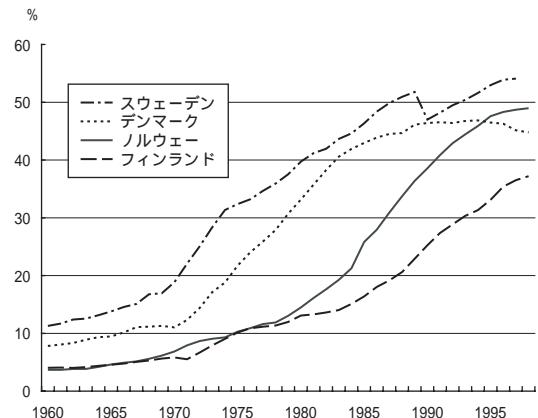
以上前項と本項の分析結果を、出生力水準の変化との関係から考えると、北欧諸国における1960年代半ば以降1980年代前半までの出生力低下の主因は、急速な未婚化と離婚の増加にあったことが示唆される。一方、1980年代に入ってからの出生率回復の下でも未婚化は続いている一方、同棲が急増していることから、結婚と出産の乖離が進み、その結果家族形成が結婚のタイミングと有配偶割合に規定されなくなってきたことが、出生率回復の一因であることが示唆される。

### 3. 婚外出生割合の変化

結婚と家族形成の乖離傾向は婚外出生率の変化から直接確認することができる。図2には、北欧4カ国における婚外子割合の1960～1998年の推移が示されている。ここから、1960年代前半には北欧における婚外子割合は低く、比較的高かったスウェーデンやデンマークでも全出生の約1割、ノルウェーやフィンランドでは4～5%であったことがわかる。しかしその後、北欧諸国の婚外子割合は急激に増加した。この増加のタイミングには国間で差異があり、1960年代初めから増加が始まったスウェーデンを筆頭に、1970年代に入りデンマークが急増を開始し、続いて1980年代にはノルウェーが、そして1990年代にはフィンランドでも婚外子割合は3割を越えた。1997年時点で、この割合はスウェーデンで54%、デンマークとノルウェーで約5割、そしてフィンランドでも1998年には約4割となっている。

このように、晩産化が進行するなかで婚外出生率が急増したことは注目に値する。婚外出生率の高さは北欧諸国における出生行動の最大特徴の一つであるが、これは必ずしも家族崩壊や社会問題の増加を意味しない。事実、婚外出生児たちの両親の多くは同居し、親としての法的・社会的義務を果たしていることが報告されている（Eckdal 1984, Meisaari-Polsa and Söderström 1993<sup>3)</sup>）。した

図2 北欧4カ国における婚外子割合（%）の推移、1960～1998年



3) 1984～85年にスウェーデン中央統計局が実施した全国調査によると、16歳以下の児童の約80%が実の両親と同居していた（Statistiska centralbyrån 1989）。1980年のデンマークでも、18歳未満児童の約80%が実の両親と同居していた（Ministry of Social Affairs 2000）。また、1990年代後半の北欧4カ国における調査によると、17歳以下の児童で親と同居する者のうち両親が揃っていた割合は4カ国全てで約75～80%である（Nordic Social-Statistical Committee 1998, 2001）。

がって、北欧諸国における婚外出生割合の増加は、むしろ家族形成における法的結婚の社会的拘束力の弱まりと新しい家族形態の浸透を示していると捉えるべきであろう。

#### 4. 避妊実行率と避妊方法の変化

北欧諸国の避妊実行率は、1970年代初めには既に45歳未満の sexually active な女性の約7割に達していた (United Nations 2000, pp.162-63). これは、1960年代初めにピルやIUDが市場に出回り始めたことによる「避妊革命」をうけて (Westoff and Ryder 1977), 1960年代～1970年代に北欧諸国で性と生殖をめぐる選択の自由と権利を守るために法的整備が進み、その結果望む者はだれでも容易に避妊を行うことができるようになったことが主因であると考えられる (Kosunen 2000, Linnér 1967, Wielandt and Knudsen 1997). その後避妊実行率はさらに増加し、1980年代には約8割となった。また、避妊方法についてみると、国間で差はあるが、4カ国全てでピル、IUD、コンドームが上位3位を占めており、一方不妊手術は1980年代末のノルウェー(15%)を除き約5%と低い (Kosunen 2000, Nikander 1998, p.70, Swedish Institute 1997, United Nations 2000, pp.162-63). さらに避妊方法を年齢別に見ると、不妊手術は30歳未満の女性には少なく、30歳代後半以上の女性で目立って高くなっている。ここから、1970年代半ば以降、北欧4カ国では妊娠を望まない出産可能年齢の女性の大部分は避妊を実行しており、その方法は modern method とよばれる安全かつ効率の高いものが大部分であると考えることができる。したがって、北欧4カ国の出産可能年齢にある女性の多くは、出産を抑制したければいつでも簡単・安全にそれを行うことができる環境の下で、高水準かつ効率の高い避妊を実行していることが示唆される。

#### 5. 人工妊娠中絶数と中絶率の動向

次に、人工妊娠中絶について北欧4カ国の動向をみると、中絶届け出数は1960年頃から1970年代半ばにかけて劇的に増加した (Danmark Statistik 1999, Henshaw and Morrow 1990, Statistics Finland 2000, Swedish Institute 1997). しかし、これは必ずしも実際の中絶数の急増を意味しておらず、非合法中絶数は合法的なものをかなり上回っていたのではないかと推測される。例えば、1930～1960年のスウェーデンにおける合法的中絶数は年間3,000～6,000で推移していたが、非合法な中絶数はその3～5倍の15,000～20,000にのぼっていたと推計されている (Swedish Institute 1997). これは、1960年代以前の北欧諸国では、合法的中絶は医学的・遺伝的理由によるものか、既に多くの子供がいる有配偶女性に限られており、若い女性や未婚女性が合法的に中絶手術を受けることはほぼ不可能であったことに因る考え方である (Kosunen 2000, Swedish Institute 1997, Wielandt and Knudsen 1997).

しかし、避妊革命を背景に、性と生殖をめぐる自由と権利を守るために法的整備の一環として、1960年代～1970年代前半に北欧諸国で中絶法が相次いで改正されたことにより、妊娠初期であれば望むものはだれでも合法的に中絶ができるようになった。その結果、そ

れまで地下に潜っていた非合法中絶が届け出られるようになり、中絶の届け出数と中絶率はともにめざましく増加した。しかし、1970年代半ば以降中絶は低下傾向にあり、1990年代末には15～44歳の女性1000人当たりの中絶率は11～16である。Council of Europe (1999a) のデータをもとに試算した1997年のフランスとイギリスの中絶率はそれぞれ約13と16であることから、北欧4カ国の中絶率はこれら2国とほぼ同水準にあり、格別高いものではない。また北欧諸国の年齢別の中絶率をみると、30歳未満の女性で目立って高い(Henshaw and Morrow 1990, pp.60-65)。これらの結果と1970年代以降の晩産化および高い避妊実行水準を考え合わせると、北欧4カ国において中絶は希望家族規模を達成した後の出産停止の手段ではなく、むしろ家族形成開始時期の調節手段、特に避妊に失敗した際のバックアップとして主に使われているのではないかと考えられる。

## 6. 出生率変化と近接要因

以上本節では、北欧4カ国における出生率の主要近接要因の動向と変化についてみたが、これら近接要因と出生率変化の関係について考察すると、前節でみたように、北欧4カ国の出生率は1960年代後半～1980年代前半にかけて低下し置換水準を割り込んだ。この置換水準以下への出生率低下は、20歳代以下の若い女性の晩産化によるところが大きく、これには晩婚化・シングル化そして離婚率増加など女性の結婚行動変化の影響が大きかったことが示唆される。一方、1980年代半ば以降の出生率回復は、晩産化が続くなかで30歳代の女性による出産のキャッチ・アップが効果的に行われ、また家族形成が社会制度としての結婚から乖離したことにより婚外出生率が急増したことが大きかったのではないかと思われる。そしてこのような出産タイミングおよび家族規模のコントロールは、1960年代～1970年に起こった避妊革命や人工妊娠中絶の完全合法化によって可能になったと考えることができる。

# IV. 社会経済的变化と出生率

## 1. 高学歴化

表6には、北欧4カ国における性・年齢別にみた就学年数13年以上の者（つまり高等教育を受けている者）の割合の1990～1996年の推移が示されている。この表から、1990年代の北欧諸国では高学歴化が男女ともに確実に進行していることがわかる。高学歴化の度合いはスウェーデンとノルウェーで比較的進んでおり、フィンランドでは若干遅れているとはいえ、国間差はわずかである。また年齢別割合の推移から、急速な高学歴化が開始された時期は4カ国ほぼ同じで、1990年に50歳代の男女が20歳代であった1960年頃から、1996年に40歳代の男女が20歳代であった1970年代にかけてであったことがわかる。

さらに注目されるのは、高学歴化のタイミングや度合いおよびその速度に男女間でほとんど差がなく、スウェーデンを除く3国では、1993年に40歳代であったコウホートを境に、それより若いコウホートでは男性より女性でより高学歴化が進行していることである。

(スウェーデンでは、1990年に50歳代であった最年長コウホートを除き、女性の方が男性より高学歴である。) ここから、北欧諸国では1960年代に若年人口全体の高学歴化が開始された中で、女性の高学歴化がより急速に進んだ結果、1970年代半ばには男女差がほぼ解消され、その後も高等教育における女性の相対的優位は維持されていることがわかる。

## 2. 男女別労働力率の推移

高学歴化における女性の相対的優位は男女の就業行動にどのように反映されたのであるか。図3には、北欧4カ国における16~64歳の男女別労働力率の1960年代初頭から2000年までの推移が示されている。ここから、北欧諸国における女性の労働力率は1960年代~1980年代前半にめざましく増加したことがわかる。例外はフィンランドで、女性の労働力率は1960年代に既に約60~65%という高水準にあり、その後増加はしたが、そのテンポは元々水準が高かったこともあり、他の3国と比べてずっと緩やかなものであった<sup>4)</sup>。2000年現在、これら北欧4カ国の女性の労働力率は72~76%で、男性の78~85%と比べて遜色ない高率であり、先進国中最も高い水準にある(OECD 2001a)。

また、4カ国に共通したデータはないが、就学前児童の母親の労働力率についてもその変化傾向を概観することができる(図3参照)。スウェーデンでは、7歳未満の子をもつ女性の労働力率は1960年代初頭には38%であったが、その後1960年代後半から1970年代にかけて急増し、1980年代前半には80%に達して女性全体の労働力率を超えた。その後も就学前の子をもつ女性の労働力率は増加を続け、1980年代末には86~87%と労働年齢の男性全体の率と肩を並べるまでになった。しかし、1990年代に入り景気の後退が始まり、EU加盟による緊縮財政も相まって労働力率全体が低下するなかで、就学前児童の母親の労働力率も低下気味であるが、それでも女性全体の率よりも高く(1998年で前者78%後者74%)、

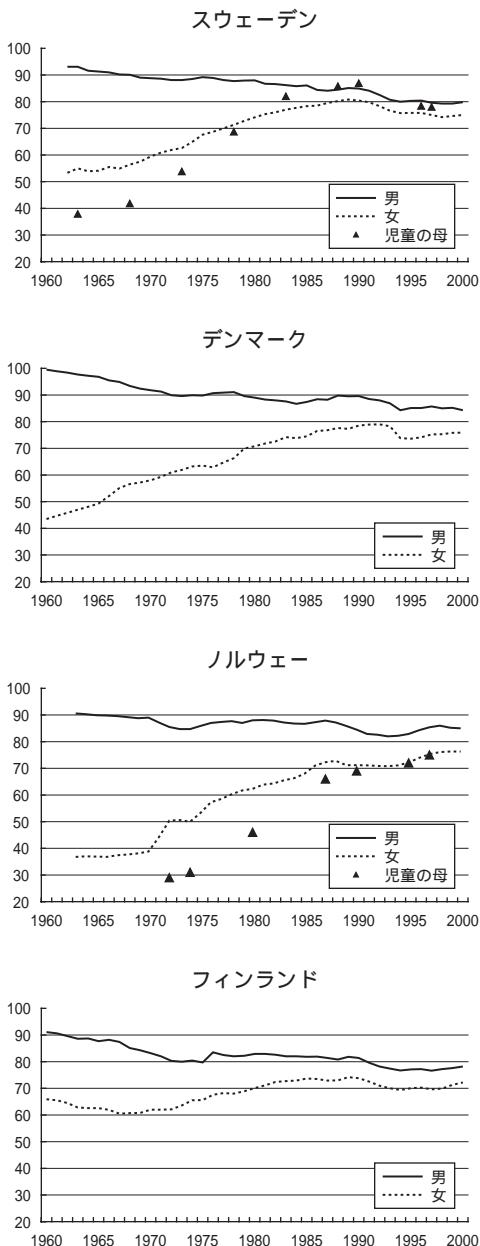
表6 北欧4カ国における性・年齢別にみた就学年数13年以上の者の割合(%)の推移、1990~1996年

国名・年次	女				男			
	25-29	30-39	40-49	50-59	25-29	30-39	40-49	50-59
スウェーデン								
1990	19.6	28.5	25.9	16.8	19.5	25.8	23.3	16.9
1993	25.3	30.0	30.0	21.2	24.3	26.6	26.3	19.9
1996	29.9	30.8	32.5	24.6	28.0	28.0	28.1	22.5
デンマーク								
1990	17.9	26.4	19.1	11.7	14.7	21.3	21.5	15.6
1993	18.0	26.1	22.7	13.5	15.9	20.8	22.9	17.2
1996	20.5	25.6	26.0	16.0	17.7	20.8	23.3	19.3
ノルウェー								
1990	26.0	26.0	20.0	12.6	20.0	25.9	25.3	18.6
1993	29.1	27.8	23.0	15.4	23.4	25.5	27.1	21.7
1996	33.6	30.0	26.0	18.4	27.2	25.7	27.9	24.4
フィンランド								
1990	13.1	16.7	13.7	8.7	11.9	14.9	14.8	10.7
1993	18.4	19.0	15.1	10.6	15.7	16.1	15.0	12.7
1996	24.7	22.8	17.6	13.0	19.0	18.8	15.9	14.5

資料: Nordic Council of Ministers (1998) *Nordic Statistical Yearbook*, edited by Inge Feldbak, Copenhagen: Nordic Council of Ministers.

4) フィンランドでは女性の労働力率が伝統的に高い。この理由として、同国が農業国であった時代に女性も男性と同様に経済活動することが社会的に期待されていたことがあげられている(OECD 2001b)。これを象徴するように、フィンランド語には男性語と女性語の区別がない。

図3 北欧4カ国における16～64歳の男女別労働率と就学前児童の母親の労働率の推移、1960～2000年



男性全体の率とほぼ同水準である。

ノルウェーでも、3歳未満の子をもつ女性の労働率の推移から、1970年代前半には幼児の母親の労働化は非常に限られていたが、その後1980年代から1990年代を通じて増加を続け、1990年代末には女性全体の労働率とほぼ同水準になったことがわかる。したがって、ノルウェーはスウェーデンに遅れること約20年で、出産・育児による女性の労働市場撤退という壁を越え、仕事と子育ての両立を達成したと考えられる。

フィンランドについては、長期にわたる時系列データが得られないため確実なことは言えないが、就学前児童の母親の労働率は1991年には69%，1993年には73%と、1990年代前半に女性全体の率を上回っていることから、他の2国同様（そしておそらくデンマークでも）、1990年代には出産・育児のため女性が一時的にせよ労働市場から撤退するという状況がほぼ姿を消したと考えることができよう。

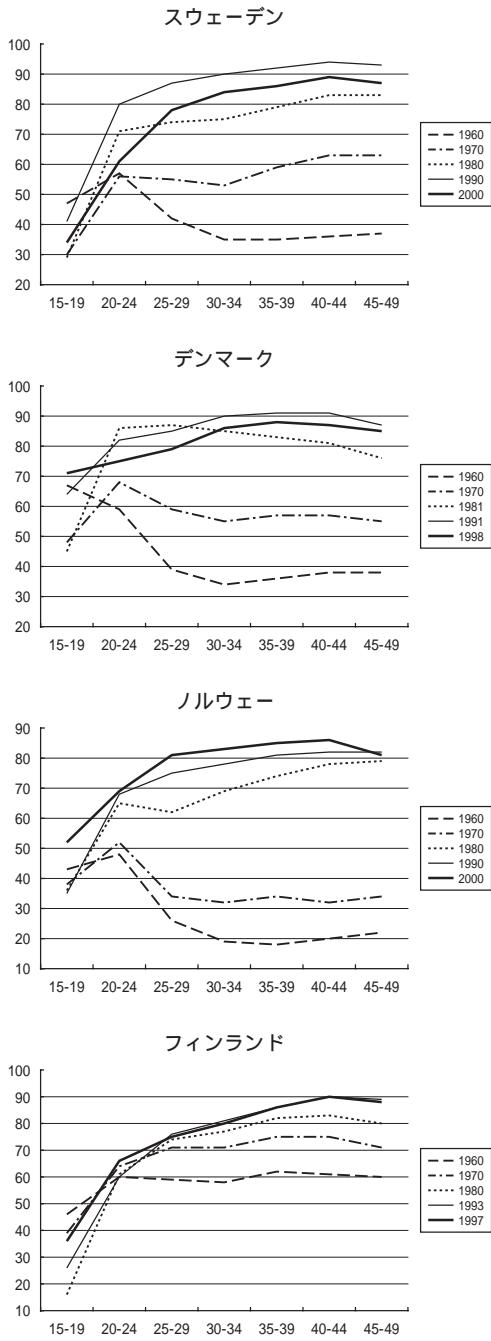
### 3. 女性の年齢別労働率の変化

このような女性全体の労働率水準のめざましい上昇の下で、女性労働の年齢パターンはどのように変わったのだろうか。図4には、女性の年齢別労働率の推移が示されている。この図から、1960年半ば以降1990年頃まで、15～19歳を除き、女性の労働率は全年齢階級でめざましく増加したことがわかる。その結果、女性の急速な労働化とともに、女性就業の年齢パターンは、20～24歳の労働率が突出するという「ひとこぶ」パターンから、男性のような台形に急速に形を変えた。例外はフィンランドで、同国の女性労働率の年齢パターンは1960年時

点で既に台形であり、女性の労働率水準全体の増加とともにその上辺が上昇している。

このような北欧4カ国における女性就業の変化と出生率動向を考えあわせると、1960年代～1980年代前半までの出生率低下期においては、女性就業と出生率とはマイナスの相関関係にあり、就業は出生率を押し下げていたが、1980年代以降はプラスに転じ、高水準

図4 北欧4カ国における女性の年齢別労働力率の推移、1960－2000年



の女性就業のもとで出生率の回復が起こったことがわかる。ここから、1980年代以降北欧では男女がともに働くことが当たり前となり、またそのための社会的・政策的支援体制の整備・拡充が行われたことが推測される。

#### 4. 賃金の男女格差

表7には、北欧4カ国の製造業における平均賃金の男女格差（男性の平均を100とした場合の女性の平均）の1963年～1998年の推移が示されている<sup>5)</sup>。製造業に従事する男女の賃金格差は、1960年代初めには男性100に対して女性が約70（最も高いスウェーデンで72、最も低いフィンランドで67）であったが、1960年代～1970年代を通じて男女格差は縮まり、1980年にはスウェーデンで90、デンマークで86、ノルウェーでは82、そしてフィンランドでも75となった。男女格差が比較的大きかったノルウェーとフィンランドでは、その後も縮小が続き、1998年にはスウェーデンで91、デンマークで84、ノルウェーはデンマークを追い抜き88、そしてフィンランドで79となっている。ここから、北欧4カ国では1960年代から1970年代に女性の労働市場参入が急速に進む中で、賃金・給与の男女格差も縮まったことがわかる。

#### 5. 社会経済的变化と出生率の関係

以上本節では、1960年代以降の北欧4カ国における教育と就業・賃金などの社会経済指標の動向を検討した。まず教育水準の動向から、1960年代に男女ともに高学歴化が進行するなかで、女性の高学歴化はより急速であり、その結果1970年代半ばには高等教育における

5) 平均賃金・給与の男女格差を検討する際、製造業ではなく給与所得者全体もしくは事務職従事者をみる方が適切であると考えられるが、1960年代～1990年代末を通じて男女別平均賃金のデータが得られるのは製造業のみであるため、ここではこのデータを用いた。

男女差はほぼ解消された。これを出生率との関係からみると、高学歴化により出産・子育てをめぐる女性の機会コストは上昇したと考えることができ、これが1960年代後半から1980年代前半の置換水準以下への出生率低下の一因になっていたのではないか。

また、1960年代から1980年代前半にかけて20歳代から30歳代の出産のピーク年齢にある女性の労働力率が急増し、1980年代後半には男性と比較して遜色ない高水準を達成し

た。これらを出生率の動向と重ね合わせると、置換水準以下への出生率低下には出産ピーク年齢の女性の急速な雇用労働力化の影響も大きかったのではないかと考えられる。また1960年代～1980年代に男女の賃金格差も縮小したが、有給出産・育児休業制度が本格的に開始される以前（そして開始後でもその内容が豊富でない時期）には、女性の経済力の相対的上昇は出産・育児の機会コストをさらに押し上げたのではないかと推測される。

なお、出産のピーク年齢にある女性の労働力率、中でも就学前児童をもつ母親の労働力率は、出生率回復が始まった1980年代半ば以降も増加を続けているが、これは第VI節で検討する出産・育児休業制度と保育サービスに代表される家族政策の拡充によるところが大きいと考えられる。手厚い有給出産・育児休業制度によって出産・子育てのために女性が労働市場から撤退する必要がなくなり、出産ピーク年齢の女性の労働力率は上昇する。そしてまた、職場復帰後も手厚い保育サービスが得られれば、子育てと仕事を両立することが容易になる。1980年代半ば以降の北欧諸国の状況はまさにそれではないかと想像される。

## V. 家庭内役割の男女分担

### 1. 家庭内役割の男女分担の水準とトレンド

前節でみたように、1960年代以降北欧諸国では女性の雇用労働力化が進み、また経済力における男女格差も縮小した。このような女性就業の急増を背景に、1970年代以降の北欧諸国の家族政策は、児童福祉と親の仕事と家庭の両立支援に加えて、社会のあらゆる分野における男女平等の実現をその政策目標とするようになった（Ellingsæter and Rønse 1996, Jacobsson and Alfredsson 1993, OECD 2001b, Rostgaard 2002, Rønse and Sundström 1996, Swedish Institute 1993）。このような総合的政策努力を続けてきた北

表7 北欧4カ国における製造業の平均賃金の男女比（男性を100とした場合の女性の値）の推移、1963～1998年

年次	スウェーデン	デンマーク	ノルウェー	フィンランド
1963	72	69	70	67
1965	75	72	72	68
1970	80	74	75	70
1975	85	84	78	73
1977	87	86	80	74
1980	90	86	82	75
1982	90	85	83	77
1985	90	86	84	77
1987	90	84	84	77
1990	89	85	87	77
1992	90	85	87	78
1995	90	85	87	79
1998	91	84	87	79

資料：ILO, *Yearbook of Labour Statistics*, various years; Statistiska centralbyrån, *Statistisk Årsbok för Sverige*, various years; Statistics Norway (1995) *Historisk statistikk 1994*.

欧においてさえ、家庭内役割分担は未だ男女平等ではない。とはいっても、1970年代以降家庭内役割における平等化が進んだこともまた事実である。

表8には、北欧4カ国とわが国における男女別週平均就業時間、家事時間と育児時間の合計である平均家庭内労働時間、および家庭内労働時間における男性分担割合が示されている。長期にわたる時系列データはノルウェーを除き得られないため北欧全体について確言はできないが、ノルウェーでは女性の就業時間が増加した一方で、男性の家庭内労働時間が大きく増加し、その結果1970年代初めには15

%であった男性の家庭内労働分担割合は、1990年には37%と20年間で約1.5倍に増加した。1980年代後半～1990年代初頭における他の3国の男性家庭内労働分担割合も、ノルウェーとほぼ同水準であり、1990-91年のスウェーデンでは39%、1987年のデンマークとフィンランドではそれぞれ33%と34%になっている<sup>6)</sup>。男性の家庭内役割分担割合が3～4割では男女平等とは言えないにしても、1991年でわずか9%というわが国はもちろんのこと、イタリア（1988-89年で19%）やスペイン（1991年で18%）と比べても、北欧では男性の家事・育児参加がはるかに進んでいるといえよう。ここから、女性の労働市場進出の急増に伴い、北欧の家庭内役割の男女分担パターンが大きく変化したことがわかる。

## 2. 男性の家事分担の決定要因

では、家庭内労働の男女分担の決定要因には、どのようなものがあるのだろうか。1980年代に欧米11カ国で実施された全国調査データを用いて、男性の家事分担の決定要因に関する国際比較分析が行われている（Singelmann et al. 1996）。この分析にはフィンランドを除く北欧3国が含まれており、ここではこの3国における共稼ぎカップルの家事時間における男性分担割合の決定要因の多変量解析結果を検討してみたい。この解析結果によ

表8 男女別週平均就業時間と家庭内労働時間、および家庭内労働における男性分担割合：北欧4カ国と日本

国名・年次	就業時間		家庭内労働時間		男性分担割合(%)		
	男	女	男	女	家事	育児	合計
スウェーデン 1990-91	41.1	27.3	20.2	33.2	39	29	38
デンマーク 1987	35.0	21.8	11.2	22.5	34	27	33
ノルウェー 1972	40.0	14.4	6.9	37.2	15	21	16
1980-81	34.2	17.1	9.2	29.8	22	29	23
1990	30.8	19.3	18.3	30.6	39	28	37
フィンランド 1979	30.0	21.8	11.7	25.6	32	23	31
1987	31.7	23.1	12.6	24.4	35	26	34
日本 1976	42.4	23.5	0.9	23.1	4	--	4
1981	42.5	22.3	0.9	23.7	4	--	4
1986	41.8	21.2	1.3	24.3	5	6	5
1991	40.8	19.5	2.8	27.1	9	13	9

資料：United Nations (1991) *The World's Women 1970-1990: Trends and Statistics*; —— (1995) *The World's Women 1995: Trends and Statistics*.

6) 北欧4カ国では1999～2000年にかけて、Eurostatの主導する「ヨーロッパ生活時間調査（The European Time Use Survey）」に参加して全国調査が実施された。しかし、この調査データの集計結果はまだ公表されていないため、ここにそれを示すことはできなかった。

ると、3国全てで、①女性の教育水準が高いほど男性の家事分担割合は高く、②自営業の男性と比べて、ホワイトカラーの男性の分担割合は高い。さらに、スウェーデンとノルウェーでは、①男性の収入が高いほど男性の家事分担割合は低いが、②女性の収入が高くなると男性の分担割合は増加し、③男性の教育水準が高いほど男性の家事分担割合も高かった。

要約すると、夫の経済力は夫自身の家事参加を低下させる一方、妻の経済力は夫の家事参加を増加させた。ここから、北欧諸国では、男女の経済的地位は家庭内役割分担に影響を与えることが示唆される。前節でみたように、男性に対する女性の相対的経済力は、北欧4カ国全てで1960年代～1980年代に目覚しく増加した。したがって、男性の家庭内役割分担の増加には女性の経済的地位の上昇が大きく関わっていたことが示唆される。また、教育水準の上昇も男性の家事参加をもたらしている。前節でみたように、北欧では1960年代～1970年代に高学歴化が進行し、その速度は緩やかになったとはいえ現在も続いている。したがって、この高学歴化は家庭内ジェンダー関係をより男女平等にしたと考えることができ、今後もこの傾向は続くのではないかと予想される。

## VI. 家族政策

### 1. 北欧型福祉国家モデル

北欧諸国は、「北欧型福祉国家モデル (Nordic welfare state model)」と呼ばれる手厚い家族政策をもつことで知られる。この起源は20世紀前半に遡ることができるが、現在の福祉国家モデルが根付き始めたのは1950年代～1960年代のことであり、その発展が本格的になったのは1970年代に入ってからのことである (Dahl 1984, Forssén 2000)。この背景には、女性の家庭外就業の急増と、それに伴うジェンダー役割の変化があった。この「北欧モデル」の特徴は、資源や富の再分配の広さと、それを実施するための法的整備の充実であり、その対象は家族・家庭におかれている (Esping-Andersen and Korpi 1987, Kosonen 1993)。そこで、主要西側先進諸国における家族政策の特徴を、①1990年代後半の家族政策をめぐる法整備の度合いと、②児童のいる世帯の所得分布における一番下25%の世帯の実質所得（米ドル換算）をクロスすることで分類すると、表9のようになる (Forssén 2000)。ここから、北欧4カ国は家族政策をめぐる法整備と幅広い富の再分配

表9 主要西洋先進諸国における家族政策関連の法整備の度合いと児童を含む貧困世帯の1990年代後半の実質所得

法整備の度合い	所得分布の最低25%の実質世帯所得が米国中位所得の：	
	45～60%	30～44%
進んでいる	フィンランド スウェーデン デンマーク ノルウェー ベルギー	フランス
比較的遅れている	ドイツ ルクセンブルク	イタリア オランダ アメリカ オーストラリア イギリス

注：貧困世帯とは、児童家族世帯の1997年の所得が同年の世帯全体の所得分布において最低の25%以下である世帯を指す。

資料：Forssén, K. (2000) "Child Poverty in the Nordic Countries," University of Turku Department of Social Policy Series B: 22/2000, Turku, University of Turku.

という点で、西側先進国中最も進んでいるグループに属することがわかる。このように北欧の家族政策は、保障の手厚さ、制度化の高さ、そして対象の広さによって特徴付けられ、政策実施は高い課税水準によって確保される政府予算の多くを公共サービスに費やすことで進められている。

一般的に、家族政策の実施には、お金(money)、休暇(time-off)、サービス(services)という3つの手段があるが、これらは北欧の家族政策において、(1)児童手当、(2)出産・育児休業制度、(3)保育サービスという3つの柱を形成している。これら3つの柱はこの順序で発展し、北欧4カ国におけるユニヴァーサルな児童手当制度は1940年代後半～1950年代前半に始まり、次いで包括的有給出産・育児休業制度が1970年代半ば～1980年代に開始され、保育サービスが本格的拡充をみたのは1980年代～1990年代である(Forssén 2000, 津谷 2002)。以下、これら3つの柱のそれぞれについて、その変遷と内容を要約し、その特徴を比較・検討したい。

## 2. 児童手当

表10には、1999年における北欧4カ国の児童手当(child allowance)制度の特徴がまとめられている。4カ国全てで児童手当はユニヴァーサルであり、非課税で、親の所得に関係なく一定額が支給される(Nordic Social-Statistical Committee 2001, pp.50-52)。この全児童を対象とし非課税かつ親の所得要件なしという特徴は、児童手当制度が北欧各国で創設された1940年代末～1950年代初頭から変わっていない<sup>7)</sup>。受給年齢の上限は国によって異なり、スウェーデンとノルウェーでは16歳まで(スウェーデンでは就学していれば20歳まで)、デンマークでは18歳まで、そしてフィンランドでは17歳まで支給される。また、デンマークとノルウェーでは児童の年齢によって給付額が変わり、低年齢(デンマークでは3歳未満、ノルウェーでは1～3歳)児童のいる家庭には増額される<sup>8)</sup>。さらに、デンマークを除く3国では、子供の多い家庭に対し給付が増額される「多子加算」制度が存在し、スウェーデンを除く3国には片親家庭への付加給付制度がある。これら多子加算および片親家庭給付のルールは国により異なる。

この複雑な国間差異を具体的に要約するため、表11に1999年12月における北欧4カ国の児童手当の年間支給額を世帯の特徴別に示す。1999年末時点での児童1人当たりの基礎手当額は、スウェーデンで月850クローネ(SEK)、デンマークで850クローネ(DKK)、ノルウェーで926クローネ(NOK)、フィンランドで535マルカである<sup>9)</sup>。これをユーロに換算すると、児童手当の児童1人当たりの平均支給額は月73.5～110ユーロとなる。この手当額はこれだけで子供を養育するには十分ではないが、非課税かつ全児童を対象とするという

7) 児童手当制度の創設年度はスウェーデンとノルウェーでは1947年、デンマークでは1951年、フィンランドでは1948年である(European Union 2001, Gauthier 1994, Swedish Institute 2001a)。北欧諸国の児童手当制度の変遷についての詳細は、津谷(2002)を参照されたい。

8) さらにノルウェーでは、国の最北に位置するフィンマルク郡(Finnmark County)およびトゥルムス郡(Troms County)の一部の市町村に居住する児童には児童手当の付加給付がある(Ministry of Children and Family Affairs 2000)。

9) スウェーデンの児童手当基礎額は2001年1月付けで月950クローネとなった(National Social Insurance Board 2000)。

表10 北欧4カ国における児童手当制度の特徴の比較（1999年12月時点）

	スウェーデン	デンマーク	ノルウェー	フィンランド
対象児童（coverage）	全員	全員	全員	全員
受給対象年齢	16歳未満 <sup>a</sup>	18歳未満	16歳未満 <sup>b</sup>	17歳未満
手当は課税対象か	非課税	非課税	非課税	非課税
親の所得による支給額差	なし	なし	なし	なし
児童年齢による支給額差	なし	あり	あり	なし
多子加算	あり	なし	あり	あり
片親家庭への付加手当	なし	あり	あり	あり

資料：Nordic Social-Statistical Committee (2001) *Social Protection in the Nordic Countries 1999: Scope, Expenditure and Financing*, Copenhagen: Nordic-Social Statistical Committee; European Union (2001) *Norway: Family Benefits, Mutual Information System on Social Protection in the EU Member States and the EEA*; Ministry of Children and Family Affairs (2000) *The Rights of Parents of Small Children in Norway*, Oslo: Ministry of Children and Family Affairs.

注：a--児童が就学している場合には、20歳になる春まで受給可能。

b--2000年より18歳未満。

意味においてその社会経済的影響は大きい。このように北欧諸国の児童手当制度は幅広くかつ相当な保障を全ての児童家庭に対して行い、また多子家庭や片親家庭など政策的支援をより必要とする家庭に対して付加的給付を行うことで、社会的弱者を保護し、親の経済状況によって子供が不利益を被らないような配慮がなされている。

### 3. 出産・育児休業制度

有給出産・育児休業制度は、1970年代以降の北欧4カ国における家族政策の根幹を成し、出産・育児と仕事の両立を支援する上で欠くことができないものである。国によりその内容に差はあるが、4カ国の制度は全て有給休業期間の長さ、所得補償の手厚さ、および利用方法をめぐる選択肢の多さと柔軟性によって特徴付けられる (Rostgaard, Christoffersen and Weise 1999a, Rønnsen 1998, Sundström and Stafford 1992)。北欧4カ国で出産休業制度が開始されたのは戦前であるが、全女性（もしくは全ての働く女性）を対象とした所得補償率の高い制度として拡充が開始されたのは比較的最近で、スウェーデン

表11 北欧4カ国における世帯の特徴からみた児童手当の年間支給額（1999年12月時点）

	スウェーデン (SEK)	デンマーク (DKK)	ノルウェー (NOK)	フィンランド (FIM)
両親と：				
子ども1人	10,200	10,200	11,112	6,420
子ども2人	20,400	20,400	22,224	14,304
子ども3人	33,324	30,600	35,316	23,652
片親で：				
子ども1人	10,200	18,604	22,224	8,852
子ども2人	20,400	33,568	35,316	19,104
子ども3人	33,324	48,532	48,408	30,852
児童1人当たりの平均支給額				
自国通貨	9,568	10,688	13,764	7,723
ユーロ換算	882	1,152	1,317	1,110

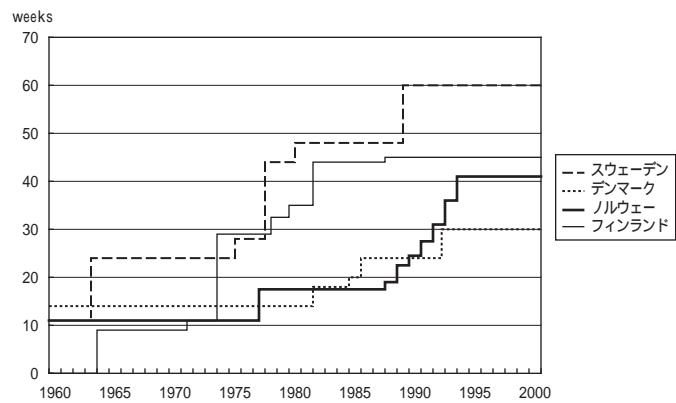
資料：Nordic Social-Statistical Committee (2001) *Social Protection in the Nordic Countries 1999: Scope, Expenditure, and Financing*, Copenhagen: Nordic Social-Statistical Committee.

で1970年代半ば、フィンランドで1980年代前半、そしてデンマークとノルウェーでは1980年代後半のことである（Forssén 2000, Gauthier 1994, Hoem and Hoem 1996, Rostgaard, Christoffersen and Weise 1999b）<sup>10)</sup>。また、有給休業期間における男性の取得が法的に義務化されたのはさらに遅く、1990年代半ば以降のことである<sup>11)</sup>。

図5には、北欧4カ国における全男女を対象とした有給出産・育児休業期間（週数）の変遷が示されている。スウェーデンの出産休業制度は戦前に開始されたが、その転換点は1974年に始まった「親保険（parental insurance）」により、それまでの働く女性のみを対象とした低所得補償で24週間の母親出産休暇から、所得補償率90%で24週間の出産・育児休暇を全両親に与える制度に生まれ変わったことによりもたらされた（Sundström and Stafford 1992, Swedish Institute 1992）<sup>12)</sup>。有給休暇期間はその後相次いで延長され、翌1975年には28週に、1978年には44週に、そして1980年には48週となった。1989年以降、有給休暇期間は60週であり、うち48週が75～90%の所得補償期間、残り12週は最低保障額が支給される。また、1990年代後半には、経済不況とEU加盟に伴う緊縮財政のため所得補償率が度々変更され、1995年には90%から80%に、さらに1996年には75%となったが、1998年に80%に戻されている。

デンマークの有給出産・育児休業制度は、1960年に全ての働く女性に産後14週間失業給付額の90%を保障することで開始された（Knudsen 1999）。その後約20年間目ぼしい変化はなかったが、1980年代以降拡充が開始され、1990年代に入りそのテンポは加速した。まず1981年には有給休暇期間が18週間になり、次いで1984年にはそれが20週間に延長される

図5 北欧4カ国における全男女（もしくは全就業者男女）を対象とした有給出産・育児休暇期間（週数）の変化、1960～2000年



10) 北欧4カ国の出産・育児休業制度の変遷と内容の詳細は、津谷（2002）を参照されたい。

11) 男性が休業期間（少なくともその一部）を女性と共有することは制度創設初期（スウェーデンでは1974年、デンマークでは1984年、ノルウェーでは1977年、フィンランドでは1978年）から許されていた。しかし、休業期間の一部を男性に限ることにより男性の取得を法的に義務付けるようになったのはスウェーデンで1995年、デンマークでは1999年、ノルウェーでは1993年のことである（Council of Europe 1999a, Rostgaard, Christoffersen and Weise 1999b, Swedish Institute 1996）。フィンランドでは男性の取得の義務化は未だ実施されていない。

12) 1974年の創設以来、スウェーデンの親保険制度には「次子出産に対する資格期間（eligibility interval）」と呼ばれる他の北欧諸国に見られない項目が含まれている。これは、定められた期間内に次子を出産すれば、前の子と同条件で休業することができるというもので、この資格期間は1974年には12ヶ月であったが、1978年に18ヶ月、そして1980年には24ヶ月へと延長され、1986年以降30ヶ月となった。Lesthaeghe and Moors（2000）によると、1980年代後半～1990年代の同国における出生率上下動の一因は、この資格期間の出生力へのピリオド効果にある。

と同時に男性も休暇期間の一部が取得できるようになった (Christoffersen 1990). 翌1985年には有給休暇期間は24週に延長され, そして1992年にはそれが30週となり, この期間終了後も雇用主の同意が得られれば, さらに親1人につき13~52週間の休暇が取得できるようになった (Council of Europe 1999b, Rostgaard, Christoffersen and Weise 1999b). デンマークの出産・育児休業における所得補償率は90~100%と高いが, 創設以来雇用保険制度の下で運営されているため, 受給対象者は就業者男女に限られている.

ノルウェーで全女性を対象とした有給出産・育児休業制度が開始されたのは1956のことであり, 低い所得補償で12週間の有給休暇期間が与えられた (Rønse 1998). その後約20年間大きな変化はなかったが, 1977年に有給休暇期間が18週に延長され, 同時にその一部を男性が女性に代わって取得することが可能になった<sup>13)</sup>. さらに翌1978年には所得補償率が一挙にほぼ100%に引き上げられた. その後, 1980年代後半~1990年代初頭に有給休暇期間は相次いで延長され, また取得方法も柔軟になった. 1987年には有給休暇期間は20週となり, また1991年には所得補償率を100%から80%に下げることによって, より長期間の休業が可能になった. 1993年には100%の所得補償による休暇期間が42週 (80%の補償なら52週) に大幅延長された.

フィンランドにおいて全女性を対象とした有給出産・育児休業制度が開始されたのは1964のことであり, 当時の休暇期間は9週間で, 所得補償率は40%であった (Rønse 1998). その後1970年代を通じて所得補償率は40%のままであったが, 有給休暇期間は立て続けに延長され, 1971年に12週間, 1974年に29週間, 1978年に32週間, そして1979年には35週間となった. 1980年代に入り制度はさらに充実し, 1981年には有給休暇期間は43週となり, 翌1982年には所得補償率が最初の105日間は80%, そして残りの期間は70%へと一気に引き上げられた. 1987年には有給休暇期間は44週に延長された<sup>14)</sup>.

最後に, 1999年12月時点の北欧4カ国における出産・育児休業制度の内容を比較してみたい. 表12に示されているように, 有給休暇期間の最も長いスウェーデンでは, 最初48週が所得補償率80%, 残り12週は最低保障額の1日60クローネで, 合計最大約60週休業することができる (Swedish Institute 2001a). デンマークの有給休暇期間は産前・産後合わせて30週であり, 所得補償率も上限付きではあるが100%となっている (Nordic Social-Statistical Committee 2001). この30週の内訳は, 産前に4週・産後に14週で合計18週間母親のみが取得できる母親休暇, それに続く10週間の母親父親のどちらかが取得可能な親休暇, そしてそれに続く父親のみ取得可能な2週間の父親休暇である. なお, 18週間(出産後14週間)以降の親休暇の代わりに, 子供が8歳になるまでの間に両親が各々連続

13) 1977年以降, ノルウェーでは有給休暇に引き続いて無給休暇を取ることが可能である. 有給休暇期間が18週間であった1977年当時の無給休暇期間は30週間で, 子供が1歳になるまでに取得することとされた. 1995年には, この無給休暇期間は親1人につき最大12ヶ月となり, その結果有給休業期間と合わせて子供が3歳になるまでの連続した休業が可能となった.

14) 1991~92年に有給休暇期間は46週に延長されたが, 1993年には44週に戻された (Rønse 1998). ノルウェーと同様に, フィンランドでも1985年以降有給休暇期間終了後に無給休暇を取得することが可能になった. この期間は1985~1990年に延長され, 1990年以降全ての男女に子供が3歳になるまで保育休暇を取る権利が与えられ, その期間家庭保育手当 (child home-care allowance) の受給が可能になった.

表12 北欧4カ国における有給出産・育児休業制度の特徴の比較（1999年12月時点）

	スウェーデン	デンマーク	ノルウェー	フィンランド
<b>就業者</b>				
所得補償のある休業期間 (うち出産前取得可能期間)	60週 (約9週)	30週 (4週 <sup>a</sup> )	42・52週 <sup>b</sup> (最大12週)	44週 (5-8週)
休業前所得に対する所得補償率	80% <sup>c</sup>	100%	100・80%	70%
所得補償額(週額)の上限				
自国通貨	5,250	3,048	5,417	上限なし
ユーロ換算	484	329	518	
所得補償額の下限				
自国通貨	420	下限なし	618	360
ユーロ換算	39		57	52
対象者別休業期間				
母親(女性)に限定	4週	18週	9週	18週
父親(男性)に限定	4週	2週	4週	--
母親か父親のどちらか	56週	10週	29・39週	26週
出産時父親休暇(父母両方の同時取得可能)期間	2週	2週	2週 <sup>d</sup>	3週
所得補償は課税対象か	課税対象	課税対象	課税対象	課税対象
<b>非就業者</b>				
出産・育児手当受給可能期間	約64週	なし	一時金	44週
出産・育児手当の週額(自国通貨)	420	ゼロ	32,138	360
手当受給期間を男性と共有	できる	手当なし	状況による <sup>e</sup>	できる <sup>f</sup>
手当に課税されるか	課税対象	手当なし	非課税	課税対象

資料：Nordic Social-Statistical Committee (2001) *Social Protection in Nordic Countries 1999*, Copenhagen, Nordic Social-Statistical Committee.

a--母体の健康が心配される妊娠、および就業する胎児への悪影響がある場合延長可能。

b--100%の所得補償の場合休業期間は42週、80%の所得補償なら52週。

c--80%の所得補償期間は最初の48週で、残りは最低保障額(1日当たり60クローネ)。

d--所得補償はないが、出産前に取ることもできる。

e--母親が死亡するか、離別や同棲解消により父親が単独で親権を持つ場合に受給可能。

f--最大26週間。

13週間の育児休暇を所得補償率60%で取得することもできる(Council of Europe 1999d, Rostgaard, Christoffersen and Weise 1999b)<sup>15)</sup>。ノルウェーでは所得補償率100%で休業すれば42週、80%の所得補償であれば52週であり、フィンランドでは所得補償率は70%で、休業期間は44週である(Ministry of Children and Family Affairs 2000, OECD 2001b)。

フィンランド以外の3国では、休業期間の一部を男性が取得することを義務付けており、その期間はスウェーデンとノルウェーで4週間、デンマークでは2週間である。なお、通常男女どちらか一方しか取得が許されていない出産・育児休暇であるが、出産直後に限り(ノルウェーでは直前でも)男女が同時に取得することが可能である。この期間は2~3週間で、ノルウェーでは無給であるが、他の3国では所得補償がある。なお、これらの出産・育児休業にともなって支給される手当は全て課税対象となる。さらに、スウェーデンとノルウェーでは、有給休暇期間を全てフルタイムで取得することもできるが、就業しな

15) 雇用主との合意があれば、育児休暇は親1人当たり52週まで延長することができる。しかしこの休暇は連続取得が条件であり、何度も分けて取得することはできない。

がらパートタイムで取得することもできる。スウェーデンでは、最初6ヶ月フルタイムで休業した後、残りは子供が8歳になるまでの間に父母どちらかがパートタイムで休業できる。この制度は「時間預金制（タイムバンク）」と呼ばれている。ノルウェーでは、100%の所得補償で42週間フルタイム休業するかわりに、80%の所得補償で52週間休業することもできる。さらにこの「時間口座制（タイムコント）」の下では、パートタイム就業しながら部分休業することも可能である。これは、有給休暇期間42週間（または52週間）のうち、男女どちらかの取得が義務付けられている29週間（または39週間）について、その全部または一部の期間、就業時間を短縮しながら育児休業するという形で利用される（Ministry of Children and Family Affairs 2000）。

#### 4. 保育サービス

戦後を通じて北欧の保育サービスは主に市町村によって担われてきた。したがって、保育サービスの内容は、同一国内でも実施主体である市町村間で大きな差異が存在する。そこでここでは、各国の公的保育サービスの発展経緯を概観し、次に4カ国における保育サービスの利用パターンをみてみたい<sup>16)</sup>。スウェーデンの公的保育サービスは、1944年に政府が保育所と幼稚園に補助金を支出することを認め、公的保育の制度化をはかることによって本格的なものとなった。その後、1960年代～1970年代にスウェーデン経済がめざましく発展し、女性就業が急増するにともない、保育サービスへの需要が高まり、その供給不足が大きな社会的関心事となった（津谷 1996）。これを受け、1977年の「児童保育法（Child Care Act）」および1982年の「社会サービス法（Social Service Act）」の施行を通じて1970年代後半以降法的整備が進み、その結果公的保育サービスは大きく拡充された。1985年には、親が就業している全ての就学前児童と学童に対して、市町村は保育サービスを供給する法的義務があるとされ、この目標達成のタイムリミットは1991年とされた（Socialstyrelsen 1992）。このような政策的努力により保育施設在籍者数は大きく増加したにもかかわらず、1980年代を通じて保育所不足は社会的関心事であり続け、1990年代の経済不況の中でも保育サービスは増加を続けた。

現在スウェーデンの保育サービスにおいて中心的役割を担っているのは、就学前児童を対象とした就学前学校（preschool、スウェーデン語で *förskola*）と、学童を対象とした「余暇センター（leisure-time center、スウェーデン語で *fritidshem*）」と呼ばれる学童保育所、および就学前児童と学童の両方を対象とする家庭保育所（family daycare スウェーデン語で *familjedaghem*）である（Skolverket 2001, Swedish Institute 1996, 2001b)<sup>17)</sup>。さらに、家庭保育所の保育ママと保育児童および育児休業中の母親などを対象として、週

16) 北欧4カ国における保育サービスの変遷と内容の詳細は、津谷（2002）を参照されたい。

17) 1998年に、保育サービスの中央監督省庁は保健社会省（Ministry of Health and Social Affairs）から教育庁（National Agency for Education）へと移行し、その結果保育サービスをめぐる法的条項は社会サービス法から学校教育法に移された。それと同時に、全6歳児は小学校入学前の1年間就学前教室に無料で在籍できることが保障された（National Agency for Education 2000）。

2・3回数時間開かれる開放型就学前学校（open preschool スウェーデン語で öppen förskola）もある<sup>18)</sup>。

デンマークの公的保育サービスは、1960年代に中央政府の指導・監督の下、市町村政府が子供の年齢に応じた保育を開始することにより本格的なものとなった（Ministry of Social Affairs 2000）。しかし、就学前の子をもつ母親の就業の急増に保育サービスの増加が追いつかず、保育所不足は深刻化した。この不足を補うべく、1967年には家庭保育所が市町村政府の監督・管轄下におかれ、公的保育サービスの一翼を担うことになった。保育サービス不足解消のための政策的努力はその後も続けられ、1980年代に入って保育所在籍児童数はめざましい増加をみた。また同時に保育サービスをめぐる法的整備も進み、1976年の「社会支援法（Social Assistance Act）」および1987年の「社会サービス法（Social Service Act）」の施行により、公的保育サービス運営の権限と責任は中央から市町村に移行した。さらに、1995年には6歳未満の全児童に公的保育を受ける権利が与えられた。したがって、スウェーデン同様、デンマークでも公的保育サービスは、国の基準の下で市町村が運営しており、原則として待機児童がないよう「十分な量」の保育サービスを供給することになっている。しかし、スウェーデンと異なり、「十分な量」を決定する権限は市町村がもっている。

デンマークの保育サービスの種類は子供の年齢により区別され、就学前児童を対象とする保育サービスには、6ヶ月～2歳までの児童を保育する低年齢児童保育所（crèche もしくは toddler center、デンマーク語で vuggestuer）と、3～6歳児を対象とする保育所（kindergarten、デンマーク語で børnehaver）があり、また6ヶ月～6歳（10歳のこともある）の児童を同一施設で保育する年齢統合型施設（age-integrated institutions、デンマーク語で aldersingegrerede institutioner）もある（Janson 1997, Ministry of Social Affairs 2000, Polakow 1997）。また、6ヶ月～2歳の子供は、家庭保育所（family daycare、デンマーク語で dagpleje）での保育も必要に応じて受けることができる<sup>19)</sup>。一方、学童を対象とするものには、「放課後センター（after-school center、デンマーク語で fritidshjem）」と呼ばれる学童保育所、および学校余暇施設（school-based leisure-time facilities, SFO）がある。

ノルウェーの公的保育サービスは1970年代前半に整備・拡充が開始された（Rønse 1998）。その後、1970年代～1980年代を通じて保育サービスの供給は増加し、公的保育施設の在籍就学前児童数は増加を続けた。しかし、他の3国と比べてノルウェーの公的保育サービスの整備は遅れており、1990年における就学前児童の保育所在籍割合は北欧4カ国中最も低かった（Nordic Social-Statistical Committee 2001, Statistics Norway 1995）。

18) 学童保育所や家庭保育所への入所が不可能・不適当な場合、10～12歳の学童を対象に、開放型余暇活動（open leisure-time activitiesスウェーデン語で öppen fritidsverksamhet）が実施されている市町村もあるが、その数は少数である。

19) さらに6歳時の1年間、小学校入学準備として無料の就学前教室（preschool class、デンマーク語で børnehaveklasse）に参加することもできる。

1990年代に入ってからも保育サービス拡充のための政策的努力は続き、1995年に施行された「保育施設法 (Day-Care Institutions Act)」により、親が希望する全ての就学前児童に保育サービスを供給することが政策的重要課題とされたが、障害児をのぞき保育サービスを受ける権利は未だ保障されていない (Council of Europe 1999c, Forssén 2000). このように、他の北欧諸国同様（おそらく他の北欧諸国よりも）ノルウェーの公的保育サービスの供給不足は深刻であり、この不足を私立保育所やベビーシッター、および子供が3歳になるまで親が家庭で育児をすることに補助金を支給することで埋め合わせようとする試みが、1990年代後半以降活発に行われている<sup>20)</sup>.

ノルウェーの保育サービスは就学前児童を対象としたものが主で、保育所と家庭保育所を中心に行われている<sup>21)</sup>. 保育所に入所できず、入所できてもフルタイム保育が受けられない児童とその親を対象にした開放型保育所 (open daycare center) も都市部を中心に開かれているが、その数は限られている。学童については、6～10歳児を対象に授業開始前と放課後に学童保育所での保育が実施されているが、この供給量は就学前児童を対象とした保育サービスよりもさらに限られている。

フィンランドの公的保育サービスは、1973年の「児童保育法 (Act on Children's Day Care)」施行を契機として、1970年代～1980年代を通じて拡充を続けた。また、1985年には3歳未満の児童に保育所または家庭保育所で公的保育サービスを受ける権利を保障し、1995年にはその対象を全就学前児童に拡大した (Forssén 2000). しかし一方で、1990年代初頭のソ連崩壊により、フィンランド経済は大打撃を受け (European Parliament 1996)，そのため、児童保育法施行以来奨励されてきた10歳未満の学童のための公的保育は、就学前児童のための保育サービスが義務化されたこともあり、1990年代に入り減少している。

現在のフィンランドにおける保育サービスの中心は就学前児童のための保育所であるが、サービスの種類は北欧諸国中最も多様であり、保育所の他、家庭保育所、開放型保育所、遊戯集団活動、学童保育所、放課後活動など多岐にわたる (European Parliament 1996, OECD 2001b). なお、フィンランドの家庭保育所 (family daycare) には、保育ママが1人で自分の家庭で保育を行う通常の形に加え、複数の保育ママが集団で保育を行う集団家庭保育所 (group family daycare center) もある。また、開放型保育所 (open daycare center) や遊戯集団活動 (playgroup activities) は、就学前児童とその親および保育ママやベビーシッターを対象に、家庭外で社会ネットワークを作る機会を与えることを目的

20) ノルウェー政府は1998年8月付けて、保育所に入所できない1～2歳の子供のいる家庭を対象に、月額3,000クローネの幼児家庭援助手当 (cash support for families with small children) の支給を開始している (Council of Europe 1999b).

21) ノルウェーでは、私立保育所の割合が他の3国に比べて高く、1990年代後半の私立保育所割合はフィンランドで3%，スウェーデンで10～15%，そしてデンマークでも3割弱であるのに対し、ノルウェーでは約4割である (Ministry of Social Affairs 2000, National Agency for Education 2000, OECD 2001b, Swedish Institute 2001b). しかし、北欧の私立保育所は全て市町村の認可を必要とし、その管轄の下で運営されているため、サービス内容と質において公立と大差はない。なお、ノルウェーの就学年齢は6歳であり、就学前児童とは6歳未満児をさす。

としている<sup>22)</sup>。さらに、放課後活動 (after-school activities for school-aged children) は、公的学童保育 (public after-school care) の減少を埋め合わせるため、教会やNGO によって実施されている。

では最後に、北欧 4 カ国における主要保育施設である公的保育所と家庭保育所の利用度を見てみたい。表13には、公的保育所・家庭保育所在籍児童数と児童人口全体における在籍児童割合の、1990～1999年の推移が児童の年齢別に示されている。ここから、在籍率には児童の年齢により国間差があるが、フィンランドを除き、在籍率は1990年代を通じて増加していることがわかる。特にデンマークの在籍率は高く、1999年時点で就学前児童の約 8 割が、そして 7 ～ 10 歳の学童でも 64% が保育所や家庭保育所もしくは学童保育所に在籍している。スウェーデンの在籍率はデンマークより若干低いが、これは同国の有給育児・休業制度の中心である親手当を子供が 8 歳になるまで消化することのできる「時間預金制 (タイムバンク)」に一因があるのではないかと思われる。一方、ノルウェーの公的保育所在籍率はスウェーデンやデンマークに比べて低く、特に 3 歳未満児童のそれは目立って低い。フィンランドでは、1990 年代前半に在籍数・在籍率ともに低下し、特に 3 歳未満児童の在籍率の落ち込みが目立つ。これは、先述したように、フィンランド経済がソ連崩壊により深刻な不況に陥り、保育サービス関連予算が大幅に削減されたこと (OECD 2001b) に加え、特に若い年齢層で失業率が急増したことにより、失業した親たちが家庭で育児を行うことを余儀なくされたためではないかと考えられる。しかし、1990 年代後半には就学前児童については在籍者数・在籍率ともに回復している。一方 11 歳未満の学童については、在籍者数と在籍率ともに 1990 年代を通じて減少しているが、これは経済不況から抜け出せないまま、1995 年以降全就学前児童に保育サービスを保障することになり、その結果学童保育が手薄にならざるをえなかったためであろうと考えられる。

## 5. 家族政策と出生率の関係

以上でみたように、1940 年代末～1950 年代初頭の制度創設以来、北欧諸国の児童手当は全児童を対象として、親の所得要件なしに相当額が非課税で、子供が 16 ～ 18 歳になるまで支給されている。児童手当は子供の well-being にとって重要であるが、出生率との関係を考えると、戦後を通じてその内容に大きな変化がないことから、その影響はあまりなかったと考えることができる。対照的に、1980 年代後半～1990 年代前半の北欧諸国の出生率回復と維持に大きな影響を与えたと思われる政策的要因は、有給出産・育児休業制度の拡充である。そのタイミングと速度に国間差があるとはいえ、1970 年代後半～1990 年代前半にかけて、4 カ国全てで有給休暇期間は大幅に延長され、所得補償率も増加した。したがって、これらの有給出産・育児休業制度の拡充が、出生率回復に与えた影響は明らかである。さらに北欧 4 カ国では、そのタイミングと度合いに国間差があるとはいえ、1980 年代～

22) 私立保育所が保育所全体に占める割合は低いが、公立保育所に入所できず私立保育所に子供を入所させる場合（もしくは自分でベビーシッターを雇う場合）、申請すれば私的保育手当 (private childcare allowance) が毎月一定額支給されることになったため、私立保育所在籍児童数は近年増加している (OECD 2001b)。

表13 北欧4カ国における児童の年齢からみた公的保育所および家庭保育所の在籍児童数とその年齢の児童人口全体における在籍者割合、1990～1999年

	スウェーデン <sup>a</sup>	デンマーク	ノルウェー <sup>b</sup>	フィンランド <sup>c</sup>
在籍児童数（1,000人）				
1990				
0～2歳	103	88	19	55
3～6歳	263	161	120	141
0～6歳合計	367	248	139	196
7～10歳	146	74	--	17
0～10歳合計	512	322	--	213
1995				
0～2歳	123	101	39	34
3～6歳	367	218	149	145
0～6歳合計	490	319	188	179
7～10歳	198	123	--	11
0～10歳合計	688	441	--	190
1999				
0～2歳	108	113	45	43
3～6歳	350	255	142	178
0～6歳合計	458	368	188	221
7～10歳	254	169	--	8
0～10歳合計	712	537	--	229
在籍者割合（%）				
1990				
0～2歳	29	48	11	31
3～6歳	64	73	57	58
0～6歳合計	48	61	33	44
7～10歳	38	34	--	7
0～10歳合計	44	52	--	30
1995				
0～2歳	37	48	22	18
3～6歳	74	83	61	55
0～6歳合計	59	68	44	39
7～10歳	45	53	--	5
0～10歳合計	54	63	--	27
1999				
0～2歳	40	56	25	25
3～6歳	82	91	77	70
0～6歳合計	66	77	51	52
7～10歳	51	64	--	3
0～10歳合計	62	72	--	33

資料：Nordic Social-Statistical Committee (2001) *Social Protection in the Nordic Countries 1999*, Copenhagen, Nordic Social-Statistical Committee.

a--1998年以降6歳児は小学校での就学前教育に参加できるようになったため、放課後保育所か家庭保育所での保育を受けていない限りこの表の数値に含まれていない。

b--1998年以降0～5歳児が対象。

c--1998年以降の数値には政府補助金を得て運営されている認可私立保育所在籍児童も含む。

1990年代に公的保育サービスの整備・拡充が急速に進んだ。ここから、北欧諸国における1980年代後半以降の出生率回復には、保育サービス拡充の影響も大きかったと考えられる。この拡充は1990年代後半も続いていることから、北欧諸国における比較的高水準の出生率の維持にとって、保育サービスが果たしている役割は大きいと思われる。

## VII. まとめ

北欧4カ国の出生率は1960年代後半～1980年代前半にかけて急速に低下し、置換水準を割り込んだ。この出生率の急低下は25歳未満の若い女性の晩産化によるところが大きかった。この晩産化は主に未婚化などの結婚行動の変化によるものであったが、1960年代に起こった避妊革命や人工妊娠中絶の完全合法化により、出産タイミングのコントロールが可能になったことによる影響も見逃せない。また北欧4カ国では、1960年代以降高学歴化が進行し、女性の就業率も急増した。高学歴化は男女ともに起こったが、女性の方が男性より急速であった。また20歳代～30歳代の出産ピーク年齢にある女性の労働力化も急激であり、男女の賃金格差も縮小した。したがって、1960年代半ば～1980年代前半までの北欧諸国における未婚化や離婚率増加などの結婚行動の変化、そしてその結果としての晩産化による出生率の置換水準以下への低下は、女性の高学歴化と雇用労働力化そして女性賃金の相対的増加により、結婚・出産・子育てをめぐる女性の機会コストが急激に上昇したために起こったと考えられる。

一方、1980年代半ば以降の北欧4カ国における出生率の回復は、晩産化が継続するなかで30歳代の女性のキャッチ・アップが行われ、また家族形成が社会制度としての結婚から乖離したことにより、同棲と婚外出生率が急増したことが主な人口学的要因であった。しかし、出生率の反騰にもかかわらず、女性の高学歴化と20歳代～30歳代の女性の雇用労働力化、中でも就学前児童をもつ母親の労働力率の増加と高位安定は、1990年代末に至るまで続いている。また男女の賃金格差の縮小も、その速度は緩やかになってきているとはいえ、1990年代になっても継続している。このように、出産・子育てをめぐる女性の機会コストを上昇させるような女性の経済的地位の向上が続いているにもかかわらず出生率が回復したことは、これら4カ国が女性の機会コストの上昇を軽減することに成功したことを意味する。そしてこの出産・子育てをめぐる女性の機会コスト軽減を可能にしたのは、男性の家庭役割分担の増加（家庭内男女関係の平等化）と、家庭と仕事の両立を支援するための家族政策の拡充であったと考えられる。1960年代以降の女性の労働市場進出に伴って、北欧の家庭内役割の男女分担パターンは大きく変化し、1990年代には北欧男性の家庭内労働分担割合は世界で最も高くなった。また、北欧女性の経済的地位や教育水準の向上は家庭内役割分担をより平等にすることが示唆されたが（Singelmann et al. 1996）、女性の高労働力率と賃金の男女格差の縮小は続いており、北欧の家庭内ジェンダー関係はさらに平等なものになって行くと予想される。

また、出産・育児休業制度や保育サービスおよび児童手当に代表される家族政策の変遷

をみると、1960年代の女性の雇用労働力化を背景に、有給出産・育児休業制度や保育サービスの拡充が本格的に始まったのは、1970年代半ば以降のことであった。そして有給休業期間の大幅延長や所得補償率の増加および出産・育児への男性の平等な参加を促すための政策的措置が講じられるようになったのは、1980年代以降のことであった。さらに1990年代に入ってからも、小さな子をもつ家庭を対象とした政策は現在に至るまで、多少のカットバックはあったものの、概ね整備・拡充の方向で進んできている（Kautto et al. 2001, Kuhnle 2001）。したがって、1980年代半ば以降の北欧諸国における出生率回復は、家庭内役割における男性の分担増加と、子育てと仕事の両立を支援する包括的家族政策の整備・拡充によると考えることができる。男性が家庭内労働により多く参加することで、そして家族政策による支援がより効果的に行われるようになったことで、出産・子育てをめぐる女性の機会コストの軽減に北欧4カ国は成功している。少子化が止まらないわが国が、北欧諸国の経験から学ぶ点は多い。

## 文献

- 津谷典子（1996）「スウェーデンにおける出生率変化と家族政策」、阿藤誠編『先進諸国の人団問題』東京大学出版会、pp.49-82。
- （2002）「北欧地域」、『先進諸国の少子化動向と少子化対策に関する比較研究』（厚生科学研究所費（課題番号H11-政策-008）総合報告書）、pp.99-199。
- Chesnais, Jean-Claude (1996) "Fertility, Family, and Social Policy in Contemporary Europe," *Population and Development Review*, Vol.22, No.4, pp.729-39.
- Christoffersen, Nogens Nygaard (1990) "Maternity and Paternity Leave: The Role of Socioeconomic Status," *National Institute of Social Research Report*, No.90, Copenhagen, National Institute of Social Research.
- Council of Europe (1999a) *Recent Demographic Developments in Europe 1999*, Strasbourg, Council of Europe Publishing.
- (1999b) *Social Cohesion and Quality of Life: National Report of Norway* (National Reports for the Stockholm Conference of European Ministers Responsible for Family Affairs), Strasbourg, Council of Europe.
- (1999c) *Social Cohesion and Quality of Life: National Report of Finland* (National Reports for the Stockholm Conference of European Ministers Responsible for Family Affairs), Strasbourg, Council of Europe.
- (1999d) *Social Cohesion and Quality of Life: National Report of Denmark* (National Reports for the Stockholm Conference of European Ministers Responsible for Family Affairs), Strasbourg, Council of Europe.
- Dahl, Hans Fredrik (1984) "Those Equal Folk," *Daedalus*, Vol.11, No.1, pp.93-108.
- Danmark Statistik (1999) *Befolkningsens bevægelser 1997*, Copenhagen, Danmark Statistik.
- Eckdahl, Bertil (1984) "Child Custody Rules in the Context of Swedish Family Law," *Current Sweden*, No.321, Stockholm, Swedish Institute.
- Ellingsæter, Anne Lise and Marit Rønsen (1996) "The Dual Strategy: Motherhood and the Work Contract in Scandinavia," *European Journal of Population*, Vol.12, pp.239-60.
- Esping-Andersen, Gøsta and Walter Korpi (1987) "From Poor Relief to Institutional Welfare State: The Development of Scandinavian Social Policy," Robert Erikson (ed.), *The Scandinavian Model: Welfare States and Welfare Research*, Armonk, Sharpe, pp.39-74.

- European Parliament (1996) *Social Policy in Finland: An Overview* (Directorate-General for Research Working Document), Social Affairs Series W9, Brussels, European Parliament.
- European Union (2001) "Norway: Family Benefit," *Mutual Information System on Social Protection in the EU Member States and the EEA* ([http://europa.eu.int/comm/employment\\_social/missoc2001/no\\_part9\\_en.htm](http://europa.eu.int/comm/employment_social/missoc2001/no_part9_en.htm)).
- Forssén, Katja (2000) "Child Poverty in the Nordic Countries," *University of Turku, Department of Social Policy Series B*: 22/2000, Turku, University of Turku.
- Gauthier, Ann H. (1994) *The State and the Family: A Comparative Analysis of Family Policies in Industrialized Countries*, Oxford, Clarendon Press.
- Heckman, J. J. and J. R. Walker (1990) "The Third Birth in Sweden," *Journal of Population Economics*, Vol.3, pp.235-75.
- Henshaw, Stanley K. and Evelyn Morrow (1990) *Induced Abortion: A World View, 1990 Supplement*, New York, The Alan Guttmacher Institute.
- Hoem, Britta and Jan M. Hoem (1996) "Sweden' Family Policies and Roller-coster Fertility," 『人口問題研究』, Vol.52, No.3-4, pp.1-22.
- Hoem, Jan M. (1990) "Social Policy and Recent Fertility Change in Sweden," *Population and Development Review*, Vol.16, No.2, pp.735-47.
- Jacobsson, Ranveig and Karin Alfredsson (1993) *Equal Worth: The Status of Men and Women in Sweden*, Stockholm, Swedish Institute.
- Janson, Ilze (1997) "Children in the Welfare State of Denmark," Paper presented at a colloquium for the Advocate for Children Program, Collage Park, University of Maryland.
- Kautto, Mikko, Johan Fritzell, Bjorn Hvinden, Jon Kvist and Hannu Uusitalo (2001) "Nordic Welfare States: Distinct or Extinct?" Paper presented at the 'Norden och Europa' Conference, Copenhagen, 17-19 March.
- Knudsen, Lisbeth B. (1999) "Recent Fertility Trends in Denmark - A Discussion of the Impact of Family Policy in a Period with Increasing Fertility," *Research Report* No.11, Odense, Danish Center for Demographic Research, Odense University.
- Kosonen, Pekka (1993) "The Finnish Model and the Welfare State Crisis," Kosonen, Pekka (ed.), *The Nordic Welfare State as a Myth and as Reality* (Renvall Institute Publications 5), Helsinki, Helsinki University, pp.45-66.
- Kosunen, Elise (2000) "Family Planning Services," Lottes, Ilsa and Osmo Kontula (eds.), *New Views on Sexual Health: The Case of Finland*, Helsinki, Family Federation of Finland, pp.70-84.
- Kuhnle, Stein (2001) "Reform and Consolidation of Scandinavian Welfare States" Paper presented at the 1st Conference of the Hellenic Social Policy Association, Komotini, Greece, 9-13 May.
- Lesthaeghe, R. and G. Moors (2000) "Recent Trends in Fertility and Household Formation in the Industrialized World," *Review of Population and Social Policy*, No.9, pp.121-70.
- Linnér, Birgitta (1967) *Sex and Society in Sweden*, New York, Pantheon Books.
- Messari-Polsa, Tsuija and Lars Söderström (1993) "Family Policy and Fertility in Sweden," Unpublished manuscript, Stockholm, Statistiska centralbyrån.
- Ministry of Children and Family Affairs (2000) *The Rights of Parents of Small Children in Norway*, Oslo, Ministry of Children and Family Affairs.
- Ministry of Social Affairs (2000) *Early Childhood Education and Care Policy in Denmark - Background Report*, Copenhagen, Ministry of Social Affairs.
- National Agency for Education (2000) *Descriptive Data on Child Care and Schools in Sweden in 2000* (National Agency for Education Report No.192), Stockholm, National Agency for Education.
- National Social Insurance Board (2000) *Social Insurance in Sweden 2000: After 55 - Welfare, Work and Leisure*, Stockholm, National Social Insurance Board.
- Nikander, Timo (1998) *Fertility and Family Surveys in Countries of the ECE Region, Standard Country Report: Finland*, New York, United Nations.

- Nordic Social-Statistical Committee (1998) *Social Protection in the Nordic Countries 1996: Scope, Expenditure and Financing*, Copenhagen, Nordic Social-Statistical Committee.
- (2001) *Social Protection in the Nordic Countries 1999: Scope, Expenditure and Financing*, Copenhagen, Nordic Social-Statistical Committee.
- Organization for Economic Co-operation and Development (OECD) (2001a) *OECD Employment Outlook: June 2001 Edition*, Paris, OECD.
- (2001b) *OECD Country Note: Early Childhood Education and Care Policy in Finland*, Paris, OECD (<http://www.oecd.org/copyr.htm/>).
- Polakow, Valerie (1997) "Who Cares for the Children? Denmark's Unique Public Child-care Model," *Phi Delta Kappan*, Vol.78, No.7, pp.604-13
- Rostgaard, Tine (2002) "Setting Time Aside for the Father: Father's Leave in Scandinavia," *Community, Work & Family*, Vol.5, No.3, pp.343-64.
- Rostgaard, Tine, Mogens N. Christoffersen and Hanne Weise (1999a) *Parental Leave: Policy and Research, Review of the Danish Parental Leave Schemes*, Copenhagen, Danish National Institute of Social Research.
- (1999b) "Parental Leave in Denmark," Moss, P. and F. Devan (eds.), *Parental Leave: Progress or Pitfall?* (NIDI/CBGS Publications Vol.35), The Hague, NIDI/CBGS, pp.25-44.
- Rønse, Marit (1998) "Fertility and Public Policies - Evidence from Norway and Finland," *Statistics Norway Research Department Documents 98/12*, June.
- (2001) "Fertility and Family Policy in Norway - Is There a Connection?" Paper presented at the IUSSP Seminar on 'International Perspectives on Low Fertility: Trends, Theories, and Policies,' Tokyo, 21-23 March.
- Rønse, Marit and Marianne Sundström (1996) "Maternal Employment in Scandinavia: A Comparison of the After-birth Employment Activity of Norwegian and Swedish Women," *Journal of Population Economics*, Vol.9, pp.267-85.
- Singelmann, Joachim, Yoshinori Kamo, Alan Acock, and Michael Crimes (1996) "Dual-Earner Families and the Division of Household Labor: A Comparative Analysis of Six Industrial Countries," *Acta Demographica*, No.1884-1996, pp.159-178.
- Skolverket (2001) *The Swedish School System: Child Care in Sweden*, Stockholm, Skolverket.
- Socialstyrelsen (1992) *Social Services in Sweden: A Part of the Social Welfare System*, Stockholm, Socialstyrelsen.
- Statistiska centralbyrån (1989) *Barns levadsvillkor, Levnadsforhalanden 62*, Stockholm, Statistiska centralbyrån.
- (2002) *Statistisk Årsbok för Sverige 2002*, Stockholm, Statistiska centralbyrån.
- Statistics Finland (2000) *Väestönlaskutukset 1999*, Helsinki, Statistics Finland.
- (2002) *Facts and Figures about Women and Men*, Helsinki, Statistics Finland ([http://www.stat.fi/tk/he/tasaarvo\\_vaesto\\_en.html](http://www.stat.fi/tk/he/tasaarvo_vaesto_en.html)).
- Statistics Norway (1995) *Historical Statistics 1994*, Oslo, Statistics Norway.
- (2002) "Total Fertility Rates by County, 1968-2001," Oslo, Statistics Norway ([http://www.ssb.no/fodte\\_en/tab-2002-05-30-80-en.html](http://www.ssb.no/fodte_en/tab-2002-05-30-80-en.html)).
- Sundström, Marianne and Frank Stafford (1992) "Female Labor Force Participation, Fertility and Public Policy in Sweden," *European Journal of Population*, Vol.8, No.3, pp.199-215.
- Swedish Institute (1992) "Social Insurance in Sweden," *Fact Sheets on Sweden* (August).
- (1993) "Equality between Men and Women in Sweden," *Fact Sheets on Sweden* (June).
- (1996) "Child Care," *Fact Sheets on Sweden* (August).
- (1997) "Family Planning in Sweden," *Fact Sheets on Sweden* (April).
- (2001a) "Social Insurance in Sweden," *Fact Sheets on Sweden* (April).
- (2001b) "Childcare in Sweden," *Fact Sheets on Sweden* (December).
- United Nations (2000) *Levels and Trends of Contraceptive Use As Assessed in 1998*, New York, United

- Nations.
- Walker, J. R. (1995) "The Effect of Public Policies on Recent Swedish Fertility Behavior," *Journal of Population Economics*, Vol.8, pp.223-51.
- Westoff, Charles F. and Norman B. Ryder (1977) *The Contraceptive Revolution*, Princeton, Princeton University Press.
- Wielandt, Hanne and Lisbeth B. Knudsen (1997) "Birth Control: Some Experiences from Denmark," *Contraception*, No.55, pp.301-06.

# Fertility and Family Policies in Nordic Countries, 1960-2000

Noriko O. TSUYA

This paper examines the relationship between fertility change and family policies in four Nordic countries during 1960-2000, paying attention to changes in the proximate determinants and socioeconomic factors that are thought to be associated with fertility and family-policy changes. Rapid decline of fertility to below-replacement levels from the mid-1960s to early 1980s in the four countries was due mainly to the delay of childbearing among women under age 25, which was caused in part by women's retreat from marriage, and also by the increasing availability of modern contraceptives and legalization of induced abortion. Socioeconomic factors responsible for the delay of childbearing were dramatic increases in employment among women at peak childbearing ages, which, together with increasing educational attainment, increased women's opportunity costs related to family formation, whereas paid parental leave programs and childcare services were not well developed at that time.

The recovery of fertility to replacement or sub-replacement levels after the mid-1980s was brought about mainly by the catch-up of childbearing among women aged 30-39. Meanwhile, employment of Nordic women at peak reproductive ages continued to increase in the late 1980s and remained high in the 1990s. The compatibility between the fertility recovery and increasing female employment was made possible primarily by the rapid expansion of parental leave schemes with general benefits, together with increasing availability of childcare services. Also contributing to the compatibility was the changing nature of Nordic partnership and family relations as characterized by increasing separation of procreation from marriage and increases in men's participation in household tasks and child care.

## 特集：先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究 その1

# ドイツ・オランダ語圏諸国の低出生率と家族政策

原 俊彦\*

本稿ではドイツ（旧西ドイツ地域、旧東ドイツ地域）、オーストリア、スイス、オランダの4カ国 の出生率の動向、近接要因、社会経済要因、家族政策の比較・分析を行った。

その結果、これらの地域の出生動向には、戦前の経済不況期での低下、戦後のやや遅れて始まったベビーブーム、1962年-66年からの急減、1975年以降の長期低迷（社会主義政権下の旧東ドイツ地域を除く）など明らかな共通性があること、各国とも1975年以降の晩婚・晩産化によるタイミング効果が、合計特殊出生率の低下を、実際の生涯出生力の低下より大きくしていることがわかった。また北欧などと比べ同棲率や婚外出生率が低く、結婚一子育て規範が強いこと、女子の高学歴化、就業率の上昇が続く一方、高学歴ほど結婚年齢が高く、有配偶や有子の場合に就業率が低くパートタイム就業の割合が大きいこと、男女の賃金格差が固定的であることなど、日本と共通する点もみられた。各国の家族政策は多様であるが、幼稚園の保育園化が進むものの0-3歳児の家庭外保育の整備は遅れており、育児休業制度も子供が小さい間、母親が育児に専念できるようにすることを前提としているなど共通する特徴があることがわかった。

この地域の事例をみると、家族政策が出生率に短期的なタイミング効果を与えることはありうるが、その効果の持続は難しく、さらに旧東ドイツ地域のように何らかの事情で政策遂行が困難になった場合には大きな反動が起きる可能性があることが明らかとなった。

## I. はじめに

ドイツ（旧西ドイツ地域、旧東ドイツ地域）、オーストリア、スイス、オランダの4カ国は、いずれも西ヨーロッパに位置し、言語的・歴史的・文化的にも緊密な関係を有する地域である。また各国の出生率も1962年から1975年頃にかけ急減し、以降、現在に至るまで低水準で推移しており、変動パターンに高い類似性がみられることが知られている。本稿では、これらの国々の出生率の動向、近接要因、社会経済要因、家族政策を分析・比較し、出生力変動の背景や家族政策の影響、わが国の少子化対策への含意を考察する<sup>1)</sup>。

## II. 出生率の動向

### 1. 歴史的動向

各国とも19世紀末から長期の出生減退が始まっている、いずれも合計特殊出生率（以下

\* 北海道東海大学国際文化部

1) 本稿は厚生科学研究費（課題番号H-11-政策-008）総合報告書（平成11年度-13年度）『先進諸国の少子化動向と少子化対策に関する比較研究』の「第二部 地域・言語圏別研究 ドイツ語圏諸国』pp.201-251をベースに論文化した。図表など大幅に割愛したものもあり、詳細については報告書を参照されたい。

TFR と略記) 4.5前後の高い水準から1930年代には再生産レベルを切る1.5–1.8まで低下(オランダは2.5とやや高い), すでに, この時期までに結婚により出生力をコントロールする社会から, 配偶者内の出生抑制と家族計画により子供数が決定される社会へと移行したといわれている. その後, ドイツ, オーストリアではナチス政権下で強権的な出生政策が実施され, 一時的に TFR が上昇したとされているが, オランダ, スイスでも大戦直前に出生力の回復傾向が観察されている.

第二次大戦後は非常に短いが急激な TFR の上昇があり(ドイツはない), それが沈静した後, 1950年代後半から1960年代初頭にかけベビーブームが起きている.

## 2. 1960年以降の合計特殊出生率の推移

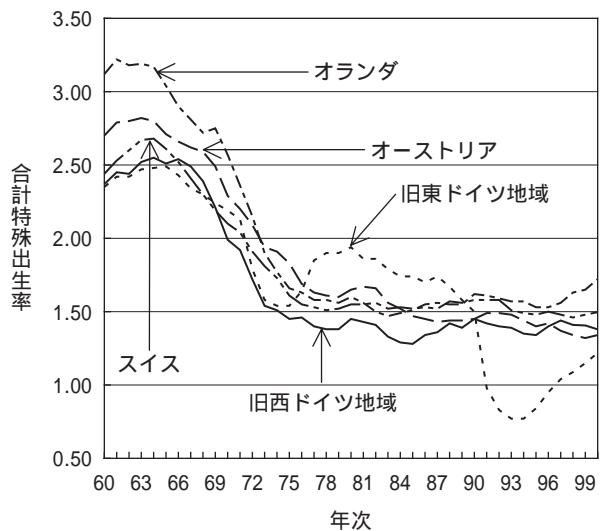
1960年以降の TFR<sup>2)</sup> は, オランダ3.22(1961年), オーストリア2.82(1963年), 旧西ドイツ地域2.55(1964年), スイス2.68(1964年), 旧東ドイツ地域2.49(1965年)で, それぞれ戦後のピークを迎え, その後一転して1975年頃まで急速に低下, 以降多少の変動はあるものの概ね1.50前後の低水準で推移している. 例外は旧東ドイツ地域で, 1976年以降, 家族政策の影響から TFR が上昇, 1980年には1.94まで回復し, 1989年頃まで比較的高い水準を保ったが, ベルリンの壁崩壊後, 1993年の0.77まで急落した. 2000年現在は, 旧西ドイツ地域が1.38, 旧東ドイツ地域1.22, オーストリア1.34, スイス1.50, オランダ1.72となっており, 旧東ドイツ地域が徐々に旧西ドイツ地域の水準に接近するとともに, 1997年以降オランダで上昇の兆しがみられる(図1).

## 3. コーホートの完結出生率の推移

1930年出生以降のコーホートの完結出生率(以下 CTFR と略記)は, オランダ2.67(1930年出生), 東西両ドイツ地域2.22(1932年出生), スイス2.20(1933年出生), オーストリア2.45(1934年出生)をピークに減少に転じ, 両ドイツ地域が1940年出生, スイスが1942年出生, オーストリアが1943年出生, オランダが1946年出生から2を割り, 近年の

2) 以下, 特記していない数値は Council of Europe (2001) による. 各指標の定義も同様.

図1 合計特殊出生率 1960年–2000年



資料: Council of Europe 2001

1965年出生コーホートでは、旧西ドイツ地域が1.48と最も低く、次いで旧東ドイツ地域1.57、オーストリア1.61、スイス1.65、オランダ1.76と、低下傾向が続いている。

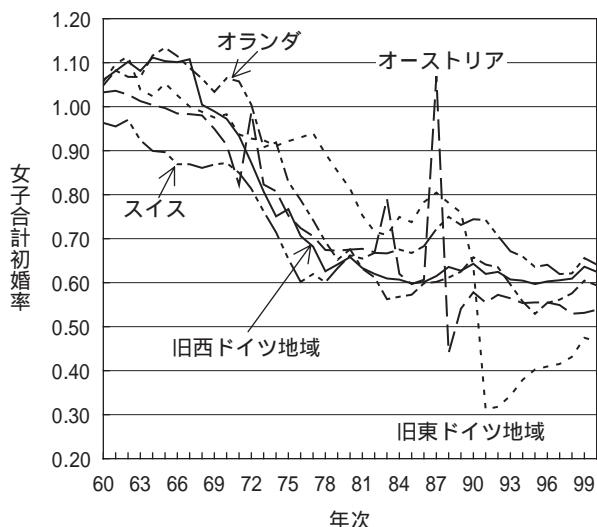
### III. 出生率の近接要因

#### 1. 結婚・出産のタイミング

女子の合計初婚率は、スイスを除き1965-72年頃まで概ね1以上という皆婚水準を保っていたが、1970年代に入り急速に低下し1980年代以降は0.6前後の低い水準になっている。例外は旧東ドイツ地域で、1975年からやや上昇し1978年から1983年まで再び低下、また1987年まで上昇し、ベルリンの壁崩壊前後から急落する複雑な動きを示しており、家族政策や社会体制崩壊の影響がみられる。またオーストリアでも、婚姻補助制度の改変から1972年、1983年、1987年に急激な変動がみられる（図2）。女子の平均初婚年齢は、1960年の、旧西ドイツ地域23.7歳、旧東ドイツ地域22.6歳、オーストリア24.0歳、スイス24.9歳、オランダ24.2歳から急速に低下、スイス24.1歳（1971年）、オランダ22.6歳（1973年）、オーストリア22.7歳（1974年）、旧西ドイツ地域22.5歳（1975年）、旧東ドイツ地域21.7歳（1978年）で底を打ち、以降上昇に転じ、現在まで晩婚化が進んでいる。比較可能な1997年の女子の平均初婚年齢では、旧西ドイツ地域26.8歳、旧東ドイツ地域26.0歳、オーストリア26.5歳、スイス27.5歳、オランダ27.4歳となっている（図3）。

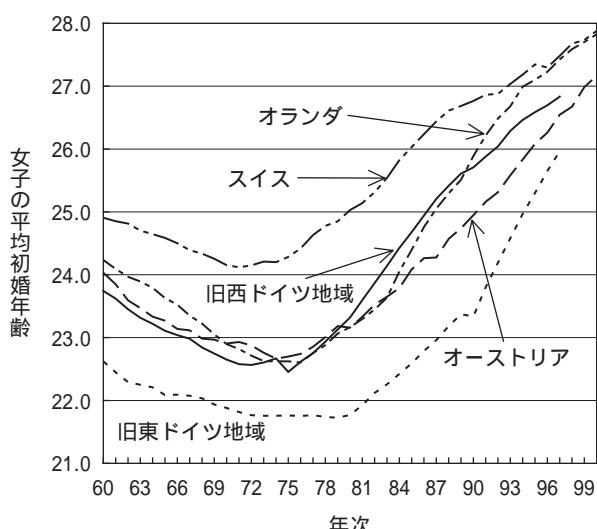
このような晩婚化傾向を反映し、平均出生年齢も1960年から1974年一

図2 女子の合計初婚率 1960年-2000年



資料：Council of Europe 2001

図3 女子の平均初婚年齢 1960年-2000年



資料：Council of Europe 2001

75年あたりまで低下、その後、上昇に転じている。また第1子の平均出生年齢は、これよりわずかに早く1970年-1971年頃から上昇に転じている。1999年の平均出生年齢（括弧内は第1子平均出生年齢）は、旧西ドイツ地域28.9歳（28.0歳）、旧東ドイツ地域27.5歳（27.6歳）、オーストリア28.1歳（26.3歳）、スイス29.7歳（28.5歳）、オランダ30.3歳（28.7歳）で、初婚年齢同様、いずれも旧東ドイツ地域とオーストリアが低く、オランダ、スイスが高いという地域差がみられる（図4）。

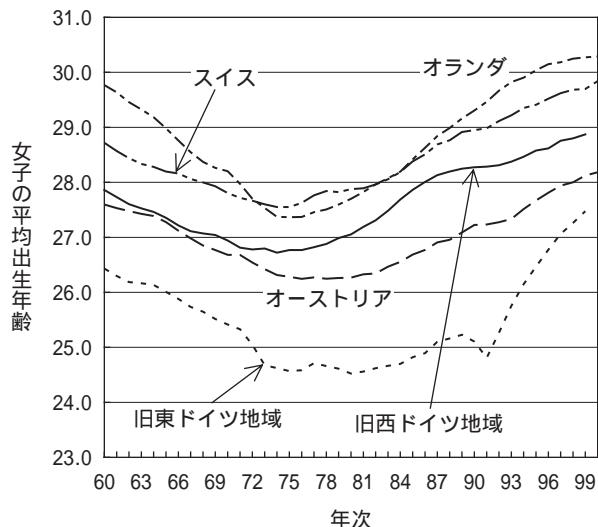
## 2. 離婚・同棲・婚外出生割合

合計離婚率は1960年の15%前後から2000年の40%-45%レベルまでほぼ一貫して線形的に増加している。例外的な動きは1978年の旧西ドイツ地域と2000年のスイスの一時的低下（いずれも離婚法の改正）と、1990年-1992年の旧東ドイツ地域の、ベルリンの壁崩壊と統合後の急減（手続き遅れなど）である（図5）。

20歳-24歳（括弧内は25歳-30歳）の同棲率（Klijzing & Macura 1997）は、1992年-1995年頃で、旧西ドイツ地域12%（14%）、旧東ドイツ地域16%（12%）、オランダ21%（24%）、スイス25%（20%）、オーストリア25%（21%）程度であり、

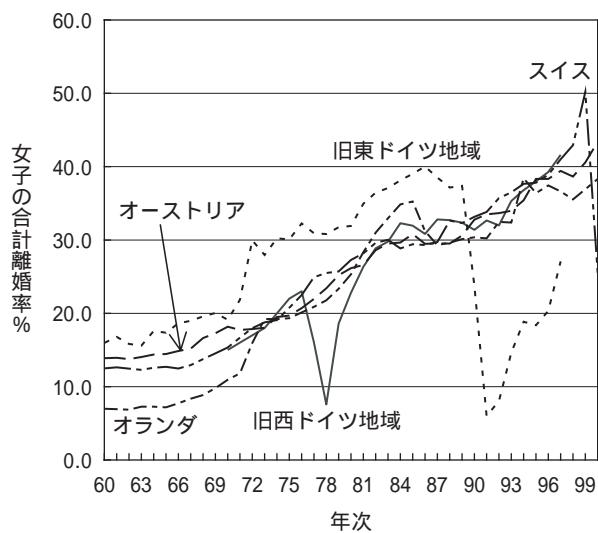
スウェーデンの44%（31%）と比べ高いとはいえない。また30歳以上では、この比率はほぼ半分になる傾向がみられ、結婚同様のライフスタイルとして一般化しているとはいえない。ただし、1996年のデータ（Clearinghouse 2002）によれば、16歳-29歳で同棲生活を営む者は、ドイツ40%，オーストリア39%，スイス40%，オランダ46%となっており、スウェーデンの73%には遙かに及ばないものの、若者の間で、かなりの広がりをみせてい

図4 女子の平均出生年齢 1960年-2000年



資料：Council of Europe 2001

図5 女子の合計離婚率 1960年-2000年



資料：Council of Europe 2001

る。しかし全年齢では、いずれも11%（ドイツは不明）とスウェーデンの27%の半分以下に留まっている。

このように同棲が結婚にかわるライフスタイルとして定着しない背景として、同棲世帯の不安定性や有配偶と比較した場合の出生率の低さが指摘されており、ドイツ・オランダ語圏では、子供を持とうする場合や子供が生まれた場合には、ただちに婚姻関係に入る傾向が強いという（原 2001a）。

婚外出生割合は、ベビーブームがまだ続いている1960年代前半は低い水準にあったが、1968年頃から一貫した上昇傾向が続いている。比較可

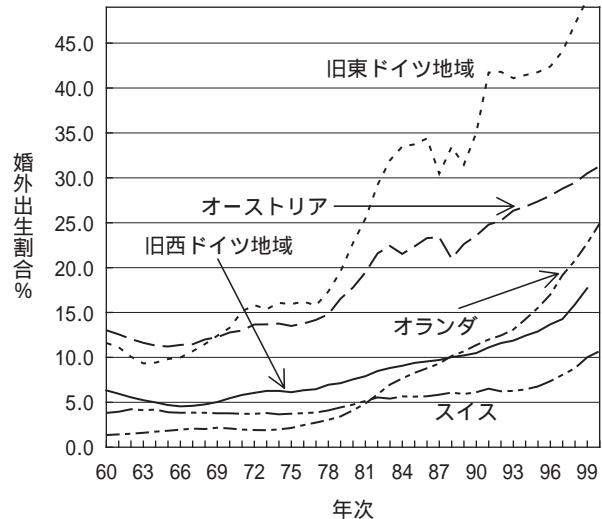
能な1999年の婚外出生割合は、旧西ドイツ地域17.7、旧東ドイツ地域49.9、オーストリア30.5、スイス10.7、オランダ22.7と、旧東ドイツ地域とオーストリアが高く、スイスが極めて低い（図6）。ドイツは東西両地域とも長期的な上昇傾向にあるが、その格差は大きく、この点に関しては将来的にも両地域が均質化することはないと思われているが、その一方、旧西ドイツ地域では婚外出生児の約35%、旧東ドイツ地域では約50%が、出生後、両親の結婚により嫡出子となり、3分の1は母親と義理の父親に育てられるという（Dorbritz & Gärtner 1998）。オーストリアには、大きな地域格差があり、比較的高い婚外出生割合は、地域農業の形態、土地相続制度、17世紀におけるカトリックによる反宗教改革などの歴史的背景を反映しているという（BMUJF 1999）。またスイスでも1980年代から婚外出生割合は同棲の増加とともに高まり始め、1992年からは再度上昇しているが、なおヨーロッパの他の国々と比べ極めて低い水準に留まっている。オランダも1980年代から晩産化傾向とともに、かってなら結婚していた年齢で同棲関係に入る者が増え、婚外出生割合は急激に高まっているという（Garssen & de Beer 1999）。

### 3. 避妊・中絶

避妊は、各国とも1960年代中頃にピルが導入された後、急速に普及し、現在では男女ともかなり早い時期から、ほぼ完璧なバースコントロールを実践していると報告されている。女性の避妊手段の主流はピルだが、若年層ではコンドームの併用が、高年齢層では避妊リンクの使用、あるいは避妊しない人の比率が高い傾向がみられる。

人工妊娠中絶の自由化は、旧東ドイツ地域が最も早く1972年、旧西ドイツ地域が1976年、オーストリアとオランダが1975年、スイスは州ごとに異なるが、いずれも1970年代以降で

図6 婚外出生割合 1960年-2000年



資料：Council of Europe 2001

あり、社会主義国であった旧東ドイツ地域を除き、各国とも宗教上の理由から激しい論議があった。しかし中絶率は自由化直後に急上昇した後、徐々に低下し、現在は、旧東ドイツ地域を除き、いずれも低い水準にある。

#### 4. テンポとカンタム

出生力変動をより正確に理解するには、TFRの動きを、テンポ（tempo）要因とカンタム（quantum）要因に分けて観察する必要がある。前者は、一人の女性が生涯のどの時期に（何歳で）子供を産むかという、出生のタイミングを示すもので、後者は、一人の女性が生涯に何人の子供を産むかという生涯出生力の増減を示す（福田 1999）。このため1974年以降の各国のTFRの動きについてテンポ・インデックス（以下TIと略記）とカンタム・インデックス（以下QIと略記）を算出した（大谷 1993）<sup>3)</sup>。

この結果、1974年以降の旧西ドイツ地域のTIとTFRの動きに相似性があるのに対し、QIは1974年の1.75から1996年の1.50まで、ほぼ一貫して単調減少しており、各年次のTFRの変動はテンポ要因に強く影響されていること、またTIが常に0.80から0.93の間にあることから、1974年以降の平均初婚年齢・出生年齢の上昇によるタイミング効果が、TFRの低下を、実際の生涯出生力の低下より大きくみせていることがわかった。

旧東ドイツ地域でも同様にTIとTFRの動きには強い相似性があるが、その値がしばしば1以上となる一方、QIは1975年の1.83から一貫して低下しており、1974年から1980年にかけ急速に回復し、旧西ドイツ地域と大きく乖離していった同地域のTFRの動きが、1976年頃から本格的に打ち出された出生促進政策によるタイミング効果（出生の前倒し）であったことがうかがわれる。逆に1990年のベルリンの壁崩壊以降のTFRの急減は、当時の政治経済的混乱によるタイミング効果（出生の先送り）であったことが確認でき、その影響が取まりつつあることがわかる。

他の地域の動きは、旧西ドイツ地域と非常に似ているが、オーストリアのQIは、1974年の1.93から1998年の1.56まで減少、カンタムの低下が非常に大きい。これに対しスイスのTIは変動が小さく、家族政策などの影響が弱く、ほぼ一貫した晩婚・晩産化によるタイミング効果がみられる。またオランダのQIは1974年の1.98から1999年の1.77までわずかしか減少しておらず、タイミング効果が収まればTFRが1.7以上の水準に回復する可能性があることがわかった。

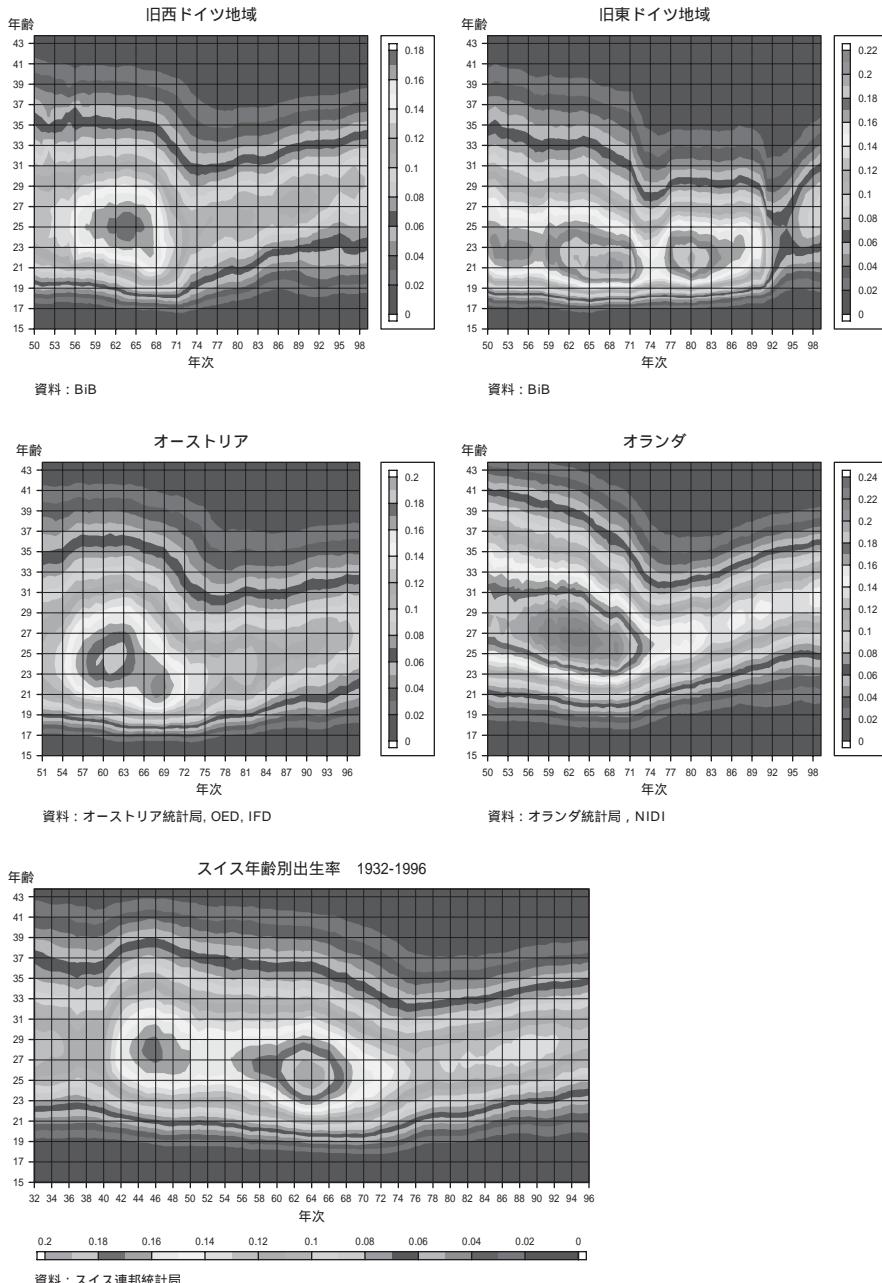
このような出生力の変動は、各コーホートのライフサイクルに沿った動きと、各年次の影響が複雑に絡みあった現象であり、その動きを直感的に捉えることは非常に困難である。そこで、X軸に年次、Y軸に出生力、Z軸に年齢を取り、グラフを3次元化し、同じ出生力水準を結んだ等高線を引き、これを平面に投影、等高線図を作成し、さらに年齢別出生率の高さに応じ赤から紫へとグラデーションをつけ着色してサーモグラフ（温度分布図）

3) 各国の研究所より得た年齢別出生率とCouncil of Europe 2001のコーホートの完結出生力とを用いた。なお年齢別出生率の最新年次が各国で異なるため計算範囲は共通のデータが得られた1974年-1996年に限定した。

状に作図する作業を行った<sup>4)</sup>.

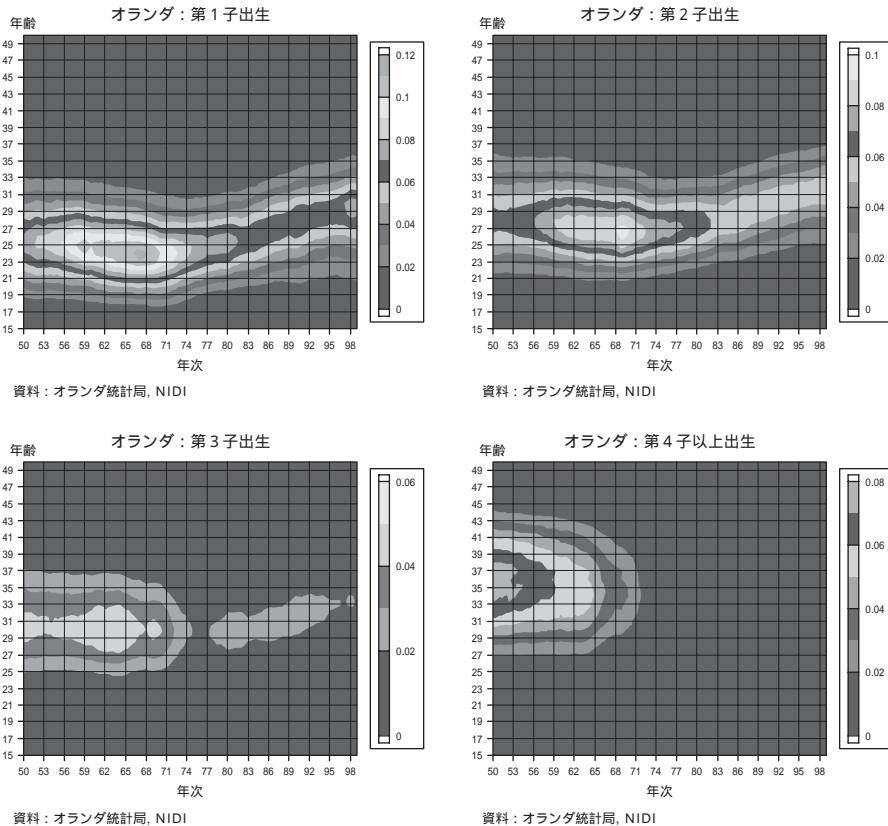
この結果、旧西ドイツ地域、オランダ、スイス、オーストリアとも、まず戦後の結婚ブー

図7 年齢別出生率の推移（全出生）



4) DeltaGraph 4.5 Macintosh 版の塗りつぶし等高線グラフを利用、ぼかし機能で一次ぼかしを赤から黄色、二次ぼかしを黄色から青に指定し域値を0.14に設定した。

図8 年齢別出生順位別出生率の推移（オランダ）



ムを反映し若年層で爆発的な出生率上昇が発生し、その後、1962年－1963年から高年齢で出生減退が始まり、さらに1970年代中頃から出生タイミングの先送りが起きたという共通のパターンを確認できた（図7）。例外は、旧東ドイツ地域で、体制崩壊直前までは若年層中心の出生パターンが安定していたことがわかった。さらにデータが得られたオランダについて年齢別出生順位別出生率に分解し同様の作図を行ったところ、全出生の晩産化パターンは第1子、第2子の動きを反映したものであること、1970年代初め頃から第3子以上の出生が急減したことがわかった（図8）。

## IV. 社会経済変化

### 1. 高学歴化

1998年現在のデータ（OECD Database 2000）を用いて、25歳－34歳と45歳－54歳の女性に占める高等教育修了者（Tertiary Education）の割合<sup>5)</sup>を比較すると、前者が後者

5) ここでいう高等教育修了者は ISCED 5A/6, ISCED 5B にある。OECD Database 2000より該当する数値を抽出し加工した。数値は最終学歴 Educational Attainment なので在籍経験者の割合はより高いと考えられる。

より高く、全体として女性の高学歴化が進行していることがわかる。このうち最も高学歴化が進んだのはオランダで18.5%から27.2%へと高等教育修了者の割合が増加しており、次いでドイツが16.7%から19.0%へ、スイスが11.0%から15.2%へ、オーストリアが8.4%から12.9%へとなっている。

また、この傾向は、非労働力人口より労働力人口で強く現れており、女性の高学歴化が労働力化と深く関係していることがわかる。とりわけ、オランダでこの傾向が強く、就業女性では24.6%から31.5%へと高等教育修了者の割合が増加している。

## 2. 女性の労働力率・男女の賃金格差

1960年から2000年までの、女子の年齢別労働力率を比較する（LABORSTA 2002）と、60%－70%と高かった15歳－19歳の労働力率は、高学歴化の影響を受け徐々に低下し、1990年からは30－40%程度と低水準で安定する一方、20歳－24歳をピークに30歳－34歳まで低下していたカーブが上方に膨らみ、40歳－44歳ぐらいまで70%－80%水準に保たれるようになり、各国とも、当初のいわゆるM字型から台形状の分布へ推移して来たことが確認できる（図9）。ただし、50歳以上の高年齢については、年金制度の充実を反映してか、各国とも労働力率はむしろ低下している。

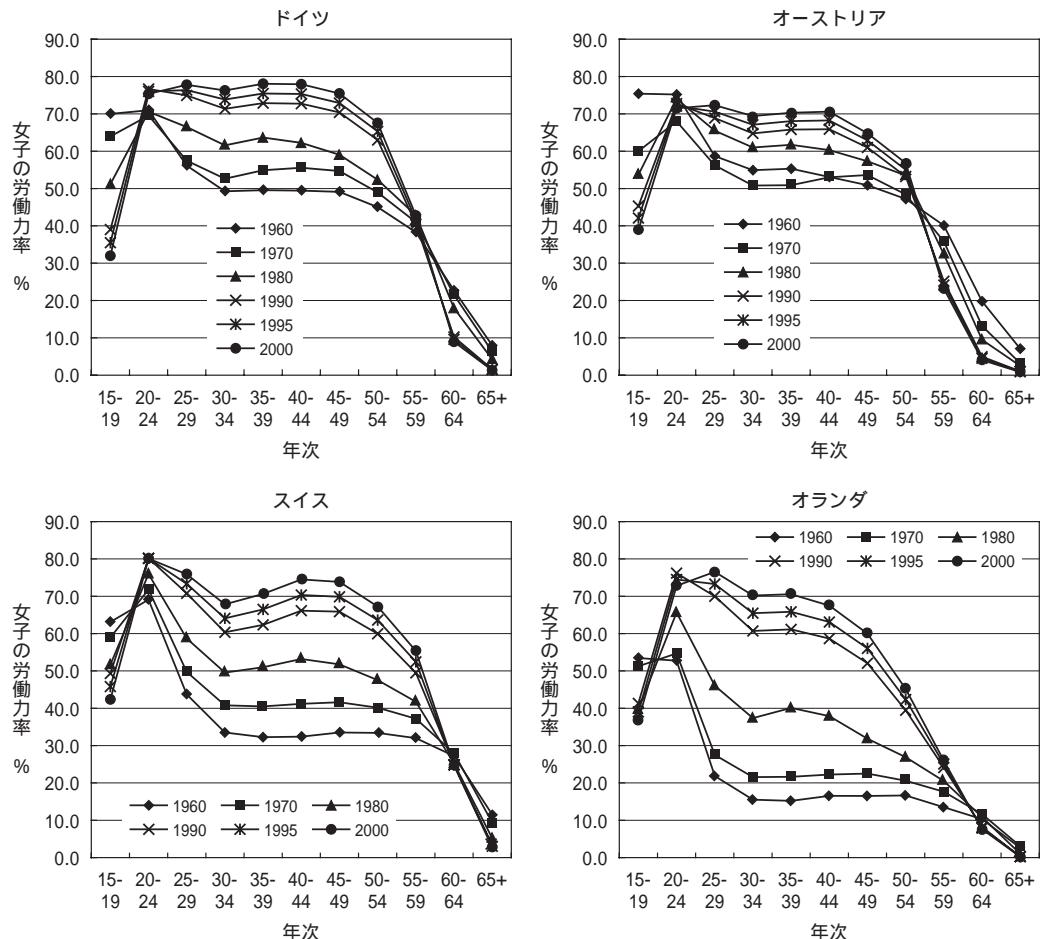
各国の特徴としてはドイツが1990年以降、東西再統合の影響もあり、ほぼ完全な高原状の分布に移行し、30歳－34歳の谷が殆ど目立たなくなり、40歳－44歳ではほぼ80%近い水準となっているのに対し、非常によく似た推移を示すオーストリアでは、これが70%水準に留まっている点が目立つ。またスイスでは20歳－24歳のピークが80%と高いものの、30歳－34歳では2000年現在でも70%を切る水準まで下がり、4カ国の中でM字型の谷が一番はっきり残っている。オランダは、他とやや異なり、2000年現在ピークが25歳－29歳で、30歳－34歳で70%まで低下、45歳－49歳以降では60%以下となり、40歳以上での労働力率低下が著しい。

女性のパートタイム就業比率は、旧西ドイツ地域43%（1997）、旧東ドイツ地域24.0%（1997）、オーストリア30%（1997）、スイス55.3%（1994）、オランダ33.8%（1995）と、スイス、旧西ドイツ地域が高く、旧東ドイツ地域が低い。オランダの女子パートタイム就業比率はワークシアリング政策が実施されている割には高くない。

また、いずれの国でも子供の有無が就業率やパート割合に関係しており、子供ありでは就業率が低く、またパートタイム割合が高まる傾向がある。とりわけスイスでは、家族を持つかどうか（子供を生むかどうか）の決断は、多くの女性にとって、仕事や就業上のキャリアに直接関係するという（Bundesamt für Statistik 1996）。

1996年から2000年までの男女の賃金格差（製造業）の推移を比較した（LABORSTA 2002）ところ、もっとも賃金格差が大きいオーストリアで69.1%から68.3%へ、もっとも小さいオランダで76.5%から77.5%（1999年）へと、いずれも男性の賃金より女性の賃金は低く、また格差がかなり安定していることがわかった。

図9 女性の労働力率 1960年－2000年



資料：LABORSTA, Economically Active Population Estimates and Projections: 1950-2010より作成

### 3. 社会経済変化と出生率の関係

このように各国とも家族形成に関係しうる社会経済状況の変化が確認できるが、それらが、どの程度、結婚や出生に影響を与えていたかについては議論が分かれている。

たとえば、ドイツでは、女性の高学歴化は晩婚化や未婚化に有意に作用するものの、有配偶内での子供数については、その影響は確認できないとされている（Schwarz 1999）。

オーストリアでは、20歳から39歳までの女性の就業率を年齢別・子供数別に比較すると、年齢や子供の有無が就業率に微妙に影響していることが確認でき、たとえば30歳から34歳層では、全体の就業率は74.4%だが、無子では88.2%と高く有子では68.7%と低い。また全体として15歳以下の子供数に応じて就業率が低くなる傾向がみられ、1子の場合は各年齢層で80%前後だが、2子になると60%前後に、3子以上では50%近くまで低下する。ま

たパートタイム就業の割合も20歳から54歳までの就業女性で、配偶者・子供ありの場合、50%近くになるという（IFD 1999）。

同様にFFS（1992）の調査結果でも、ドイツの専業主婦率と子供数の間には明らかな関係がみられ、子供数の多い女性ほど専業主婦率が高いことが確認されている（Roloff & Dorbritz 1999）。しかし、これらの報告は、いずれも子供の有無や子供数が女性の就業状況に影響を与えるとするものであり、就業状況（あるいは女性の労働参加率の上昇）が結婚や出生に影響を与えるとするものではない。

比較的関係が明瞭とされているのは、社会経済要因と旧西ドイツ地域の無子割合の関係である。ドルブリッツによれば、無子割合と有意な正の相関があるのは、低所得、高学歴、フルタイム就業、同棲、単独世帯などで、これらの変数から無子が発生し易く、フルタイム就業・高学歴・非婚（無子割合は約89%）と、フルタイム就業・低所得・非婚で（同約65%）の二つの女性グループを抽出できるとしている（原 2000b）。しかし、これも、ある時点における両者の関係を示すに過ぎず、時系列データにより相関関係が確認されたものではなく、上述の二つの社会経済階層の増加が、どの程度、旧西ドイツ地域の無子割合の増加（そして全体の出生力低下に）に寄与したかは不明である。

## V. 家族政策

### 1. 家族政策の背景と基本的な考え方

各国の家族政策の背景と基本的な考え方には、それぞれの歴史的・文化的・政治的状況が強く反映されており、その相違が目立つ。

ドイツでは、ナチス政権下に実施された人種主義的かつ強権的な人口・家族政策への嫌悪と反省が根強く残っており、出生促進的な家族政策はタブーとなっている。このため、旧西ドイツ地域（および統一後のドイツ）の家族政策では、基本的なスタンスとして国家は結婚と家族に対する助成的機能を果たすのみで、個人的領域への介入は極力抑制する形になっている。ただし、当初は有子家庭と無子家庭の「家族負担の調整」など、主として専業主婦家庭への家族形成支援策に重点が置かれていたが、1970年代に入ると社会的変化を反映し、中絶の自由化、離婚法の改正、婚外子の法的地位の改善など、伝統的な家族モデルから多様な家族モデルの支援へと流れが変わって行き、さらに1980年代以降は育児休業制度と育児手当を充実させるなど、家族生活と職業生活の調和をはかる施策に重点が移ってきてている（原 2000a, c）。

これに対し旧東ドイツ地域では、ナチス政権下の人口政策にかわり、社会主义国家建設のスローガンのもと1976年頃から強力な出生促進政策が打ち出された。ただし、この政策は、主として労働力不足の解消を目標に、女性の労働参加を進めるとともに、将来の労働力確保の手段として出生力強化をはかるもので、家族政策というよりは労働政策としての性格を持っていた。この結果、旧東ドイツ地域では、高い有配偶女子の就業率、全日制の保育施設の充実などが実現したが、その反面、母子家庭へのアパート優先割当が婚外出生

割合を高めたり、保育所入所における有配偶者への優遇策が結婚・出産年齢を低く留めるなど、その影響が再統一後も残っている (Höhn 1997).

オーストリアもナチス政権下で人種主義的人口・家族政策を体験しており、出生促進的家族政策に対する反発は大きい。しかしドイツとは異なり、希望子供数と合計特殊出生率の格差、経済・福祉への将来的影響という点で低出生率への懸念を認めている。このため家族政策には積極的で、有子家庭の経済的負担の軽減や、家族生活と職業生活の調和をめざし様々な施策を打ち出しており財政的支出も大きい。しかし、その一方、1929年の憲法草案の挫折以降、夫婦と家族に関する条項を憲法に明記する試みに失敗しており、頻繁な制度改定や制度の複雑化による混乱、婚姻などへの副次的影響も観察される (原 2001b).

スイスは第二次大戦中も中立を保ったこともあり、ナチス政権下の人口・家族政策を体験することはなかったが、逆に自由主義的伝統、カントンに基づく連邦制、直接民主主義、地域ごとに異なる民族性などの関係から、結果的に家族政策に関して極めて消極的な国となっており制度的にも遅れている。また各種資料から受ける印象として、少子化に対する懸念は確かにあるものの、むしろ外国人労働力や移民政策に対する関心が高い。

オランダは、狭い国土と高い人口増加率、その結果としての高い人口密度という問題意識が伝統的に強く、人口政策に対するタブーはないが、その視点は人口抑制的である。このため1960年代後半まではいかに適正人口を達成するかが真剣に議論されてきた (Beets and Nimwegen 1999)。また現在の家族政策も一定の出生率水準の維持・達成を目標とするものではなく、希望子供数と合計特殊出生率の格差を問題にしており、このために家庭と仕事の両立がめざされている。とりわけ1982年の政・労・使による「ワッセナー合意」の成立以降、パートタイム労働を推進し「ポルダーモデル」の確立をめざしているが、これは労働政策ないしは経済政策としてスタートし、結果的に男女共同参画社会の実現などの家族政策に繋がってきたものといえよう。このため子供は家庭で育てるものという伝統的な考えは殆ど変化していないという (Nimwegen 2001).

## 2. 出産・育児休業制度

出産休業はドイツが14週とやや短いが、オーストリア、スイス、オランダは、いずれも16週となっており、スイス以外は100%休業補償があり、取得率も100%に達している（スイスは不明）<sup>6)</sup>。

育児休業は、ドイツが36ヶ月（満3歳まで）、オーストリアが36ヶ月、オランダが夫婦で各6ヶ月となっており、スイスはないが、かわりに子供が満8歳になるまでパートタイム就業の権利を保障している。ドイツは24ヶ月（満2歳）まで有償、オーストリアも有償だが、いずれも所得制限がある。オランダは原則無償である。女性の取得率はドイツが96%，オーストリアも極めて高いが、オランダは40%と両国に比べ低く、ワークシェアリング制度の影響がうかがえる。しかし、各国とも男性の取得率は極めて低く、取得者に占め

6) 以下、主として Clearinghouse (2002) による。施策の詳細は総合報告書を参照

る女性の割合はドイツが97.5%，オーストリアは99%となっている（オランダの数値は不明だが，男性の取得率9%から考え，両国よりはやや低いと思われる）。

### 3. 公的保育サービス

国ごとに相違はあるが，公的保育は共通して制度・施設の整備が遅れている（例外は旧東ドイツ地域）。また各国とも保育所より幼稚園の整備が優先されており，幼稚園が実質的に保育所の役割を担う形になっている。このような公的保育整備の遅れの背景には，各国とも，3歳未満の育児は，家族の私的領域に属するものとの考えが根強くあるといわれている。

小学校はドイツ，オーストリアが午前授業で，年間授業時間数も525時間，630時間（7歳）と短く給食は希であり家庭にかかる負荷が大きい。この点，オランダは，午前・午後授業で年間授業時間数も880時間（7歳）と長く，給食サービスもあり，ワークシェアリング制度の影響がうかがえる。

### 4. 扶養控除・児童手当などの経済支援

有子家庭の経済的負担を軽減するための措置は，ドイツ，オーストリアが極めて豊富で，出産手当，母親手当（母性保護期間），育児手当（育児休業期間），児童手当，児童扶養控除，教育控除，高等教育支援など多岐にわたり金額も大きい（原 2000a・2001b）。

これに対しイスイスは家族手当（ただし就業者のみ）はあるものの，教育費の控除は全く認められていない。またオランダは年齢別の児童手当か扶養控除のいずれかが利用可能だが育児休業手当はなく，ドイツ，オーストリアほど充実しているとはいえない。

### 5. 家族政策と出生率の関係

このように各国の家族政策は多様であるが，その一方，出生動向には著しい相似性があり，少なくとも家族政策が長期的な出生動向に影響を与えたとは考えにくい。ただし短期的な影響という点ではいくつかのケースが確認できる。

まず家族政策の影響がもっとも顕著なのは，旧東ドイツ地域における1974年以降のTFRの動向である。旧東ドイツ地域のTFRは1974年から1980年にかけ急速に回復し，旧西ドイツ地域と大きく乖離していった。これは旧東ドイツ地域で，1976年頃から本格的な出生促進政策が始まり，第三子出生による返済免除がある結婚資金貸付制度（妻が28歳未満に限る），出産補助金，有給産児休暇，児童手当の支給，母親の労働時間の短縮，保育制度の充実，住宅の安価な提供などの施策が次々と導入されたことによる。とりわけ1歳以上のすべての子供について，保育所，幼稚園，全日制学校，週末・休日のキャンプなど公共育児体制が完備したことは，母親の就労に大きく貢献したという（ヒョーン 1997）。しかし，この強力な政策によっても旧東ドイツ地域の出生力を再生産水準まで回復させることはできなかった。実際，この時期の出生率の上昇の大部分は，出生の前倒しによるタイミング効果によるものであり，生涯出生率の低下傾向に変化はなかった。

また政権末期・崩壊後の反動の大きさからもわかるように、政策効果を恒常に維持するには相当に無理のあるものであったという。この意味で旧東ドイツ地域における家族政策の展開は、その政策効果の有効性を証明するものというより、むしろその限界性を示すものとして理解されるべきであろう。だが、その一方、この強力な家族政策は、再統合後10年以上が経過した今日においても、比較的低い平均初婚年齢・平均出生年齢、高い婚外出生割合・人工妊娠中絶率という形で痕跡を留めている。

旧東ドイツ地域ほどではないが、旧西ドイツ地域でも1981年前後を中心に家族政策の影響によるタイミング効果が確認できる。この期間は1975年から1982年まで社会民主党と自由民主党（FDP）の第2次連立政権下で、より寛大な児童手当の導入があった時期と、その後1982年末にキリスト教民主同盟／社会同盟と自由民主党による保守連合政権が誕生し1985年まで家族政策が緊縮財政時代に入った時期にちょうど対応している。しかし、これも生涯出生率の低下傾向を変えるものではなかった（原 2000a）。

家族政策が婚姻率に影響を与えた事例としてはオーストリアの例が興味深い。すなわち、同国の合計初婚率は、1972年、83年、87年に一時的な急増・急減を記録したが、これらは、1972年1月から結婚補助制度が導入されたこと、1984年1月から、この制度が廃止されるとの噂が流れたこと、さらに1988年1月から実際に廃止されたこと（BMUJF 1999）による。しかし、これらの制度変化の影響は、単に年次変動を引き起こしただけであり、生涯婚姻率や出生率に与えた影響は確認できない。

スイスでは、家族政策自体に極めて消極的であること、またカントンごとに異なることもあり出生率への影響は確認できない。ただ非常に高い国際人口移動率や、スイス国籍と外国籍の母親の合計特殊出生率の格差などからみて、家族政策より移民受入政策の動向が出生率水準に与える影響が大きいのではないかと推測される。

オランダは、家族政策ではなく、むしろ社会福祉・労働政策としてワークシェアリングを推進しているが、これが出生率に与えた影響は確認できない（Nimwegen 2001）。

## VI. ドイツ語圏諸国の特徴と日本の家族政策への含意

ドイツ語諸国圏の出生率の歴史的推移には、戦前の経済不況期での低下、戦後、やや遅れて始まったベビーブーム、1962年-66年からの急減、1975年以降の長期低迷（旧東ドイツ地域を除く）など明らかな共通性がある。スイスの年齢別出生率の長期推移（図7）から推察されるように、この地域では、すでに1935年以前に再生産レベルを切るか、それに近いところまで少子化が進んでいたが、第二次世界大戦前後のベビーブームにより、この長期的傾向が一時的に攪乱されたと考えられる。

とりわけ、戦後は、当初、先延ばしされた高年齢・高順位の出生が実現されるとともに、これに結婚年齢の低下が加わり、低年齢・低順位での出生も増加し、1964年頃まで爆発的なベビーブームが発生した。しかし、これも、すでに戦前に定着していた小家族規範を越えるものではなく、戦後、早婚早産化した世代が高年齢・高順位の出生に近づくにつれ収

束したと考えられ、事実、年齢別順位別出生率データが得られたオランダをみる限り、1960年代の中頃から、第3子、第4子以上の出生率が急速に減退している。この1964年前後からの出生率の急速な低下にピルの広範な普及が作用したことは間違いないが、その背景には、やはり高順位の出生増加を抑制する、戦前からの歴史的・文化的制約があつたといえよう。そしてピルの利用が低年齢にまで広がり、ほぼ完全なバースコントロールが定着することにより、小家族規範の早急な実現を回避する行動が一般化し、これが1975年以降の晩婚・晩産化となって定着していったと考えられる。

しかし、この晩婚・晩産化傾向は、ほぼ100%に近い完全なバースコントロールを前提とするため、戦前とは異なり多子家族の事実上の消滅と無子割合の増加という形で合計特殊出生率を再生産水準より遙かに低いレベルに留める結果となり、1975年以降の出生力の長期低迷を生むことになったと思われる。

興味深いのは、この地域の同棲率や婚外出生率が北欧などと比べ低いこと、またFFS調査でも子供が小さいうちは母親が面倒をみるという、結婚一子育て規範の強さが目立つ点で、これらの要因が結果的に結婚一出生を抑制する方向に作用していると考えられ、日本の少子化との共通性がうかがえる。

社会・経済的要因についても、女子の高学歴化、就業率の上昇が続く一方、高学歴ほど結婚年齢が高く、また女子の有配偶や有子の場合に就業率が低く、パートタイム就業の割合が大きいこと、男女の賃金格差が固定的であることなど、日本と共通する点が多くみられる。しかし、これらの要因が直接、少子化に影響を与えていたのかは確認できず、逆に先に述べた結婚一子育て規範の強さが、女性の就業形態を規定しているとの印象が強い。

すでにみたように、この地域の家族政策は各国で多様であるが、共通する点は、政策の基本に、やはり強い結婚一子育て規範の影響がみられる点で、とりわけ0-3歳児の家庭外保育については、幼稚園の保育園化が進むものの、母親の就業を前提とした対応は取られておらず、また育児休業制度も子供が小さい間、母親が育児に専念できるようにすることを前提としている。実際、各国とも男性の育児休暇取得促進に力を入れているが取得率は極めて低い。

日本の家族政策への含意として、これをどう捉えるかは難しい問題だが、分析を通じて、各国の家族政策は、むしろ、その国の結婚一子育てに対する文化的・社会的規範を強く反映したものであり、それらとの整合性は避けられず、前者が後者を変化させることは期待できないとの印象を受けた。また、この地域の事例をみる限り、家族政策が出生率に短期的なタイミング効果を与えることはありうるが、その効果の持続は難しく、さらに旧東ドイツ地域のように、何らかの事情で政策遂行が困難になった場合には大きな反動が起きる危険性も認識しておく必要があるだろう。

最後に、この地域の出生力の今後について考えると、各国とも1975年以降の晩婚・晩産化によるテンポ効果は収束しつつあり、これは出生スケジュールの高年齢へのシフトが完了しつつあるか、あるいは、もはやコーホートの完結出生力水準に大きく作用しない段階に到達しつつあることを示している。本稿で試算したカンタム・インデクスも、1996年現

在でオランダが1.8、スイスが1.7、ドイツが1.5、オーストリアが1.6となっており、テンポ効果が完全に収束すれば再生産水準には及ばないものの、各国の合計特殊出生率が将来的にこれらの水準まで回復する可能性は十分あると思われる。

謝辞：調査にあたっては、BiB の S.Höhn, J.Dorbritz, IFD の R.Gisser, チューリヒ大学の B.Fux, NIDI の N.Nimwegen, G.Beets, E.van Imhoff, INED の Jean-Paul Sardonほか、多数の方々のご協力を得た。末尾ながら改めて謝意を表する。

## 文献

- Beets,G. and N.van Nimwegen (1999) ギース＝ベーツ、ニコ＝ファン・ニンベーゲン、福田亘孝訳「オランダの人口問題」『人口問題研究』第55巻3号、pp.27-51.
- BMUJF:Bundesministerium für Umwelt, Jugend und Familie (1999) Zur Situation von Familien und Familienpolitik in Österreich 4.österreichscher Familienbericht Band 1,Wien, BMUJF
- Bundesamt für Statistik (1996) *Bevölkerung und Gesellschaft im Wandel ? Bericht zur demographischen Lage der Schweiz*, Bern, Bundesamt für Statistik.
- Clearinghouse on International Developments in Child, Youth and Family Policies at COLUMBIA UNIVERSITY (2002) <http://www.childpolicyintl.org/>
- Council of Europe (2001) *Demographic development in Europe 2000(CD-ROM)*.
- Dorbritz, J.and K. Gärtner (1998) "Bericht 1998 über die demographische Lage in Deutschland mit dem Teil B", *Zeitschrift für Bevölkerungswissenschaft*, JG 23, 4-1998, pp.373-458.
- 福田亘孝 (1999) 「日本における第一子出産タイミングの決定要因」『人口問題研究』第55巻1号、pp. 1 -19.
- Garssen J. and J. de Beer (ed.) (1999) *Statistics Nederland* Voorburg/Heerlen
- 原 俊彦 (2000a) 「ドイツの出生動向と家族政策」『北海道東海大学紀要人文社会科学系』北海道東海大学、第13号、pp.149-175.
- 原 俊彦 (2000b) 「ドイツにおける無子の広がりとその背景」『人口問題研究』第56巻4号、pp.70-87.
- 原 俊彦 (2000c) 「ドイツの家族政策の特徴と受容」『現代社会学研究』北海道社会学会、第14巻、pp.73-93.
- 原 俊彦 (2001a) 「旧西ドイツ地域における同棲の広がりとその要因」『家族社会学研究』第13巻1号、pp.87-97.
- 原 俊彦 (2001b) 「オーストリアの出生動向と家族政策」『北海道東海大学紀要人文社会科学系』北海道東海大学、第14号、pp.141-165.
- Höhn, C. (1997) シャルロッテ=ヒョーン「ドイツにおける出生率及および家族政策—一つから二つ、二つから一つのドイツの体験—」『人口問題研究』第53巻2号、pp.1-15.
- IFD (Hrsg.), Tazi-Preve,I.M., J. Kytir, G.Lebhart und R. Münz (1999) *Bevölkerung in Österreich*,Wien, Institut für Demographie (IFD)
- Klijzing E. and M.Macura (1997)" Cohabitation and Extra-marital Childbearing: Early FFS Evidence", In: IUSSP, *International Population Conference Beijing 1997*, Vol.2, pp.885-901.
- LABORSTA (2002) *ILO database on labour statistics*,<http://laborsta.ilo.org/>
- Nimwegen, N.Van, M.Bloemesteyn, H. Moors, G.Beets (2001) "Late motherhood in the Netherlands: current trends, attitudes and policies", NIDI
- OECD Database (2000) *Education at a Glance (CD-ROM)*, OECD Publications.
- 大谷憲司 (1993) 『現代日本出生力分析』関西大学出版部。
- Roloff, J.und J. Dorbritz (Hrsg.) (1999) *Familienbildung in Deutschland Anfang der 90er Jahre-Demographische Trends, individuelle Einstellungen und sozio-ökonomische Bedingungen*, Schriftenreihe des BIB Band 30, Leske+Burdrich

Schwarz, K. (1999) "Bedeutung der Berufsbildungsabschusse für Verheiratung und Kinderzahl der Frauen und Männer in den alten Bundesländer", *Zeitschrift für Bevölkerungswissenschaft*, Jg.24,2/1999, pp.213-226.

# Fertility Trend and Family Policies

## In Germany, Austria, Switzerland and the Netherlands

Toshihiko HARA

According to the analysis, Germany, Austria, Switzerland and the Netherlands have common denominators in historical view of fertility development, i.e. a decline in the 1930's (partly because of economic recession), a short rise in the early 1940's, a little delayed baby boom in the mid-1950's and -1960's, an abrupt decline and long-term stagnation at below replacement level in 1970's (partly except for former East Germany under socialist regime) to present.

In addition, their important characteristics are the relatively low proportion of consensual unions and extra-marital births. The cohabitations and the out of wedlock births in these countries have still only premarital character, and the traditional bonding between marriage and childbirth remains stable. The dominant value orientation that little children under 3 years old should be cared at home by (married) mother didn't change. These social norms on marriage, childbirth and childrearing restrain the recuperation of fertility, in contrast to Nordic and Anglo-Saxon countries. In this aspect, one can see some similarities with Japan.

Regarding socio-economic factors, there are several common denominators with Japan. While the rise of higher educated women and the increase of female labor participation continue, the relatively large part time job proportion in working mothers and the stable income gap by gender are still predominant. However, the direct impacts of these factors on the fertility trend could not be attested in time series macro data. It seems more natural to interpret, that the strong bonding between marriage, births and childrearing would affect the female working style and labor circumstances in these societies.

Even though the family policies in these countries vary in many aspects, their basic concepts show the certain similarity in concern with strong bonding of marriage, childbirth and childrearing. Nevertheless, the early childhood education and care are organized not adequately for working mothers and the parental leaves system are designed in principal to promote the child rearing by mothers at home. Thus, the take up rate of parental leaves in males remains at extremely low level in spite of promotion campaigns. In context to the policy implications for Japan, it is a difficult question, if one can change these social norms on marriage, childbirth and childrearing. The family police in each country itself reflects strongly the cultural and social norm in each society and it shows a high consistency with them. It is not expected that the former would change the latter.

Nevertheless, the quantum index calculated in this report shows 1.8 in the Netherlands, 1.7 in Switzerland, 1.5 in Germany and 1.6 in Austria in 1996. Therefore, it is very possible that the TFRs of these countries will recover these levels, if not the replacement level, with diminishing tempo effects.

## 書評・紹介

芦田みどり編

### 『ジェンダー医学：<高齢化＝女性化>時代に向けて』

金芳堂・2003年・vi+193

「女性外来」という言葉を見聞きする機会が日本でも増えてきた。生物学的な仕組みに様々な男女差があるという、考えてみれば当然の事実に着目した医療であるが、もう一つ重要な点として、男女の社会的文化的な差異（ジェンダー）が考慮されている。そして、たとえ専門医であっても、異性であれば話しにくいこと、共感しにくいことなどがあるという、やはり当然のことにつまじめに真正面から取り組んでいる。また、問診に時間をかけ、臓器別専門医療ではなく、ライフステージの中での人間そのものを診ようと試みる。言うなれば、性差への着目に端を発する、医療の波が起きているのである。女性外来の隆盛を見れば、高いニーズが存在することは明らかである。それは医療の重要な動きではあるが、一体なぜ『ジェンダー医学』を『人口問題研究』で紹介するのか訝しがり、一般的な人口研究者には無縁の書だと思う人も多いだろう。

ところが、本書の内容は人口学的な視点が強く打ち出され、また、ジェンダー医学の研究意識は人口問題に直接関わってくることが本書では明らかにされている。まず、第I部「人口の高齢化とその問題点」では、人口学者により人口学的にジェンダー医学の課題が詳らかにされる。第1章では、高齢化を続ける日本人口は、女性割合の増加（人口の「女性化」）の過程でもあることが示され、第2章では、少子高齢化と価値観の変化について、出生、結婚、性行動、介護、労働という観点から概観されている。ジェンダー医学に見る女性の問題は、今後ますます重要になり、人口学でも見過ごすことのできない課題となる。

本書の残りの部分でも、人口の「質」の問題に様々な切り口から焦点が当てられる。第3章から6章までの第II部「高齢化における身体的・社会的性差」では、高齢化的性差について、老化、健康寿命、健康の社会的要因、そして介護という側面から記述、分析や展望がなされる。第III部では「女性の社会的健康と社会保障」と題して、ライフコースや社会構造から見た仕事・家庭・健康の関連、労働組織での問題、女性の市民権、世代会計による分析からみた医療給付の男女差といった課題について分析される。年々高まる人口学と社会保障の密接な関係に対する認識を、ジェンダーという視点から確認している。第IV部「女性政策の国際比較」では、主にジェンダー医学をめぐる歴史的な背景と意義が、日本、アメリカ、そしてEUの事例から語られる。

最後に第V部「性差研究の方法論と政策課題」では、性差研究のための政策的な課題について明らかにされ、この重要なテーマの研究を振興するための提言がなされる。この提言にはきわめて現実的で実現可能性の高いものや、費用は高価だが効果の高いものがあり、早急な実施が望まれる。とりわけ、老人人口が急速に増加する日本では、高齢者の縦断調査による研究が生み出す知識が、医療的にも、社会的にも、人口学的にも、緊急に求められていると言える。その知見は、日本社会の将来を左右するばかりでなく、高齢化が進む世界全体に役立てられるものとなろう。

ジェンダー医学のもう一つの軸であるべき男性の問題は、今後の課題とされている（p 8）。本書『ジェンダー医学』に見るような、包括的な分析が早急になされることを期待する。（小松隆一）

## 研究活動報告

### 国際ミニワークショップ 「アジアにおける少子化の動向—韓国・台湾・香港の事例—」

2003年3月17日（月）午後に当研究所第4・5会議室で国際ミニワークショップ「アジアにおける少子化の動向—韓国・台湾・香港の事例—」(International Mini-Workshop on Low Fertility in Asia: Cases of Korea, Taiwan and Hong Kong)が、厚生労働科学研究「韓国・台湾・シンガポール等における少子化と少子化対策の比較研究」による（財）アジア人口開発協会への委託事業に関連して来日された3人の講演者を中心として、下記のプログラムに沿って行われた。

#### プログラム：

- 14:00-14:10 「韓国・台湾・シンガポール等における少子化と少子化対策に関する比較研究」の概観  
小島 宏（国立社会保障・人口問題研究所）  
"Overview of the Research Project on Low Fertility and Policy Responses in Korea, Taiwan and Singapore" Hiroshi KOJIMA (NIPSSR)
- 14:10-15:00 「韓国における近年の出生力低下の解釈」 殷 棋洙（韓国精神文化研究院准教授）  
"Understanding Recent Fertility Decline in Korea"  
Ki-Soo EUN (Associate Professor of Sociology, Academy of Korean Studies)
- 15:00-15:50 「台湾における人口転換」 張 明正（前台灣省家族計画研究所長）  
"Demographic Transition in Taiwan"  
Ming-Cheng CHANG (Former Director, Taiwan Provincial Institute of Family Planning)
- 15:50-16:10 休憩時間 CoffeeBreak
- 16:10-17:00 「香港における超低出生力のパターン」 徐 肇慶（香港科技大学教授）  
"Patterns of Lowest Low Fertility in Hong Kong"  
Edward Jow-Ching TU (Professor, Hong Kong University of Science and Technology)

関心の高いテーマであるため、比較的多数の聴衆が集まり、特に変化が著しい韓国について活発な質疑応答が行われた。なお、上記報告論文の改訂版は当研究所のウェッブジャーナル *Journal of Population and Social Security: Population Study* の A Supplement to Volume 1 «Low Fertility and Social Policies» の第2部 «Low Fertility and Social Policies in Asian NIES» に掲載予定である。  
(小島 宏記)

## 平成14年度厚生労働科学研究・政策科学推進研究事業発表会 「少子化を巡る諸問題について」

平成15年2月27日（木）、東京のJ Aビル国際会議室において「少子化を巡る諸問題について」と題する平成14年度の政策科学推進研究事業発表会が開かれた。この発表会は、厚生労働科学研究の予算規模が拡大し、多くの研究プロジェクトが実施されるようになったことをうけて、政策科学研究分野の研究費の広報と研究成果の普及を兼ね恩賜財団母子愛育会の主催で平成11年度から実施されているもので、今回で4回目となる。

当日のプログラムは下記の通りである。

1. 基調講演「少子化社会と社会保障」 山崎泰彦（上智大学文学部社会福祉学科教授）
2. シンポジウム「少子化を巡る諸問題について」  
座長：阿藤 誠（国立社会保障・人口問題研究所所長）
  - (1) 少子化に関する家族・労働政策の影響と少子化の見通しに関する研究  
高橋重郷（国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部長）
  - (2) 若者の将来設計における「子育てリスク」意識の研究  
山田昌弘（東京学芸大学教育学部助教授）
  - (3) 社会保障制度の枠内での少子化対策に効果的な育児支援に関する研究  
鈴木真理子（岩手県立大学社会福祉学部臨床福祉学科助教授）

### 総合討論

少子化のテーマは第1回に続いて2回目であったが会場は超満員の盛況で、少子化問題への関心の高さをうかがわせた。山崎泰彦上智大学教授による基調講演は、育児の社会化の視点から「次世代育成支援」（少子化対策に代わる用語）の強化の必要性を指摘し、持論の育児保険をあらためて提唱した。

続くシンポジウムは筆者の司会で、まず本政策科学推進研究事業のうち少子化関係のプロジェクトの主任研究者3名によるプロジェクト成果の報告が行われた。本研究所高橋重郷部長は主として少子化の現状を人口学的モデルを用いて説明し、それに社会経済データを組み合わせて少子化の時代背景説明を行った。山田昌弘東京学芸大学助教授はパラサイト・シングル論からもう一步進めたポスト・モダン的若者論によって、フリーター増大現象を解明する必要性を提唱した。鈴木真理子岩手県立大学助教授は諸外国の子育て支援制度を紹介しつつ、育児保険の創設による子育て支援の強化の必要性を訴えた。その後で、主として基調講演者と報告者に対する会場からの質問・コメントに応ずる形で総合討論が行われたが、驚くほど多くの質問が出されたとの時間の制約もあり、それぞれの質問者の論点について十分に論議できなかったことが残念であった。

（阿藤 誠記）

## 日本人口学会2002年度第1回東日本地域部会

2003年3月1日（土）午後、国立社会保障・人口問題研究所にて日本人口学会の原俊彦理事（東日本地域部会担当）の企画により開催され、以下2題の報告がおこなわれた。

1. 「中国『人口・計画出産法』の意味と2000年センサスの結果」

若林敬子（東京農工大学大学院教授）

2. 「ドイツ・オランダ語圏の出生動向と家族政策」

原 俊彦（北海道東海大学教授）

大淵寛会長（中央大学教授）をはじめ20名（会員外あるいはジャーナリストも含む）の参加者があり活発な質疑がなされた。  
(佐藤龍三郎記)

## 日本地理学会2003年度春季学術大会

日本地理学会2003年度春季学術大会が、2003年3月29～30日、東京大学本郷キャンパス（文京区）において開催された。口頭178件、ポスター・コンピュータ67件の計245件の一般発表、および42件の発表を含む5つのシンポジウムが行われた。発表件数は増加傾向にあるが、近年特にポスターセッションの増加が目立っている。人口関連分野についても多数の報告がなされたが、以下主なものについて紹介する。

「バンコク大都市地域における近年の人口都市化と人口移動の動向－2000年センサスの結果から」

中川聰史（神戸大学）

「タイにおける1960－70年代人口動態と人口移動との関連の地域差」

高橋眞一（神戸大学）

「都心周辺部への定住－1990年代の名古屋における人口変動と住宅再開発」

尾崎由利子（名古屋大学・研）

「大隅諸島への移住者－インタビューによる人口移動分析」

谷川典大（鹿児島大学・学）

「都心－千代田区神田小川町－における土地利用の変化と人口高齢化」

長沼佐枝（東京大学・院）

「日本の都市圏における人口変動－G I Sによる地域メッシュ統計の分析」

江崎雄治（専修大学）、小池司朗（社人研）、武者忠彦、小口高（東京大学）

「全国47都道府県における標高・傾斜と人口密度との関係－G I Sによる地域性の検討」

小口高、伊藤史子（東京大学）、青木賢人（金沢大学）、江崎雄治（専修大学）

（小池司朗記）

## 高齢死亡および結婚研究報告に関するドイツ、米国への出張の報告

「加齢率パターンに関する数量的研究 Quantitative Analysys of Aging Rate Pattern」（米国国立加齢研究 NIH 研究助成、主査 Shiro Horiuchi）の一環として、高齢死亡パターンの国際比較と日本における地域変異に関する報告を、ドイツ、マックスプランク人口研究所 Max Planck Institute for Demographic Research のセミナー（平成15年1月30日）において行った。Vaupel教授（所長）をはじめとする研究所の死亡研究グループの出席を得て、米国白人、およびカナダに特異な高齢死亡パターンと沖縄のパターンの類似点や白人、カナダの特異性が1990年代に急速に失われている点に関する研究報告を行い討議が行われた。続いて、米国、ウィスコンシン大学マディソン校、健康加齢に関する人口研究センター The Center for Demography of Health and Aging、および人口生態学センター The Center for Demography and Ecology における二つのセミナー（平成15年2月3、4日）において、同上の研究報告と「わが国の結婚変容に関する人口学的分析」の報告を行った。さらに、米国フィラデルフィアにおいてペンシルバニア大学 The University of

Pennsylvania 文理学部、学部長プレストン Samuel H. Preston 教授との研究会合（平成15年2月6日）に参加した。今回訪問した機関はいずれもヨーロッパ、米国における先端的な人口研究の拠点であり、充実した討議からは得るもののが大きかった。今後、少子化、人口高齢化等、共通の人口問題に直面するヨーロッパ、米国における研究機関、研究者との協力は必須なことであり、当研究所とこれら機関との研究交流が強く望まれるところであるが、海外旅費の逼迫により、今回のように先方からの招きを待たなくてはならないのは残念なことである。

（金子隆一記）

### HIV 感染者数推定及び将来推計方法論に関するワークショップ

2003年3月3日－5日にスイスで開催された、HIV 感染者数推定及び将来推計方法論に関する国際ワークショップに参加したので、ここに報告する。現在、国連エイズ計画（UNAIDS）は、「UN AIDS 疫学参照グループ」の勧告に従い、推定及び将来推計方法論に関して、その過程の概観を示し、様々なソフトウェアをどう利用するかを説明するため、地域ごとに一連の研修ワークショップを計画している。今回の会合の主たる目的は、その HIV/AIDS 感染者数の推定と将来推計方法についての地域別研修ワークショップのために、UNAIDS、世界保健機関（WHO）と、その他のパートナーからなる WHO/UNAIDS 世界 HIV/AIDS 性感染症サーベイランス作業部会の準備を整えることであった。このワークショップでは、ソフトウェアパッケージのデモンストレーションと検討が行われ、推定と将来推計方法論について討議し、地域別研修ワークショップで使用するアプローチについての共通理解を得た。地域別ワークショップは、4月から7月にかけて12回にわたって世界各地で開催され

る予定である。

(小松隆一記)

## 韓国における出生力低下と政策的対応に関する資料収集

厚生労働科学研究費による研究事業「韓国・台湾・シンガポール等における少子化と少子化対策に関する比較研究」の一環として、3月3日～12日にかけて韓国に滞在し、資料収集と専門家との面談等を行った。訪問先はソウル大学、韓国統計庁、韓国保健社会研究院、韓国女性開発院等で、韓国における近年の出生力低下とその背景について資料を入手し、また統計専門官や研究者から貴重な示唆を得ることができた。またこの研究事業では、韓国の高出生力地域として済州島における標本調査が予定されており、調査実施を引き受けさせていただいた韓国精神文化研究院の殷棋洙教授とともに、調査予定地を視察することができた。

(鈴木 透記)